

平成20年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成20年 9 月11日 開会

平成20年 9 月19日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成20年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（9月11日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
発議第1号及び発議第2号の上程、説明.....	7
議案第1号ないし議案第20号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明.....	8
休会の件.....	55
散会の宣告.....	56

第2号（9月17日）

議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	57
出席議員.....	57
欠席議員.....	57
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	57
職務のため出席した者の職氏名.....	58
開議の宣告.....	59
議案第21号の上程、説明.....	59
一般質問.....	61
齊藤隆君.....	61

森川 忠君.....	77
越川 洋一君.....	91
川島 富士子君.....	107
休会の件.....	123
散会の宣告.....	123

第 3 号 (9 月 1 9 日)

議事日程.....	125
本日の会議に付した事件.....	126
出席議員.....	126
欠席議員.....	126
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	127
職務のため出席した者の職氏名.....	127
開議の宣告.....	128
諸般の報告.....	128
一般質問.....	128
杉 森 幹 男 君.....	128
発議第 1 号の質疑、討論、採決.....	138
発議第 2 号の質疑、討論、採決.....	138
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	139
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	139
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	140
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	140
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	142
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	143
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	144
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	146
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	147
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	157
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	158

議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	158
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	159
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	183
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	185
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	186
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	187
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	188
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	188
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決.....	189
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	190
請願・陳情の件.....	190
日程の追加.....	193
発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	193
閉会の宣告.....	194
署名議員.....	195

9 月 定 例 会

(第 1 号)

平成20年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年9月11日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第1号及び発議第2号について(提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第20号、報告第1号及び報告第2号について(町長提案理由説明)
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	囿	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君	
17番	越	川	輝	男	君	18番	越	川	洋	一	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	布施勇君	
総務課	長	小堀正博君	企画財政課	長	高蝶文徳君
環境防災課	長	伊藤賢二君	税務課	長	並木俊郎君
住民課	主幹	若梅操君	産業振興課	長	林新一君
都市建設課	長	瀬理和夫君	福祉課	長	山本照男君
健康管理課	長	実川薫君	食肉センター	長	土屋文雄君
東陽病院	事務	長	田鍋悦央君	会計管理者	清宮貴美子君
教育	長	海保教之君	教育課	長	林英次君
社会文化課	長	高埜広和君	監査委員	大木國臣君	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書記	須合京子
---	---	------	----	------

開会の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。これより平成20年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

2番議員 森 川 忠 君

18番議員 越 川 洋 一 君

を指名します。

会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日より9月19日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間と決定をいたしました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者について、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日、住民課長、海保清一郎君欠席のため、住民課主幹、若梅操君が説明員として出席しておりますので、ご報告いたします。

次に、請願・陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理しました請願 2 件、陳情 1 件は、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、ご報告いたします。

次に、議員派遣結果報告について、副議長、川島透君からお手元に配付のとおり報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員会委員長、嘉瀬清之君から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市広域水道企業団議会について。

議員、嘉瀬清之君、お願いします。

〔 1 2 番議員 嘉瀬清之君登壇 〕

1 2 番（嘉瀬清之君） おはようございます。

山武郡市広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

8 月 4 日に開催された平成 20 年山武郡市広域水道企業団議会 8 月定例会の報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、1 議案と報告 1 号から 3 号までの 4 案件であります。

議案第 1 号は、平成 19 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。収益的収支についてであります。収益的収入 57 億 5,179 万 892 円で、主なものは給水収益 41 億 2,781 万 630 円、構成市町及び県補助金等 12 億 9,942 万 6,000 円であります。収益的支出については 53 億 1,997 万 7,143 円であり、主な支出は受水費の 32 億 6,896 万 2,466 円と全額償却し、9 億 3,767 万 8,480 円あります。この結果、4 億 3,181 万 3,749 円の純利益が計上されました。

また、資本的支出における収入は 3 億 5,718 万 5,646 円で、その内訳は国庫補助金や企業債工事負担金であります。

資本的支出は 14 億 6,302 万 2,816 円であり、その内訳は、建設改良費や企業償還金であります。収入額が支出額に不足する額 11 億 583 万 7,170 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

報告第 1 号は、平成 19 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越決算についてで

ありますが、地方公益企業法第26条第1項の規定による建設改良費の1億5,652万8,000円を翌年度に繰り越しするものであります。

報告第2号は、平成19年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越決算書（事故繰越分）についてであります。地方公益企業法第26条第2号ただし書きの規定による事故繰越額3,428万4,000円を翌年度に繰り越しするものであります。

報告第3号は、平成19年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計経営健全化の審査についてであります。地方公益団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査の結果、実質的な基金不足額の発生もなく、当該支出がなしであることは経営健全化基準を十分満たしている状況である。

よって、平成19年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算は良好な状況にあると認められました。提案された議案は原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 嘉瀬清之君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、八匠水道企業団議会について。

議員、川島透君。

〔13番議員 川島 透君登壇〕

13番（川島 透君） 8月7日開催された平成20年8月八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、3議案と報告1件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定についてであります。本案は、消防救急無線設備の整備及び管理する項目を追加するものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めるもので、八匠水道企業団職員の育児休業に関する条例及び八匠水道企業団職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正する条例を整理するものです。

議案第3号は、平成19年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支については、水道事業収益13億7,101万5,478円に対し、水道事業費用13億7,881万1,391円で、差し引き779万5,913円の純損失となりました。

水道事業費用の内訳は、営業費用13億666万2,551円、営業外費用7,100万4,141円、特別損失114万4,699円であります。

このうち主な費用は、九十九里水道企業団に支払った受水費 7 億4,628万5,587円、減価償却費 3 億662万8,648円、企業債借り入れに伴う支払利息7,088万6,308円であります。

資本的収支について、収入では負担金104万500円、給水申込納付金3,852万4,500円、企業債 6 億4,750万円、計 6 億8,706万5,000円であります。

支出は、建設改良費3,521万2,123円、給水工事費353万6,845円、企業債償還金 8 億8,801万1,928円、計 9 億2,676万896円であります。

この結果、収入額が支出額に対し不足する額 2 億3,970万9,366円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

次に、報告第 1 号 平成19年度八匠水道企業団資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項に規定する審査の結果、資金不足比率なしであり、19年度決算における経営は良好な状態にあると認められました。

提案されました 3 議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、八匠水道企業団議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 3 番議員 川島 透君降壇 〕

議長（八角健一君） 次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。

議員、鈴木克征君。

〔 8 番議員 鈴木克征君登壇 〕

8 番（鈴木克征君） 8 月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成20年 9 月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、3 議案です。

議案第 1 号は、専決処分承認を求めるもので、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県総合事務組規約の一部を改正する規約の制定についてであります。

本案は、消防救急無線設備の整備及び管理並びに別表の項目を追加するものです。

議案第 2 号は、平成19年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入は 9 億8,421万3,306円で、その内容は市町負担金 6 億1,551万9,000円、火葬場使用料及びごみ処理手数料 1 億6,703万2,900円、そのほか繰入金、繰越金等でありませす。

歳出は 9 億2,415万9,468円で、その内容は人件費と総務費 1 億8,149万1,957円、火葬場及び清掃事業費 5 億4,904万1,399円、地方債返還金 1 億9,362万6,112円等であります。

この結果、歳入歳出差引残高6,005万3,838円であり、そのうち3,002万7,000円を財政調整

基金に繰り入れ、3,002万6,838円を翌年度に繰り越すことになりました。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。構成市町の監査委員からの選任の監査委員と議員選任の監査委員がそれぞれ任期満了となり、一時失職され、それと同時に組合員の監査委員も失職したため、引き続き監査委員として選任したく、匝瑳市ほか二町環境衛生組規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案された3議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成20年度9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会については、お手元に配付の資料をもって報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

発議第1号及び発議第2号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、発議第1号及び発議第2号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、嘉瀬清之君。

〔議会運営委員長 嘉瀬清之君登壇〕

議会運営委員長（嘉瀬清之君） 発議第1号及び発議第2号について、提案理由説明を申し上げます。

初めに、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてありますが、本案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場を設けることができる」とする規定が設けられたことから、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するため、横芝光町議会会議規則の一部を改正すべく提案したものであります。

次に、発議第2号 議会の委任による専決処分事項の規定についてありますが、本案は、議会の権限に属する軽易な事項について、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できる事項として規定すべく提案したものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明といたします。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 嘉瀬清之君降壇〕

議案第1号ないし議案第20号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第5、議案第1号ないし議案第20号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、政務報告並びに提案理由説明を申し上げます。

本日ここに、平成20年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙の折にもかかわらず、ご参集をいただき誠にありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年の夏は、異常気象によるゲリラ的集中豪雨が多発し、土砂くずれや河川の氾濫など、全国各地で多くの災害が発生しております。幸いにも、当町においては、このような被害はなく一安心しているところでありますが、台風シーズンを前に改めて防災対策の重要性を再認識しているところであります。

また、オリンピックに沸いた夏でもあり、多くの町民の皆さんが、北京で開催された「スポーツの祭典」に、寝不足になりながらも夜遅くまでテレビ観戦し、国の代表として死力を尽くす選手の姿に大きな感動を受けたものと思います。

さて、議員各位もすでにご承知のように、今月1日の夜、福田首相が突然辞意を表明し、安倍前首相と二代続く内閣総理大臣の突然の辞任に、多くの国民が驚きと憤りを感じたことと思います。

今、我が国では、原油価格の高騰をはじめ年金や医療、福祉に関わる問題など、国民生活に直結する多くの問題が山積しています。既に、自民党総裁選挙が告示され、今月の22日には新総裁が選出されることになっておりますが、いずれにいたしましても、新たに任命され

る内閣総理大臣には、国民の目線による国民主体の国政運営を行っていただくことを切に望むものであります。

それでは、9月議会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

はじめに、平成19年度の各会計ごとの決算状況について申し上げます。

平成19年度一般会計の決算規模は、歳入総額対前年度比6.9パーセント増の98億8,423万円、歳出総額は対前年度比6.0パーセント増の94億5,148万円となり、翌年度へ繰越すべき財源を除いた実質収支額は、4億339万円となりました。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、退職者不補充等による人件費の減少もあり、前年度と比較して2.4ポイント減の90.4パーセントとなっています。また、平成19年度決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき公表することとなった実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標値につきましても、政令で定められている財政の早期健全化基準を下回っている状況にありますので、これらの数値につきましては、本議会におきまして改めてご報告を申し上げます。

なお、一般会計における基金残高ですが、財政調整基金が前年度とほぼ同額の10億3,016万5,000円、減債基金は7,503万4,000円の積立を行い18,464万6,000円の残高となったものの、横芝中学校建設基金や公共下水道終末処理場用地取得のため土地開発基金の取崩しを行なったことから、基金総額は前年度から6億1,076万3,000円減少し、25億2,213万5,000円となっています。一方、地方債現在高は87億810万6,000円となり、前年度より1億5,486万円増加しております。

このような状況の中、合併2年目の平成19年度においては、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、長塚、北清水架橋・取付道路整備事業、横芝中学校改築事業等の重点課題に本格的に着手したところでございます。

各事業の決算の詳細につきましては、本議会におきまして改めてご報告申し上げますが、どの事業も将来の横芝光町にとっては必要不可欠な事業でありますので、今後も引き続き、財政の健全性の確保に留意し、事業の重点選別や事務の簡素合理化に徹し、まちづくりの基本理念とした「調和と創造・自立するまち」の実現を目指し、将来の横芝光町の基盤づくりを、議会のご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が33億6,932万円、歳出総額は31億3,066万円となり、形式収支額は、2億3,866万円の黒字となりましたが、前年度

繰越金や法定外繰入金を差し引いた実質単年度収支額は、5,564万円の赤字となりました。

なお、歳出の3分の2を占める保険給付費の総額は20億1,979万円で、前年度と比べて、額で9,103万円、率で4.7パーセントの伸びとなりました。

また、歳入においては、現年度分の国民健康保険税が、個人所得の伸び悩み等により前年度をわずかに下回ったものの、国の特別調整交付金を前年度とほぼ同額確保するなど、積極的に財源の確保に努めたことから、予定していた財政調整基金の取り崩しは行わず、平成19年度末の基金保有額は1億6,000万円強となりました。

しかしながら、医療費の伸びに加え、国保による実施が義務づけられた特定健診・特定保健指導や、後期高齢者医療制度のスタートなど、国保財政に大きな影響を与える制度改革が、本年4月から実施されたことから、国保を取り巻く財政状況は依然として予断を許さない厳しいものがあり、今後も医療費の動向を的確に把握しながら、医療費抑制対策を着実に推進させ、国保財政の安定運営を図ってまいりたいと考えております。

続いて、老人保健特別会計についてであります。歳入総額が20億9,022万円、歳出総額は20億7,584万円で、収支差引1,438万円を平成20年度で精算することとなりました。

平成19年度の老人医療給付費は19億9,313万円で、前年度と比較して、金額で2,535万円、率で1.3パーセントの増と、ここ数年続いていた老人医療費総額の減少傾向が増加に転じました。更に、老人医療受給者一人当たりの医療給付費は、国保被保険者と比べて4倍近い高額水準で推移していることから、本年度からスタートした後期高齢者医療制度の財政運営への影響が懸念されるところであります。

このため、町としては、今後も訪問巡回指導をはじめ、転倒・ねたきり予防教室や水中ウォーキング教室など、関係部局と連携を取りながら、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進し、高齢者に係る医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。平成19年度介護保険特別会計は、歳入総額15億1,490万円、歳出総額14億7,039万3,000円となり、差引き収支額は、4,450万7,000円の黒字となりましたが、保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金実績額を上回ったため、精算により、平成20年度において3,051万円の返還をすることになりましたので、今次議会において、平成20年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）案に計上させていただきました。

歳入における介護保険料は、前年度決算と比較すると1億2,624万3,000円の増、率では9.1パーセントの伸びとなり、徴収率は昨年度と同率で97.1パーセントとなりました。

また、歳出の84パーセントを占める保険給付費は、前年度決算と比較すると9,822万2,000円の増、率では8.6パーセントの伸びとなりましたが、平成21年度からの第4期介護保険事業計画の策定に伴う保険料改定による激変緩和に備えるため、保険給付費財源の均衡を保つための介護給付費準備基金に、19年度介護会計余剰金の一部と基金運用益をあわせて、6,203万1,000円の積立をすることができ、介護サービス全体としては、比較的安定した会計運営をすることができました。

これは、平成20年3月31日現在の介護認定者が913人で、前年対比1.1パーセント増加傾向にあるなかで、制度改正により平成23年度末に廃止される介護療養型医療施設やその他住宅改修補助等の利用低下などの要因もあり、全体的に保険給付費が伸びているなかであって、結果的にこれら要因が保険給付費を部分的に抑えたものと考えております。

しかしながら、平成20年度における介護認定申請件数は、前年度同時期と比較すると更に増加する傾向にあり、引き続き予断を許さない厳しい財政状況にあります。今後も、介護事業の動向を的確に把握しながら、介護予防事業を着実に推進し、介護会計の安定運営を図ってまいりたいと考えております。

続いて、農業集落排水事業特別会計についてであります。歳入総額が6,984万8,000円、歳出総額は6,494万4,000円となり、実質収支額は490万4,000円の黒字となりました。

維持管理費では、例年、概ね使用料収入で賄えておりましたが、クリーンセンター内の汚水処理施設機器の一部にオーバーホールや修繕等を要したことから、若干不足が生じました。

今後も、引き続き維持管理の軽減と宅内工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてであります。歳入総額が2億4,292万円、歳出総額は2億316万円で、実質収支額は3,976万円の黒字となりました。と畜頭数は、牛、豚ともに昨年度より減頭となりましたが、予算計上した計画頭数は確保できたところであります。

また、施設整備状況についてであります。既に発注した小動物施設冷蔵庫レールポイント交換工事等の設備はほぼ予定どおり完了したところであります。なお、係留所、内臓処理室等の施設関係は、先般の8月臨時議会で契約承認いただいたところであり、9月から本格的に改修工事に入るところであります。

最後に、東陽病院の運営状況についてであります。平成19年度の決算額は、収益的収

支・資本的収支を併せた歳入総額で12億2,619万円、歳出総額は13億5,252万円で、実質収支額は1億2,633万円の赤字を計上する結果となりました。次に、患者数であります、入院が延べ2万6,705人で、昨年より993人、外来は延べ4万8,133人で、昨年より2,432人と、入院・外来ともに減少しております。

平成19年度は、入院・外来ともに患者数が減少したことや、長期の入院患者が増加したことにより、診療単価が下がったことなどが主な赤字の要因となっております。

次に、今年度の状況であります、内科の医師については昨年12月に1名退職してから常勤3名となっておりますが、4月に1名採用し、常勤4名の体制が確保できたところであります、外科については前副院長の退職後の補充ができていないことから、手術等の対応が厳しい状況にありますので、引き続き千葉大学への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

また、平成元年度から3年度の継続事業で行いました病院新築時に借り入れた企業債償還金についてであります、当時の利息は6パーセント前後と高い利息であり、今までは借り換えができないこととなっておりますが、制度改正によって借り換えできるようになったことから、今年度と来年度の2カ年で借り換えを行う予定であります。これにより、今後の償還期間で5億円程度の財政負担が軽減される見込となります。

続きまして、各種諸事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、「長寿医療制度」いわゆる後期高齢者医療制度についてであります、政府与党は、去る6月12日に、制度の運用面での改善方針を決定いたしました。今回の改善は、所得の低い方へのさらなる負担軽減を図るとともに、制度を利用しやすくすることにより、制度の定着を図ることを目的としたもので、その柱は、保険料の負担軽減の拡大と保険料の年金からの天引きの見直しであります。担当課におきましては、速やかに関係する方々への個別周知を行ったところであります。

町といたしましては、今後も制度の円滑な運営を図るために、きめ細かな相談対応を行うとともに、町民の皆様に随時情報を提供してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても、格別のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて環境防災関係についてであります、9月7日の日曜日に、「大雨洪水警報発令中、銚子沖を震源地とする大型地震が発生した」という想定で、『防災訓練』を実施いたしました。今年の訓練は、陸上自衛隊第三普通科大隊第七中隊を始め、消防組合、町消防団、行政総務員、民生員等の協力の下、町全域を対象とした避難訓練、初期消火訓練及び災害時要援

護者安否確認訓練等を実施し、総勢2,051人の参加をいただきました。訓練の実施により、防災意識の高揚が図れるとともに、住民相互の連帯意識の醸成にも寄与できたものと思っております。

次に、環境ボランティア活動についてであります。去る6月15日に実施した「第3回栗山川周辺環境ボランティア活動」には、栗山川堤防の草刈やごみ等の清掃に、約500名の町民の皆さんにご協力をいただき、栗山川周辺の環境美化に努めることができました。また、今月28日の日曜日には、「第4回栗山川周辺環境ボランティア活動」を計画しておりますので、ふるさとの川「栗山川」の環境保全のため、多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、福祉関係事業についてであります。敬老事業のうち、長寿をお祝いして高齢者の皆さんに配布する敬老祝品についてですが、今年の該当者は約3,900名で、現在、全職員が手分けをして各家庭を廻っており、一部を除き、敬老の日までに配布が完了する予定であります。

また、今月15日の敬老の日に合わせて開催を予定している「敬老会」については、550名を超える申込みをいただき準備を進めておりますので、関係機関の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援策として実施している児童医療費助成及び、ひとり親家庭等医療費等助成事業についてであります。児童医療費助成額は、昨年度と比べて7パーセント減となっている反面、ひとり親家庭等医療費等助成額は、86パーセント増と大幅に伸びていることから、不足見込み額を本議会の補正予算案に計上させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、先の全員協議会でご説明いたしました町立保育所の運営については、保護者の皆さんの意見を取り入れながら、保育サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

その他、福祉カーなどによる外出支援サービス事業については、昨年度に比べて40パーセント程度増加しており、医療機関などへの通院に効果を挙げているものと思われま。

次に、障害者福祉についてであります。平成20年7月から障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置として、障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置が拡充されましたが、これに伴う手続き等につきましては、すでに対応したところであります。これにより、緊急措置前の減免適用は、全利用者の55パーセント程度でしたが、措置後は、世帯範囲の見

直しを含め、91パーセント程度まで拡充したところであります。

次に、介護保険事業の核として整備しました、横芝光町地域包括支援センターの実績についてであります。介護予防のための事業を提供し、要介護状態の改善、予防を図る施設として平成19年度から業務を開始したところであります。平成19年度は事業初年度であったものの、相談者のご家族の方々はもとより、地域の皆さんや民生委員等のご協力をいただきながら事業進捗しております。主な実績といたしましては、介護予防サービス計画の作成総数で委託分も含め715件、介護にかかる相談総数で102件となっており、地域の高齢者を支える施設として、地域包括支援センターは、着実にその成果を挙げつつあります。

今後、関係機関との協力体制を図りながら、介護予防教室、介護ボランティア養成講座等の事業を展開し、地域の頼れる包括支援センターとして更なる充実を図ってまいります。

続いて、産業振興課関係についてであります。過日の議会全員協議会にてご説明いたしましたとおり、経営体育成基盤整備事業篠本新井地区は、9月3日付けで千葉県知事より事業計画確定通知があり、県営事業として着手できる運びとなりました。本年度は、実施設計と換地原案作成を行い、平成21、22年度の2カ年で面工事、道路及び排水路工事、平成23年度からパイプライン、道路、排水機場の工事を実施し、平成25年度の完成を目指すものであります。

本地区の特徴は、県内で初めての集落営農型基盤整備事業で、三つの集落営農組織が地域内農地の3分の2以上を利用集積して営農を行い、組織ごとに収入及び支出の経費を一元化する新しい農業経営に取り組むものであります。

次に、観光事業についてであります。海水浴場開設期間前の7月12日に屋形海岸で死者1名の水難事故が起きてしまいました。しかしながら、7月19日から8月24日までの開設期間中は、町内2箇所の海水浴場において、約2万2,000人の来遊客がりましたが、交通安全協会や防犯協会の皆様方のご協力とライフセイバーによる適切な監視業務により事故もなく無事終了することができました。ご協力を賜りました皆様に厚くお礼を申し上げます。

続いて、首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝間)についてであります。本事業は、国土交通省関東地方整備局が行う、都心からおよそ半径40キロから60キロメートルの位置に計画されている、延長約300キロメートルの高規格幹線道路で、既に、東京・埼玉間の一部で供用開始されており、平成27年度の全面開通を目指して事業展開がされております。この計画

の、成田市（仮称）大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジまでは約18.5キロメートルで、当町の道路計画区間は約4キロメートルであります。

今年度の事業計画は、路線測量及び地質調査等が予定され、過日、議員各位には千葉国道事務所から事業計画について説明があったとおりであり、11月には事業内容についての地元説明会を行い、年明け早々に業務に入る予定と伺っております。

地権者をはじめ、関係する皆様方には何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、教育課関係の事業についてであります。横芝中学校建設事業については、請負者の努力により無事故により順調に工事が行われ、建築にあっては予定工期よりも進んでいる状況にあります。現在は、開校に向けた準備事務を進めており、その一つとして学校と移転時期の協議を進めております。

また、開校にあわせた備品購入も進めており、今議会へ生徒用の机や椅子、職員室の書類ロッカーなどの什器備品の購入に関する契約案件を提案させていただきましたので、ご承認くださるようお願いいたします。なお、引き続き教科に使用する教材備品などについても購入準備を進めており、随時発注する予定であります。

続いて、社会文化課関係事業についてであります。横芝光町文化スポーツ振興財団の解散手続きにつきましては、8月22日に第2回目の清算人会を開催し、残余財産の確定を行いました。今後の事務処理といたしましては、今月中に清算完了届を千葉県に提出し、その後、関係機関に清算結了通知を発送して、一連の事務手続きが終了することになります。清算人を始めとする関係者の皆様に改めて感謝申し上げます次第であります。

また、合併後、3回目を迎えた第59回山武郡市民体育大会が、7月13日から8月17日の約1カ月間にわたりに行われましたが、年々成績も上がってきており、横芝光町の一体化が図られてきていることが一番の要因だと確信を持っているところであります。選手をはじめ体育協会役員の皆様に感謝と敬意を申し上げます次第であります。

以上、現在の町の動き等諸般のご報告をさせていただきましたが、議員各位には、今後とも、更なるご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提出いたしました議案について、提案理由を申し述べさせていただきます。

議案第1号の「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、

議員の報酬に関する規定が他の非常勤特別職の報酬に関する規定から分離されるとともに、議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の「横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案は、民法及び地方自治法の一部改正により、地方自治法において民法を準用して定められていた認可地縁団体に係る規定が、地方自治法の新設規定にて具体的に定められることとなったことに伴い、横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第3号の「公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により、「公益法人」が「公益的法人」に改められることに伴い、公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正するとともに、同条例を引用している横芝光町職員定数条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号の「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い並びに育児短時間勤務制度の導入による育児短時間勤務の承認、育児短時間勤務職員の勤務時間、休暇及び給与の取扱いについて措置を講じる必要が生じたことから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号の「横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案は、民法の一部改正により、社団又は財団の設立根拠である民法第34条が削られ、民法第34条の規定により設立された法人については、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律の規定による法人に改められることに伴い、横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号の「横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月30日に公布、同日施行され、寄附金控除の対象及び控除方式等が改正されたことに伴い、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案

したものであります。

議案第7号の「横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定」について。本案は、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部が改正され、ひとり親家庭等医療費等助成対象額のうち、入院時の食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額が対象外になるほか、受給資格者の要件の追加等に伴い、横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号の「町道路線の認定及び廃止」についてであります。本案は、町道0102号線道路改良事業に伴い、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第9号の「平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費、財政調整基金積立金、町民税等計算事務費、障害者自立支援特別対策事業、地域園芸活性化事業、町道2110号線道路改良事業、町道2258号線道路改良事業（東西連絡道路）、駅前広場整備事業、防災行政無線維持管理事業、小学校施設整備事業、横芝中学校校舎等改築事業、文化スポーツ振興基金積立金等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億6,964万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ108億4,845万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第10号の「平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。本案は、実績報告に基づく過年度療養給付費国庫負担金の精算、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整、医療費動向による退職分保険給付費の調整、決定通知に基づく後期高齢者支援金の追加等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ7,195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,195万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第11号の「平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の調整及び後期高齢者医療制度の運用改善に伴う事務費の追加、並びにこれらに係る一般会計繰入金の調整等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ8万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,791万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号の「平成20年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。本案は、前年度における保険給付費及び地域支援事業費への国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町一般会計からの定率による義務的負担金の精算と、人事異動に伴う人

件費の調整等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,186万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億2,786万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号の「平成19年度横芝光町一般会計決算の認定」について。

議案第14号の「平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定」について。

議案第15号の「平成19年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定」について。

議案第16号の「平成19年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定」について。

議案第17号の「平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定」について。

議案第18号の「平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定」について。

議案第13号から議案第18号までは、各会計の平成19年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見を付けて提案したものであります。

議案第19号の「平成19年度横芝光町病院事業会計決算の認定」についてであります。本案は、平成19年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見を付けて提案したものであります。

議案第20号の「横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約の締結」についてであります。本案は、横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求め提案したものであります。

報告第1号の「平成19年度健全化判断比率の報告」についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度における健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

報告第2号の「平成19年度資金不足比率の報告」についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度における資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は、午前11時20分からです。

(午前 11時02分)

議長(八角健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時20分)

議長(八角健一君) 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第4号について、総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長(小堀正博君) ご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号から4号までにつきまして、順次補足説明をさせていただきます。

議案つづり、この緑色の用紙です。こちらの1ページをお開きください。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、町長の提案理由で述べさせていただきましたとおり、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の非常勤特別職の報酬に関する規定から分離されるとともに、議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことから、改正が必要となります横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、横芝光町特別職報酬等審議会条例を一括して改正させていただこうとするものでございます。

議案つづりの2ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、それぞれの条例を記載のとおり改正をさせていただくものでございますが、内容につきましては、こちらの水色の新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

左側が現行で、右側が改正案となっております、アンダーラインの部分を今回改正させ

ていただきたいというところでございます。

初めに、横芝光町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、条例の題名のほか、第1条、2条、3条、5条の見出し及び条文中の「報酬」を「議員報酬」に改めるほか、第1条中「及び第5項」を引用している条項の改正によりまして削除するものでございます。

次に、新旧対照表の3ページをお開きください。

3ページの横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改め、「議会の議員を除く」を削るものでございます。

次に、4ページの横芝光町特別職報酬等審議会条例につきましては、第1条中「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

恐縮ですけれども、議案つづりの2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

議案つづりの5ページをごらんください。

議案第2号 横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚はぐっていただきまして、6ページをごらんください。

横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

本案につきましては、民法及び地方自治法の一部改正に伴い、横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の5ページ、6ページをごらんください。

初めに、登録資格を定めました第2条の2号、3号、4号は、地方自治法の規定により民法の規定を引用しておりましたが、地方自治法の改正で、新たに規定が設けられることになったため、自治法の該当条項にそれぞれ改めるものでございます。

6ページをごらんください。

登録の抹消を定めた11条の規定中、第2項第2号につきましても、同様の理由から改正を

させていただくものでございます。

また、申しわけありませんが、議案つづりの6ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成20年12月1日から施行するというものでございます。

なお、現在、横芝光町で認可地縁団体として登録されてございますのは、横芝地域の東町地区の1団体でございます。

議案つづりの7ページをごらんください。

議案第3号 公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚はぐっていただきまして、公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

また、申しわけありません、新旧対照表の方をごらんください。新旧対照表の7ページをごらんください。

本案につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正によりまして「公益法人」が「公益的法人」に改められたことに伴い、条例の題名及び条文中の「公益法人等」の部分「公益的法人等」に改めるものでございます。

現在、この条例に基づきまして職員を派遣している団体につきましては、現在は社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会の1団体でございます。

また、議案つづりの8ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成20年12月1日から施行する。

2項といたしまして、横芝光町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例」に改める。

議案つづりの9ページをごらんください。

議案第4号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚はぐっていただきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により改正が必要となります横芝光町職員の育児休業に関する条例。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例、これを一括して改正させていただこうとするものでございます。

新旧対照表の9ページからごらんいただきたいと思います。

内容を説明する前に、地方公務員の育児休業等に関する法律にどのような改正があったのか、その概要を先にご説明させていただきます。

大きく2点ございます。

1点は、育児のための短時間勤務制度の導入でございます。これは小学校就学まで希望すれば、給料は減額されるものの、1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、25時間の中から選択し、短縮することができるというものでございます。

2点目といたしましては、育児休業職員の職務復帰後の給与等の取り扱いでございますが、育児休業した職員の昇給換算率につきまして、現行の2分の1を改め、育児休業していた全期間引き続き勤務していたものとみなすというものでございます。

今回の改正は、少子対策が求められている中、公務員におきましても職員が職務を完全に離れることなく、長期間にわたる育児と仕事の両立を目的としたものでございます。この点をお含みおきいただければと思います。

初めに、職員の育児休業等に関する条例関係でございますが、第1条につきましては、先ほど申し上げましたように、育児休業した職員の職務復帰後における給与の扱いの改正や育児短時間勤務制度の導入などから規定の条項を整理したものでございます。

第3条は、再度育児休業を取得することができる特別な事情を定めた規定で、新たに3号の規定を追加し、前項の3号を整理し、4号とするものでございます。

第5条の1号は、字句の修正で5条の2を6条に、見出しの「(任期付採用職員の任期の更新)」を「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改めるものでございます。

第5条の3を第7条に、見出しの「(期末手当等の支給)」を「(育児休業している職員の期末手当等の支給)」に改めるものでございます。

第6条を第8条に、見出しの「（職務復帰後における給与の取扱い）」を「（育児休業した職員の職務復帰後における給与の取扱い）」に改め、本文につきましては、職務復帰時における期間の換算率を現行の2分の1から、育児休業していた全期間引き続き勤務していたものとみなして、昇給の調整ができるよう改正するものでございます。

改正案の第9条から第14条までは、短時間勤務制度の導入によりまして、必要な規定を新たに定めたものでございます。

14ページの方になります。

第7条につきましては、条がずれたことによりまして15条に改めるとともに、2号に「育児短時間勤務職員等」を追加し、号番号と字句の修正を行ったものでございます。

第8条の部分休業の承認規定につきましては、条ずれによりまして16条に改めるとともに、内容をわかりやすく1項と2項に分けたものでございます。

9条、10条、11条につきましては、17、18、19条にそれぞれ改めるとともに、17、18条に見出しを追加したものでございます。

次に、16ページの横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございますが、第2条で、職員の1週間の勤務時間を40時間と定めているわけでございますが、育児短時間勤務制度の導入によりまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間の勤務時間を例外的に扱えるよう、新たに2項でその内容を定めたものでございます。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りを定めておりますが、育児短時間勤務職員につきましては、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができるように、1項のただし書き部分を追加いたしまして、2項で育児短時間勤務職員については勤務の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で、勤務時間を割り振ることができるようにしてあります。

第4条2項につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定める場合の規定でございますが、育児短時間勤務の承認を受けた職員につきましては、その勤務内容を優先した中で定めるよう、必要な規定を追加したものでございます。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務の内容を定めたものでございますが、育児短時間勤務職員につきましては、制度を導入した趣旨から、公務の運営上、特に支障がある場合に限り時間外勤務を命ずることとするよう、その規定を新たに3項で設けたものでございます。

18ページの第14条の年次休暇の関係でございますが、育児短時間勤務の職員にあっては、

その勤務実態に応じて年次休暇が調整されることから、その規定を1号に追加するものでございます。

次に、19ページの横芝光町一般職員の給与に関する条例関係でございますが、第6条は初任給、昇格、昇給等の規定でございますが、育児短時間勤務の職員につきましては、給料月額が減額されることから、必要な規定を3項、4項、6項に追加したものでございます。

第15条は通勤手当の関係でございますが、自動車通勤する育児短時間勤務職員にあっては、平均1カ月当たりの通勤回数が10回に満たない場合は、通勤手当を半額とする規定を追加したものでございます。

18条は時間外勤務手当に関する規定でございますが、育児短時間勤務職員についても、一定の割合で時間外勤務手当が支給できるよう規定を追加したものでございます。

24条は期末手当の関係で、3項で期末手当の基礎額を規定しているわけですが、そのうちの給料月額につきましては、育児短時間勤務職員であっても、通常フルタイム勤務したときの給料月額とするための規定を追加したものでございます。

4項につきましては、4級以上の職員と医療職給料表の適用を受ける職員の加算分の規定ですが、育児短時間勤務職員の加算部分の給料月額につきましては、実際に勤務した時間をもとに算出した額とするため、必要な規定を追加したものでございます。

27条は勤務手当の規定でございますが、3項で定める給与月額を期末手当と同様、育児短時間勤務職員であっても、通常勤務したときの給料月額とするための規定を追加しているものでございます。

なお、育児短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当につきましては、在職期間が規則で調整されますので、実質的な支給額は減額となります。

それでは、また議案つづりの19ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、1項で施行期日を、2項3項で経過措置を定めております。

以上で、議案第1号から第4号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第5号について、環境防災課長、伊藤賢二君。

〔環境防災課長 伊藤賢二君登壇〕

環境防災課長（伊藤賢二君） ご苦労さまでございます。

議案つづりの21ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 5 号 横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する
平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例。

横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年横芝光町条例第102号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「、一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附則としまして、この条例は平成20年12月1日から施行するということで、本案につきましては、民法の一部改正によりまして、民法第34条の規定により設立された法人については一般社団法人または一般財団法人に関する法律、平成18年法律第48号、平成18年6月2日公布、平成20年12月1日施行の規定による法人に改めることに伴い、横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正するものです。

これにつきましては議案第1号から第8号の関係資料、この資料の24ページをごらんいただきたいと思えます。

これは横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例、新旧対照表の現行部分、左側の中ほどに、第6条第1項第2号の線を引いてある部分があります「又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を改正案、右側の線を引いてある部分ですね、「、一般社団法人又は一般財団法人」に改正するものでございます。この6条の第1項第2号をこのように改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、慎重審議の上、ご承認可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤賢二君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第6号について、税務課長、並木俊郎君。

〔税務課長 並木俊郎君登壇〕

税務課長（並木俊郎君） それでは、議案第6号 横芝光町税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正点につきましては、所得から控除しておりました寄附金控除を税額から控除する寄附金税額控除とするもので、住民税の所得割の納税義務者が対象となります。

それでは、議案つづりの23ページをごらんください。

議案第6号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成20年9月11日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

改正分につきましては、17ページにわたりますので、お手元にお配りしてあります横芝光町税条例の一部改正の概要で説明させていただきます。

議案第1号から第8号関係資料の25ページをごらんください。

横芝光町税条例の一部改正の概要でございますが、個人住民税の寄附金制度の改正ですが、1つ目といたしまして、寄附金控除の方式が、所得から控除する方式から税額から控除する方式に変わりました。

2つ目といたしまして、控除対象限度額が総所得金額の今までは25%でしたが、30%に引き上げられました。

3つ目といたしまして、控除対象の適用下限額が10万円から5,000円に引き下げられました。したがって、5,000円を超える部分が控除の対象となります。

4番目といたしまして、20年1月1日以降の寄附金から適用されます。

次に、28ページをごらんください。このつづりの28ページです。

今回追加となる部分でございますが、34条の7、29ページの第1項から30ページの第12号までが該当となります。まず第1号で、都道府県、市区町村に対する寄附金、ふるさと納税と言われているものでございます。

第2号で、社会福祉法の規定による共同募金会と日本赤十字社への寄附金が対象となります。

第3号から12号につきましては、規則で定めることとなっております。

それでは、25ページにお戻りください。

中ほどの寄附金税額控除でございますが、(1)寄附金税額控除ですが、基本控除額と特例控除額の合計額を寄附を行った翌年の翌年度分の住民税の所得割から控除するものでございます。

第1の基本控除額でございますが、基本控除額は、寄附金から5,000円を引いた額の10%が控除されます。10%の内訳といたしましては、県が4%、町が6%でございます。

2の特例控除額でございますが、寄附金から5,000円を引いた額に、90%から所得税の税率を引いた率で算出した額が控除されます。ただし、住民税の所得割の1割が限度となって

おります。

次に、モデルケースで説明させていただきます。

次のページをごらんください。

寄附金控除額の計算方法でございますが、ここにモデルとしてあります本人、配偶者、子供 2 人の 4 人世帯で、給与収入が520万ですと、課税所得金額が約150万円となりますので、所得税の適用税率が5%となります。住民税所得割額が14万7,300円となり、特例控除の上限額は所得割額の10%で1万4,730円となります。

例1で、2万円を寄附した場合でございますが、適用下限額の5,000円が控除対象額となりまして、1万5,000円が控除の対象額となります。所得税の控除額は1万5,000円の所得税率5%ですので、750円となります。

住民税の控除額は、基本控除が1万5,000円の10%で1,500円、特例控除が1万5,000円の85%で1万2,750円となり、所得税と合わせまして1万5,000円が控除されます。

次に、例2の場合でございますが、3万円を寄附した場合、適用下限額の5,000円が控除対象外となりますので、2万5,000円が控除の対象額となります。

所得税の控除額につきましては2万5,000円の5%の1,250円、住民税の控除額は、基本控除額が2万5,000円の10%で2,500円、特例控除につきましては、2万5,000円の85%で2万1,250円となりますが、特例控除の上限額が所得割額の10%の1万4,730円ですので、特例控除の額は1万4,730円となります。したがって、10%を超える6,520円につきましては控除の対象外となります。このケースですと、所得税と合わせまして1万8,480円が控除されます。

以上、雑駁な説明でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔税務課長 並木俊郎君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由の説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

（午前11時55分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。

議案第7号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

緑の議案つづりは41ページから、青の表紙の新旧対照表は56ページでございます。

まず改正の趣旨でございますが、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要項の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点ですが、4つございます。

まず1点目、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりましたことに伴いまして、後期高齢者医療制度の被保険者につきましても、この制度の助成対象者として資格要件に追加するものでございます。

2点目でございますが、障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設に利用契約によって入所している児童につきましては、医療費の自己負担が発生しておりますことから、医療費助成の対象者に加えることとなりました。

3点目でございます、入院時の食事療養費と生活療養費の標準負担額を助成対象から外すこととなりましたが、一方これまで助成対象からはずされておりました入院1日当たり300円の自己負担を助成対象とすることになりました。

このほか4点目、助成対象を明確にするため文言整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、56ページをごらんください。

第2条第2項の改正でございますが、現行規定では、ひとり親家庭等について家庭を単位として提示しておりましたが、支給資格を明確にするため条文の整理を行うものでございます。改正に当たりましては、現行の第2条第2項のひとり親家庭等について、改正案では、ひとり親家庭等の父母等とし、本則と1号及び2号の構成に改めることによりまして、より対象者を明確にするものでございます。

第1号では、児童の父もしくは母がいない場合または父母がいない場合もしくは父母がいても児童を看護しない場合で、祖父母その他の養育者がアからカまでのいずれかに該当する場合は、父もしくは母または養育者と児童の双方をひとり親家庭の父母等と定めるものでございまして、以降で説明申し上げます医療費助成の対象となるものでございます。

アからカにつきましては、婚姻していない一定以上の障害がある者、生死が明らかでないなど特殊事情を想定しております、その内容は現行規定と同じでございます。

第2号につきましては、父母がない場合または父母がいても児童を看護しない場合で、祖父母等の養育者が児童を養育する場合は、児童のみをひとり親家庭の父母等と定めるものがあります。

1号との相違点は、1号で定めるアからカまでの特殊事情がないという点でございます。したがって、2号に該当する場合は、医療費助成は児童本人のみということになります。

以上、第2条の改正は条文の整理をするものでございまして、規定する内容に変更はございません。

57ページの第3条第1項の改正であります。

第3条は、受給資格者を規定するものであります。現行の第3条第1項の本則に医療保険確保が記述されておりますが、これを号の列記により表記するとともに、本年4月から施行されました後期高齢者医療制度の被保険者もこの制度の助成対象者とすべく、第7号として高齢者の医療の確保に関する法律を追加するものでございます。

また、現行の第3条の本則中の括弧書きの部分の改正につきましては、第2条の改正により整理を行ったものでございます。

第3条第2項第3号の改正でございます。この項は受給資格者としなないこと、つまり医療費助成対象外を定めております。現行では、規則で定める施設に入所している者となっておりますが、このたびの改正により、条例に直接表記しようとするものでございます。

医療費助成対象外として、第1号では生活保護を受けている者、第2号では児童福祉法によって里親に委託されている者であります。第3号は、通所により利用する施設を除き、児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設に、措置によって入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等であります。

この規定は、措置によって入所している場合、その入所について生活費や医療費といった費用も公費によって支出されていることから、受給資格者としなない、つまり助成対象外と定めるものであります。

この項に3つの号を追加する改正ですが、58ページをごらんください。

第4号の追加は、医療保険制度において、被保険者が負担すべき額を公費で負担している施設に入所している児童の場合は、医療費負担が発生していないため、児童とその父母等を

助成対象としないことを定めるものですが、障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設に利用契約によって入所している児童本人については、医療費の自己負担分が発生していることから、この事業による補助対象者とするため、括弧書き規定を設け、対象者の拡大を図るものでございます。

第5号では、利用契約によって入所している児童については、父または母を補助対象としないことを、第6号では、利用契約によって入所している児童に父母がない場合または父母がいても児童を看護しない場合の祖父母等の養育者も助成対象としないことを規定するものでございます。5号、6号とも児童本人は助成の対象となります。

第4条第1項第1号の改正でございますが、今回の改正に伴い、引用条項を改正する必要が生じたものでございます。

59ページ、第5条第1項では、医療費助成の範囲を規定しております。第1項本則の改正は文言を整理したものでございまして、内容に変更はございません。

第5条第1項第5号でございますが、この改正は他の福祉制度や介護保険制度などと同様に、ひとり親家庭等の医療費助成につきましても、入院時の食事療養費標準負担額と生活療養費標準負担額を助成対象から除くことになりました。

また一方で、これに伴い、これまで助成対象外でありました入院時の1日当たり300円の自己負担は、今回の改正により助成対象とするものでございます。

附則でございますが、恐れ入りますが、議案つづりの44ページをごらんください。

第1項の施行期日は、本年10月1日であります。ただし、後期高齢者医療制度に関する第3条第1項の改正規定は、4月1日に遡及適用させるものでございます。

また、第2項の経過措置規定につきましては、改正後の条例の適用を、第3条を除き施行期日の本年10月1日とし、同日以前に受けた医療費の助成については、従前の例によることを規定するものでございます。

以上、議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正についての補足説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださるようお願いいたします。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第8号について、都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、議案第8号 町道路線の認定及び廃止につきまして補足説明を申し上げます。

最初に、関係資料、ブルーの表紙の最終ページ61ページになりますが、認定路線箇所図をごらんください。

町道0102号線の1期事業、これは県道横芝停車場吉田線から、宝米区中島地先の延長970メートルにつきましては、平成8年度から平成17年度にかけて整備したものでありまして、また2期事業としては、中島地先から県道八日市場八街線まで、延長1,548.21メートルにつきまして今後整備に着手するものであります。

この図面の中の右側の方ですけれども、赤の実線の、これが現在の0102号線の認定してあるもので、左側の赤の実線が新規に認定するもので、またからの青色の路線、いわゆる旧道及び今後の改良により旧道となる路線をその他の町道として認定するものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案つづりの46ページをごらんください。

また、今ごらんになりました資料の61ページも一緒にごらんになりながら説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

46ページの上の方から、認定路線を最初に説明いたします。

整理番号の1、これは1級でございますけれども、路線番号が0102号線、起点が横芝光町新井字二反町739 - 1、終点が富下字町後278 - 1、延長が2,518.21メートル、幅員が10.5から43.75メートルでございます。

それから、整理番号の2番、路線名1514号線、新井字馬場台431 - 1から市野原字坂里415 - 4、延長が114.56メートル、幅員が5.5メートルから8.6メートル、整理番号の3、1515号線、起点が市野原字近池272、終点が宝米字五反町434 - 2、延長が923.97メートル、幅員が5.5メートルから12.9メートル、整理番号の4、1516号線、起点が傍示戸字門332 - 1、終点が富下字新渋645 - 2、延長が456.52メートル、幅員が5.4メートルから12メートル、整理番号の5、1517号線、起点が富下字大道368 - 1、終点が富下字新渋382 - 1、延長が97.31メートル、幅員が5.4メートルから6メートル。

続いて、廃止路線を説明いたします。

整理番号の1でございますが、路線名が0102号線、起点が新井字二反町739 - 1、終点が富下字大道379 - 3、延長が3,177.98メートルでございます。幅員につきましては5.4メートルから16.7メートルでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第9号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第9号につきまして補足説明を申し上げます。

資料につきましては、平成20年度横芝光町一般会計補正予算（案）（第2号）をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,964万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,845万6,000円とするものであります。

第2条の地方債の変更につきましては、それぞれの事業費の確定によりまして、限度額の変更が5ページ記載の第2表のとおりとなっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、歳入についてご説明をいたします。

目単位でご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

9ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金105万5,000円の減額は、住基システム改修費の額の確定によるものであります。

2目民生費国庫補助金、補正額25万8,000円は、説明欄のとおり障害者程度区分医師意見書にかかわる事務費補助金であります。

5目土木費国庫補助金2,500万円は、町道2258号線、 - 10号線の事業費の変更ににかかわる道整備交付金であります。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金481万1,000円は、障害者自立支援地域活動支援センター、ひとり親家庭等医療費にかかわる県補助金であります。

4目農林水産業費県補助金210万9,000円は、説明欄のとおり「園芸王国ちば」・「ちばエコ農産物」事業にかかわる補助金であります。

8目消防費県補助金42万1,000円は、消防施設強化事業にかかわる補助金であります。

3項委託金、3目土木費委託金7万7,000円は、パーソントリップ調査にかかわる委託金であります。

16款財産収入、2項財産売払収入、3目残余財産清算収入866万9,000円は、文化スポーツ振興財団の解散に伴う清算金の収入であります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金127万8,000円と、3目介護保険特別会計繰入金1,596万9,000円は、ともに平成19年度の精算に伴う特別会計からの繰入金であります。

10ページをごらんください。

2項基金繰入金、2目房総導水路補償施設維持管理基金繰入金84万9,000円は、ポンプ等の修繕の必要な場所ができたため、補修費用に充てるための繰入金であります。

3項横芝中学校建設基金繰入金2,000万円は、中学校の教育備品の購入にかかわる基金からの繰入金であります。

19款1項1目繰越金2億6,941万2,000円は、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項2目雑入304万5,000円は、文化スポーツ振興財団への19年度委託事業の精算金であります。

21款1項町債、1目総務費1,070万円は、2258号線にかかわる合併特例債であります。

3目土木費750万円は、10号線、0206号線にかかわる事業債であります。

5目臨時財政特例債60万円は、学校可能額の決定による補正額の計上であります。

次に、歳出であります。11ページをごらんください。

1款1項1目議会費は、人事異動や給与改定に伴うものであります。

なお、今回の補正で、各項目で職員給与費の補正が計上されておりますが、すべて人事異動に伴う増減や給与改定によるものでありますので、この後の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目説明欄の下の方、一般管理事務費528万4,000円は臨時職員に関する賃金などあります。

4目広報広聴費12万9,000円は、地区座談会にかかわるお茶代等あります。

12ページをごらんください。

5目財産管理費2億169万6,000円は、財政調整基金への積立金であります。

7目財産管理費169万4,000円は、オストメイト使用者にかかわる本庁舎の身障者用トイレの整備工事費及び旧行政センター倉庫のシャッターの改修工事費が主なものであります。

9目地域安全対策費126万円は、交通安全指導などで使用する模擬信号機等の購入費であります。

10目地域振興費10万円は、集会所の修繕経費に不足が生じたため補正計上するものであります。

11目空港対策費10万円は、都市づくり推進協議会の視察研修等に関する負担金であります。

12目情報管理費1,127万円は、住民税の年金からの特別徴収や電子申告支援サービスなどにかかわるソフトの変更委託料や、それに伴うファイアウォールの強化のための委託料などであります。

2項徴税费、2目賦課徴収費、一番下の欄になります2,012万円は、次のページ14ページ一番上の説明欄、住宅借入金等で、所得税から控除し切れない分を住民税から控除する税源移譲特例還付金1,900万円が主なものとなっております。

15ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費149万8,000円は、給与改定等に伴う国民健康保険特別会計への繰出金が主なものであります。

2目老人福祉費、説明欄、全国大会出場助成金2万4,000円は、高齢者将棋大会において、鹿児島県で開催される全国大会出場者があるため、この方への助成金であります。

なお、このほかに県の社会福祉協議会などからも助成金が出るということであります。

3目障害者福祉費542万1,000円は、19年度分の精算を行った結果、障害者自立支援給付費などが過大交付となっていたため、返還することとなった433万4,000円などが主なものであります。

17ページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費302万6,000円は医療費の伸びに伴い、ひとり親家庭と医療費等助成費に不足が見込まれるため、補正計上したものであります。

4目保育所費の説明欄、アスベスト分析調査委託料46万8,000円は、以前にアスベスト調査は行っているところですが、調査対象のアスベストの種類がふえたため再調査を行うものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄の下の方、医療センター事業費負担金227万8,000円は、医療センター構想が白紙となったため減額するものであります。

7目健康づくりセンター費107万8,000円は、先ほど本庁舎の方でもご説明いたしましたが、オストメイト使用者等にかかわる身障者用トイレの改造費、それと非常照明用バッテリーの交換工事経費であります。

18ページをごらんください。

8目環境衛生費の説明欄一番下、資源ごみ集積所施設整備事業補助金60万円は、鳥喰上新田及び北清水集会所に係るごみ集積所整備事業補助金で、補助限度額の1カ所30万円の補助であります。

19ページ、3目農業振興費210万9,000円の補正であります、説明欄、「園芸王国ちば」

強化支援事業補助金は、認定農業者の園芸用ハウスに対する補助であります。

また、「ちばエコ農産物」生産販売推進事業補助金は、草刈り機等の購入補助であります。これはいずれも100%県の補助であります。

5目農地費192万1,000円は、宮川地先の川端機場補修工事負担金及び富下及び新井地区の房総導水路補償施設のポンプ等の修繕費であります。

20ページをごらんください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費7,074万7,000円。

20ページの一番下の欄になります。道路新設改良費7,074万7,000円は町道 - 10号線や、22ページ説明欄に記載の、町道2258号線などの道路改良事業費等であります。

23ページをごらんください。

上から3段目、3目駅前広場管理費412万7,000円は、横芝駅前広場の整備計画にかかわる概略設計委託料であります。

8款1項消防費、2目非常備消防費20万5,000円は、小田部の火の見やぐらの撤去費12万6,000円が主なものであります。

3目消防施設費392万7,000円は、旧行政センターに設置してあります防災行政無線のバッテリーが老朽化したため交換を行うものであります。

4目災害対策費22万2,000円は、防災井戸に使用するエンジンポンプの購入であります。

24ページをごらんください。

9款2項小学校費、1目学校管理費670万5,000円は、上堺小学校音楽教室の床修繕料や保育所のところでもご説明いたしましたが、アスベスト調査委託料、それから改築度を明確化させるための東陽小体育館の耐力度調査委託、日吉・白浜小の校庭の砂入れにかかわる施設整備工事費などであります。

3項3目学校建設費2,000万円は、25ページの真ん中の欄になります。

3目学校建設費2,000万円は、横芝中学校の改築にかかわる管理用教材備品の購入費の追加であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費966万7,000円は、26ページの一番上の説明欄、文化スポーツ振興基金積立金が主なものとなっております。

3目共同利用施設費72万円は、横芝文化会館の駐車場時計塔の修繕費、4目図書館費の393万5,000円はハイビジョンホールの音響設備の修繕費等であります。

6項保健体育費、2目体育施設費871万9,000円は、横芝B & G海洋センタープール棟の鉄

骨の改修、光しおさい公園のキュービクルの改修、ふれあい坂田池公園内の高木の剪定等が主なものとなっております。

3目学校給食費説明欄、光給食センター、それから横芝給食センターにそれぞれ記載の手数料12万3,000円はノロウイルスの検査手数料、横芝給食センターの施設整備工事費68万6,000円は網戸の補修経費であります。

なお、29ページから30ページに給与費明細が記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で平成20年横芝光町一般会計補正予算（案）（第2号）の説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第10号及び議案第11号について、住民課主幹、若梅操君。

〔住民課主幹 若梅 操君登壇〕

住民課主幹（若梅 操君） それでは、議案第10号、議案第11号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第10号の平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第1号）をごらん願います。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,195万1,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをごらん願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金261万3,000円ではありますが、これは平成19年度分の療養給付費に係る国庫負担金につきまして、医療費の額等が確定したことから、精算により本年度に追加交付されたものであります。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金193万8,000円は、一般会計からの法

定繰入金でありまして、このうち3節の職員給与費等繰入金は、人事異動に伴う職員給与費等536万3,000円の増額補正で、5節財政安定化支援事業繰入金は60歳以上の高齢被保険者の割合に応じて、法定基準により一般会計から繰り入れるもので、基準数値の確定に伴い調整しました結果、342万5,000円の減額となるものでございます。

11款1項繰越金、1目その他繰越金6,740万円につきましては、不足財源を前年度繰越金により充当するものであります。

以上、歳入総額は7,195万1,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費536万3,000円ではありますが、人事異動に伴う職員給与費の増額であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、及び次の8ページにわたりますが、8ページの同じく2款保険給付費、2項高額療養費、これらにつきましては退職被保険者に係る療養関係費の増額補正でございます。

医療制度改革に伴いまして、退職者医療制度は段階的に縮小及び廃止が決定し、平成20年度における退職被保険者の数は、前年度の3分の1以下と大幅に減少いたしました。

このため退職被保険者に係る保険給付費につきましては、人数の減に応じて当初予算措置をしたところでございますが、医療費の動向により不足を来す見込みとなりましたので、7ページの2目退職被保険者等療養給付費に3,985万7,000円、4目退職被保険者等療養費に99万1,000円、8ページの2目退職被保険者等高額療養費に1,293万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

引き続き、8ページをごらんいただきたいと思っております。

3款1項1目後期高齢者支援金1,130万6,000円、及び次の4款1項1目前期高齢者納付金22万3,000円につきましては、支払い事務を所管する診療報酬支払基金からの決定通知に基づき追加補正するものでございます。

なお、これらの支援金、納付金につきましては、後期高齢者医療制度を初め国の医療制度改革に伴いまして、医療保険者間の費用負担の仕組みが大きく変わったことによる新たな支出項目でございます。

11款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金127万8,000円ではありますが、これは平成19年度に一般会計から繰り入れました給与費等を初めとする法定繰入金につきましては、平成

20年度に精算して一般会計に返還するものであります。

以上、歳出総額は歳入と同額の7,195万1,000円でございます。

引き続きまして、議案第11号の平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）をごらん願います。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,791万5,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明申し上げます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金8万5,000円の減額は、職員給与費及び町事務費に係る一般会計からの繰入金につきまして、対象となる歳出項目の減額に伴い、同額を減額するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費41万4,000円の減額であります。これは人事異動に伴う一般職給与費21万6,000円の増額及び窓口で使用いたします後期高齢者医療制度の電算処理システムに係る保守管理委託料63万円の減額であります。

この減額につきましては、庁内の窓口電算システムを電算管理部門で一括予算管理することとなったため、保守管理に係る経費を本特別会計で支出する必要がなくなりましたので、当初予算措置した全額を減額するものでございます。

1款総務費、2項1目徴収費32万9,000円の追加であります。これは去る6月に国が決定いたしました制度の見直しに伴いまして、保険料額や納付方法の変更について、対象者全員に通知及び手続のご案内を発送する必要が生じたので、これに必要な経費を追加補正するものでございます。

以上で、平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課主幹 若梅 操君降壇〕

議長（八角健一君） 続いて、議案第12号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第12号 平成20年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書（第1号）の1ページを開いていただきたいと思います。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,186万4,000円を追加し、歳入歳出ともに16億2,786万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

歳入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分131万6,000円は、制度に基づき精算した結果、平成19年度の国庫負担金に不足が生じたので、不足分について国から追加交付を受けるものでございます。

続いて、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金、2節過年度分255万1,000円ですが、これにつきましても制度に基づきまして精算した結果、平成19年度の負担金に不足が生じたので、支払基金から追加交付を受けるものでございます。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金374万5,000円の減額は、人事異動による職員給与の調整による減額でございます。

9款1項1目1節繰越金3,174万2,000円につきましては、不足財源を前年度繰越金で充当するものでございます。

以上、歳入補正総額は3,186万4,000円でございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費374万5,000円の減額につきましては、歳入で減額いたしました人事異動に伴います職員給与の調整でございます。

続いて、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費92万円は、介護予防が必要な特定高齢者の運動機能向上のための事業を実施するための経費の計上でございます。

8ページをごらんください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料31万円は、保険料を精算するために計上したものでございまして、対象は196件でございます。

続いて、2目償還金、23節償還金利子及び割引料1,841万円につきましては、制度に基づき平成19年度分を精算した結果、国に7万351円を、支払基金に476万5,511円を、県へ1,357万4,679円の返還をすることになりましたので、補正計上したものでございます。

次に、4目一般会計繰出金、28節繰出金1,596万9,000円につきましては、平成19年度において超過となりました一般会計からの繰入金について精算するものでございます。

内訳といたしましては、介護給付費分497万8,000円、予防給付費分3万4,000円、地域支援2事業分553万7,000円、職員給与費分47万5,000円、事務費分494万5,000円をそれぞれ一般会計へ返還させていただくものでございます。

以上、歳出補正総額は3,186万4,000円でございます。

9ページ、10ページは給与費明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。存じます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明といたします。慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午後2時からといたします。

（午後 1時47分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。

議案第13号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第13号 平成19年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明をいたします。

資料につきましては、平成19年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書

をごらんいただきたいと思います

資料の2ページをごらんください。

一般会計歳入歳出款別決算額の前年度対比でございます。

まず歳入であります。平成19年度歳入総額は98億8,423万2,000円で、前年度に比較して6億3,920万8,000円、率といたしまして6.9%の伸びとなっております。

次に、款別の明細であります。1款町税が26億81万9,000円と、前年度に比較して2億6,016万6,000円、率にして11.1%の伸びとなっております。

これは三位一体改革の一部としての地方への財源移譲の影響と思われるのですが、逆に2款地方譲与税の中に、18年度まであった所得譲与税1億9,000万円余りの減額や、恒久減税の補てん的な意味合いを持つ9款地方特例交付金の4,000万円余りの減額に加え、地方交付税の9,900万円の減額を見ますと、逆に4,000万円ほどの減になってしまうという状況でありました。

なお、平成19年度の歳入の特徴としては、横芝中学校の改築にかかわる国庫補助金や基金からの繰入金が多いことが挙げられると思います。

次に、歳出であります。3ページをごらんください。

1款議会費、2款総務費が、前年に比較してそれぞれ36.3%、26.1%の減となっております。これは議員数の減や職員数の減のほか、19年度は財調への積み立てができなかったことが大きな要因となっております。

なお、20年度につきましては今議会に補正計上させていただきましたが、2億円程度の財調への積み増しのできる予定となっております。

4款衛生費33.4%の増は、公共下水道用地の取得に伴う歳出増が大きな要因となっております。

5款農林水産業費20.9%の減は、経営体育成基盤整備事業計画書の完成に伴う委託料の減や、農免道路整備事業負担金の減などが主な要因となっております。

9款教育費5億7,408万9,000円、40.8%の増は、横芝中学校建設にかかわる増が大きな要因となっております。

なお、ただいまごらんいただいております決算資料の5ページから28ページにかけて、19年度の主要な事業の実施状況が記載されております。

表の一番左側に決算書の対応ページ、款項目と続き、事業名、決算額とその財源内訳、その説明となっておりますので、主要事業の決算状況の確認にご活用願いたいと思います。

また、34ページから35ページに、19年度末現在の地方債及び債務負担行為残高、51ページ以降には、文化スポーツ等の公共施設の利用状況も記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、簡単ではありますが、平成19年度一般会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第14号及び第15号について、住民課主幹、若梅操君。

〔住民課主幹 若梅 操君登壇〕

住民課主幹（若梅 操君） それでは、議案第14号、議案第15号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第14号の平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、ただいまの一般会計と同じく、平成19年度決算資料に基づきましてご説明申し上げます。

それでは、資料の36ページをお開き願います。

この36ページの上段が国民健康保険特別会計で、左側の表が歳入、右側の表が歳出となっております。

この中から、主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず歳入であります、左側の表をごらんください。

歳入のほぼ3分の1を占める1款国保税につきましては、個人所得の伸び悩み等によりまして、前年度対比で0.9%、額にいたしまして908万1,000円の減となりました。

2款国庫支出金は、前年度対比6.1%、6,294万1,000円の減となりましたが、続く3款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療費の伸びに伴いまして、前年度対比35.3%、9,513万4,000円の大きな伸びとなりました。

次に、5款共同事業交付金でございますけれども、83.7%、1億6,045万2,000円の伸びとなっておりますのは、この共同事業のうち保険財政共同安定化事業が平成18年10月に創設されましたことから、平成18年度は半年分の交付であったものが、平成19年度は1年分の交付であったため、交付額が2倍に増額になったことによるものでございます。

9款諸収入につきましては、前年度対比237.9%と3倍以上の伸びとなっておりますが、これにつきましては、交通事故等の第三者行為による納付金が4倍以上の伸びとなったこと

がその要因であります。

続いて、歳出でございますが、右側の表をごらん願います。

1 款の総務費は、職員給与や事務費などの一般管理費、電算委託料などの賦課徴収費及び趣旨普及費などの経費でございますが、前年度対比24.6%、1,510万6,000円の増となりました。

これは、職員が前年から1名増員となったことや、予算の組み替えにより総務費で支出する項目がふえたこと等によるものでございます。

続きまして、2 款の保険給付費でございますが、歳出の3分の2を占める保険給付費につきましては4.7%の伸びと、依然として医療費の伸びが続いているところでございます。

次に、5 款共同事業拠出金でございますが、この事業は、1 件あたりの医療費が一定基準額を超える高額な医療費を対象といたしまして、一種の補助事業として各国保保険者が拠出金を出し合い、高額医療費の支出状況に応じまして、国保連合会から交付金を交付することにより負担の均一化を図るものでございます。

高額な基準額の違いによりまして、2 つの共同事業がございます。先ほど歳入の共同事業は交付金の項でも申し上げましたとおり、2 つの共同事業のうち保険財政共同安定化事業が平成18年10月に創設されましたことから、18年度は半年分、19年度は1 年分の拠出となった、歳入も同じことでしたが、歳出につきましても、そのように半年分と1 年分の違いがございます関係で、両年度を比較いたしますと、81.5%、1 億6,064万3,000円の伸びとなるものでございます。

なお、歳入の交付金とこの歳出の拠出金はほぼ同額となっております。

続きまして、6 款保健事業費でございますが、決算額が1,040万円で対前年度比17.7%の増となりました。これにつきましてはごらんの資料、ちょっと戻っていただきまして、29ページをお開き願いたいと思います。

主要な事業の状況ということで、特別会計の国保会計が上段に掲げられております。これが保険事業活動費の内容でございます。執行済み決算額が1,040万円で、その内訳といたしまして、3 つの事業を右の説明欄に記載してございます。

上から順に、まず水中ウォーキング教室でございますが、これは合併前の旧光町時代から実施しておる健康づくり教室でございますが、1 期10回でございますが、年4 期の実施で、19年度は延べ125人の参加をいただきまして、支出額は講師謝礼の31万9,000円でございます。

次の国保ヘルスアップ事業でございますが、349万5,000円の支出でございます。これは平成20年度からスタートいたしました特定健診・特定保健指導のリハーサル事業といたしまして、全額国庫補助事業によりまして実施した事業でございます。

最後の短期人間ドック助成でございますが、30歳から74歳までの国保被保険者を対象といたしまして、ここに掲げてございます6つの医療機関と契約して、短期人間ドックの受診に助成を行っているものでございます。

平成19年度は受診者が146人で、前年に比べて57%増と大きく伸びたこともございまして、決算額でも270万円増の658万6,000円の執行でございました。

再び資料36ページにお戻りください。

先ほどの表の続きでございますが、右側の歳出の欄の7款基金積立金でございますが、18年度に721万1,000円の積み増しを行いました。19年度は、基金の利子であります51万8,000円のみ積み立てであったことから、92%の減となりました。

なお、19年度末の基金残高は1億6,051万8,000円となっております。

以上、平成19年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入が33億6,932万3,000円、歳出が31億3,066万4,000円でありました。

引き続きまして、議案第15号の平成19年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

引き続きまして、資料36ページでございます。

下の段の老人保健特別会計の表をごらんいただきたいと思います。

老人保健特別会計は、75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満で、一定の障害のある方の医療費を賄う会計でございますが、平成20年4月からは、これらの方々は基本的に後期高齢者医療制度に移行したことは、ご承知のとおりでございます。

それでは、主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず、左側の歳入でございますが、歳入の半分を占めます1款支払基金交付金でございますが、前年度対比で3.8%、4,087万9,000円の減でありました。

2款国庫支出金は3.0%、1,854万7,000円の伸びでした。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が、前年度対比で16.4%、3,267万円の増となっております。

6款諸収入の増加につきましては、国保会計と同様、第三者納付金の増額が大きな要因となっております。

次に、歳出でございますが、右側の表をごらん願います。

歳出全体の97.5%を占めます2款医療諸費が、前年と比較いたしまして率で1.3%、額で2.613万5,000円の増額となり、ここ数年続いてまいりました老人医療費の減少傾向が平成19年度は増加に転じました。

3款諸支出金につきましては、前年度対比で32.1%、2,097万1,000円の減となっておりますが、これは精算による一般会計への返還金が、19年度は前年度に比べて約2,000万円少なかったことによるものでございます。

以上、平成19年度の老人保健特別会計の決算額は、歳入が20億9,022万2,000円、歳出が20億7,583万8,000円でありました。

以上で議案第14号、議案第15号の補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課主幹 若梅 操君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第16号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第16号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計決算の補足説明を申し上げます。

資料につきましては、これまでごらんいただきました同じ資料でございます。

恐れ入りますが、29ページをごらんください。

29ページの下の方の表が介護保険の主要な事業の状況でございます。

介護保険会計における主要事業として、2つの事業を計上しております。

第1に、1款1項1目の事業名、一般管理費であります。この事業の主たる目的は介護保険事業を円滑に機能させるための事務経費でございます。主な内容といたしましては、介護保険計画策定委託料の147万円、介護保険電算システム保守委託料の222万2,000円並びにシステム賃借料の141万1,000円となっております。

第2に、5款2項1目の事業名、包括的支援事業任意事業であります。これが今後の介護保険施策における最重点事業として掲げられているもので、主たる事業目的といたしましては介護予防を確立させるための事業経費であり、主な内容といたしましては、地域包括支援センター運営委託料1,661万3,000円につきましては、平成19年度から開始した事業で、横芝光町地域包括支援センター設置運営要項に基づき、事業を民間に委託しているものでございます。

専門職による高齢者相談、介護サービス利用の総合調整、さらには地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーと関係機関との相互連携を図り、介護予防事業の実施、認知症サポーターの養成講座の開催、高齢者の権利擁護の推進を図り、高齢者虐待の防止などを図っているものでございます。

また、次の地域包括支援センター補助金129万5,000円につきましては、地域包括支援センターの活動に必要な電算ソフト取得経費及び車両購入に係る経費を補助金として交付したものでございます。

そのほか高齢者配食サービス事業委託料390万5,000円につきましては、生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者に対する配食サービスに係る経費であり、介護用品支給委託料491万8,000円は、介護認定されている方へのおむつの支給に係る事業経費となっております。

以上が介護特別会計における主要事業の状況でございます。

続きまして、資料の37ページをごらんください。

37ページ、上段部分が介護保険特別会計決算の状況でございます。

上の左側の表が歳入でございます。

1 款保険料、決算額 2 億3,693万9,000円でございます。平成18年度と比較いたしまして2.9ポイント、663万1,000円の増額となりました。介護保険における人口の状況であります。平成20年3月31日現在、65歳以上の方が7,052人で、高齢化率は26.9%でございます。

あらかじめ保険料を年金から差し引く特別徴収と個別に保険料を納めていただく普通徴収で重複する方がおりますが、特別徴収が6,371人、徴収率100%、普通徴収が1,078人、85.1%、繰越滞納分293人、29.1%でございます。

2 款使用料及び手数料は211万2,000円でございます。

介護予防事業として、足元元気教室の開催に係る手数料、包括的支援任意事業として紙おむつ支給や配食サービスなど実施いたしましたが、その際の手数料がこの科目でございます。介護予防事業には19人の方が、包括的支援任意事業には241人の方が利用されました。

3 款国庫支出金 3 億281万円、この主なものは、制度に基づきまして施設サービス給付費の19%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額 2 億1,203万7,000円、財政調整のための交付金8,064万7,000円でございます。

4 款支払基金交付金 3 億8,866万4,000円は、制度に基づきまして介護給付費の31%相当額となります。3 億8,344万8,000円、介護予防事業に要する経費の31%相当額521万6,000円でございます。

5 款県支出金 2 億 781 万 1,000 円は、制度に基づきまして施設サービス給付費の 17.5% 相当額及び居宅介護サービス給付費の 12% 相当額でございます。

6 款財産収入 31 万 4,000 円は、介護給付費準備基金の利子でございます。本年 3 月末日現在の基金残高は 1 億 5,341 万 9,000 円でございます。

8 款繰入金 2 億 5,692 万 9,000 円は、一般会計からの繰り入れでございます。制度に基づきまして、施設サービス給付費及び居宅サービス給付費ともに 12.5% 相当額である 1 億 5,928 万 8,000 円、介護予防事業費の 12.5%、21 万 6,000 円、包括的支援任意事業費の 20.25% 相当額 1,414 万 4,000 円のほか、職員給与費及び介護認定審査等に要する経費など事務的経費を一般会計から繰り入れたものでございます。

9 款繰越金 1 億 1,914 万 1,000 円は、平成 18 年度からの繰越金でございます。

11 款諸収入 18 万円は、介護会計預金利子でございます。

以上、歳入合計は 15 億 1,490 万円でございます。

次に、右側の表の歳出についてご説明いたします。

1 款総務費 8,126 万 4,000 円でございますが、職員 7 名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費を共同事務として実施しております介護認定審査に関する行政組合負担金が主なものでございます。

2 款保険給付費は 12 億 3,447 万 6,000 円で、歳出全体の 84% となりました。平成 19 年度の要介護認定者数は 913 人であります。給付の多い主なサービスは、居宅介護サービスが通所介護 3,301 人、訪問介護 2,381 人、短期入所生活介護 954 人などとなっております。

一方、施設介護サービスでは老人福祉施設、特養でございますが、1,387 人、延べでございます。老人保健施設延べ 820 人、療養型医療施設延べ 260 人などとなっております。

3 款財政安定化基金拠出金は 136 万 5,529 円でございます。千葉県が設置しております介護保険財政安定化基金に、県内の保険者が拠出するものでございます。

4 款基金積立金は、介護保険事業の安定化のため 6,203 万 1,000 円を積み立てたものでございます。本年 3 月末日現在の基金残高は、先ほども申し上げましたが、1 億 5,341 万 9,000 円でございます。

5 款地域支援事業費は、18 年度から新たに始めました介護予防事業の実施のために設置した科目でございます。介護予防事業として 145 万 4,000 円、包括的支援事業任意事業として 2,682 万円、合計 2,827 万 4,000 円を支出させていただきました。

任意事業では、支援を必要とする高齢者への配食サービス 99 人、紙おむつ等の支給 142 人、

地域包括支援センター委託料1,661万3,000円、また同センター補助金129万5,000円でございます。

介護予防事業につきましては、支援を必要とする高齢者への配食サービス等でございます。

7款諸支出金6,298万4,000円は、第1号被保険者保険料の還付45万4,000円及び制度に基づきまして、平成18年度分を精算した結果、超過分を国に2,608万3,000円、支払基金に468万9,000円、また町一般会計に3,176万円を返還したものでございます。

以上、歳出合計は14億7,039万4,000円でございます。

この結果、収入済額から支出済額を差し引きました実質収支は4,450万7,130円となりました。

以上で介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、承認くださるようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第17号について、産業振興課長、林新一君。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

産業振興課長（林 新一君） それでは、議案第17号 平成19年度横芝光町農業集落排水特別会計決算について補足説明をさせていただきます。

決算説明資料に基づいて説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

下段となりますが、まず初めに歳入でございますが、1分担金及び負担金では歳入がございませんでした。

2 使用料及び手数料では、決算額が892万4,000円で、前年度に比較し25万3,000円、2.9%の増額となっております。木戸台地区で2世帯、10人、中台地区で1世帯、1人の新規加入がございました。

3 繰入金是一般会計からの繰入金でございますが、決算額が5,089万5,000円で、前年度に比較し351万4,000円、7.4%の増額となっております。木戸台クリーンセンターの回分槽水中かくはん機の修繕料並びに公債費の増額によるものでございます。

4 繰入金は、決算額が367万5,000円で、前年度に比較しますと126万8,000円、52.7%の増額となっております。

5 雑収入は、決算額が635万4,000円で、前年度に比較し635万2,000円と大幅な増額となっております。平成13年度から16年度におきまして、消費税及び地方消費税に課税誤りがござ

いまして、これも還付金が634万6,082円でございます。

歳入合計は、決算額が6,984万8,000円で、前年度に比較し1,934万3,000円、19.4%の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、1 総務費では決算額が1,403万3,000円で、前年度に比較し663万9,000円、89.8%の増額となっております。

歳入でご説明申し上げました消費税及び地方消費税の課税誤り分を一般会計に繰り出したことが主な要因でございます。

2 事業費は、決算額が1,017万2,000円で、前年度に比較し203万円、24.9%の増額となっております。木戸台クリーンセンターの回分槽水中かくはん機の修繕、これがあったことが主な要因でございます。

3 公債費は、決算額が4,073万9,000円で、前年度に比較し144万5,000円、3.7%の増額となっております。据置き期間が終了し、新たに償還の始まったものもございまして増額となったものでございます。

歳出合計は、決算額が6,494万4,000円で、前年度に比較しますと1,011万4,000円、18.4%の増額となっております。

以上、平成19年度農業集落排水特別会計の決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第18号について、食肉センター所長、土屋文雄君。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第18号 平成19年度横芝光町菅東陽食肉センター特別会計決算について補足説明を申し上げます。

引き続き、平成19年度決算資料38ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款歳入の大宗をなします事業収入は1億7,389万9,000円で、対前年2.9%の減、額で527万8,000円の減額となりました。屠畜頭数は、豚で13万9,480頭で、対前年3,335頭の減、牛で2,833頭で、対前年5頭の減となり、それぞれ頭数が減少したことから、センター使用料を初めとする各使用料が減額をいたしました。

2 款の県支出金は1,374万8,000円で、対前年455.7%の増、額で1,127万4,000円の増額となりました。増額の要因につきましては、施設改修に対しまして、県補助金1,133万円が交付されたものでございます。

3 款の財産収入50万3,000円は基金利子でございます。

4 款の数字がゼロになっておりますけれども、当初500万円を施設改修に対し予定しておりましたけれども、県補助金が交付されたことによりまして減額し、積立金に充当したところでございます。

5 款繰越金5,449万4,000円は、前年度繰越金でございます。

6 款の諸収入27万3,000円は、牛枝肉確認証等の受託金並びに預金利子等でございます。

以上、歳入合計は2億4,291万8,000円で、対前年0.5%の増、額で127万9,000円の増額となりました。

続きまして、歳出でございますけれども、1 款の総務費は決算額8,568万8,000円で、対前年2.7%の減、額で234万円の減少でございます。減少の主な要因につきましては、公課費の消費税の減額によるものでございます。

2 款の施設管理費は、決算額9,451万円で、対前年42.9%の増、額で2,835万6,000円の増額となりました。増額の主な要因につきましては、施設管理費では原油高の影響により、燃料費、光熱水費での増、施設整備費では、施設改修に係る事業費がふえたことによるものでございます。

3 款の公債費、決算額1,796万2,000円であります。計画どおりの支出となりました。

なお、19年度末の起債残高は1億7,708万4,000円となります。

4 款の積立金でございますけれども、当初予定しておりませんでしたけれども、県補助金が交付されたことによりまして、500万円を積み立てることができました。19年度末の基金の保有高は1億5,983万2,000円となります。

以上、歳出合計2億316万円で、対前年8.6%の増、額で1,601万6,000円の増額になりました。

なお、予算現額に対する執行率は96.9%であり、歳入歳出差引残高は3,975万7,000円となります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第18号の補足説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、議案第19号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第19号 平成19年度横芝光町病院事業会計

決算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続きまして、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書を
ごらんいただきたいと思います。

39ページをお開きください。

決算額を前年度と比較した表になっておりますが、平成19年度は前年度と比較いたしまし
て、入院・外来ともに患者数が減少したことで、年度当初に外科医師が1名体制であったた
め手術ができなかった等の理由から、また長期入院患者が増加したことにより、患者1人当
たりの診療単価が下がったことが要因となり、医業収益が前年度に比較して減少しているほ
か、医業外収益も一般会計からの繰入金が増加したために減となっております。

それでは、まず収益的収入及び支出でございますが、収入は、病院事業収益全体では10億
9,169万2,000円で、18年度に比較いたしまして9,237万6,000円、7.8%の減となりました。
内訳は医業収益が7億7,781万7,000円で、前年比7.2%の減でございます。

医業外収益が3億1,387万5,000円となりまして、前年度比といたしまして9.2%の減とな
っております。特別利益はございませんでした。

続きまして、支出は病院事業費用全体では12億1,840万1,000円で、18年度と比較いたしま
して2,902万3,000円の減、率では2.3%の減となっております。内訳は医業費用が10億8,338
万8,000円、2.6%の減となっております。

医業外費用が1億3,501万3,000円となっております、前年度比0.3%の減でございます。
特別損失と予備費はゼロでありました。

次に、資本的収入及び支出をごらんいただきたいと思います。

収入は、資本的収入全体で1億3,258万2,000円で、18年度に比較いたしまして1,649万
5,000円の増となっております、その内訳は、エクス線一般撮影装置C Rシステムの購
入のための企業債借り入れが3,700万円、企業債償還金元金と医療機器購入のために、一般
会計から繰り入れをお願いした出資金が9,190万7,000円、国庫調整交付金として補助金が
367万5,000円となります。

支出につきましては、資本的支出全体で1億3,236万7,000円で、医療機器等の購入に要し
ました建設改良費が5,722万8,000円、企業債償還金が7,513万9,000円で行いました。

以上で平成19年度横芝光町病院事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審
議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第20号及び報告第1号、報告第2号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第20号でございますけれども、本日お配りいたしました資料の中に、A4判1枚で、議案第20号という資料が入っております。横芝光町立横芝中学校の家具備品物品売買契約の締結についてという1枚ぺらで入っている資料でございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。

議案第20号 横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約の締結について。

横芝光町立横芝中学校家具備品の購入について。

下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約であります。

契約の方法は、指名競争入札で11社を指名いたしました。4社から指定物品をそろえられないと辞退届があり、最終的に7社で入札を実施しております。

契約金額及び契約の相手方は、税込み7,539万円で、この金額を示しました千葉縣市川市市川南1丁目9番23号、京葉産業株式会社、代表取締役、鈴木孝雄となっております。

なお、今回の入札の税込み予定価格は7,875万円で、落札率は95.7%となっております。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

引き続き、報告第1号、第2号についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、緑色の表紙、議案つづりの51ページをごらんいただきたいと思っております。

報告第1号 平成19年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成19年度における健全化判断比率を次のとおり報告するものであります。

実質赤字比率及び連結赤字比率は、赤字がありませんので表示されません。実質公債費比率は11.7%、将来負担比率は67.9%であります。いずれも、括弧内の数値、早期健全化基準を下回る比率となっております。

続いて、報告第2号についてご説明を申し上げます。

次のページ53ページをごらんください。

報告第2号 平成19年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度における資金不足比率を次のとおり報告するものであります。

病院事業会計が7.2%の資金不足比率、農業集落排水事業特別会計及び東陽食肉センター特別会計は、資金不足がありませんので、比率は表示されません。

なお、公営企業会計における経営健全化基準は20%を超えた場合となっておりますので、適切な範囲内にあるものと判断しております。

以上で議案第20号、報告第1号、第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで、代表監査委員から平成19年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

代表監査委員、大木國臣君。

〔代表監査委員 大木國臣君登壇〕

代表監査委員（大木國臣君） それでは、平成19年度横芝光町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに横芝光町東陽病院事業会計決算の審査意見書を説明いたします。

初めに、平成19年度の横芝光町一般会計並びに国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計にかかわる収入、歳入歳出決算、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、以上を審査の対象にいたしました。

次に、審査の期間は、平成20年8月21日から平成20年8月26日まで。

審査の手續、決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿その他証書類を照合精査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、基金の運用については計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか精査しました。

4番目、審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

次、審査の意見、各会計ごとに意見が述べてありますけれども、2ページになりますか、そこから一般会計の歳入歳出、それから特別会計の国民健康保険から7ページぐらいまでかな、そこまでに各監査ごとにあるんですけども、これを読み上げると大変でございますので、目を通していただければありがたいというおわびを申しながら、最後に「むすび」だけは説明させていただければありがたいと思います。

むすび。

日本経済は、バブルの崩壊の後、長い低迷から脱却し、平成14年から始まったとされる息の長い景気回復が続いたが、実感の薄い経済成長とも言われ、地方財政にあっては先行き不透明な厳しい状況が続いています。税制面においては、いわゆる三位一体の改革により、所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の廃止等の税制改正により町税は増加したものの、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付金が大幅の減となった。その結果、本年度の自主財源率は45.7%で、前年度44.1%に比して若干の増加となったものの、歳入の半分以上を他の財源に依存している歳入構造は変わらず、財政力指数は0.551である。

また、地方自治体の財政の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は、職員削減による人件費の削減等により、前年度92.8%から90.4%と若干の減となったが、財政状況としては硬直化しつつあり、厳しい運営状況が続いている。

このような中、新町の融和と一体感を醸成するため、道路網の整備、栗山川架橋整備事業など、新町建設計画に基づく事業を中心に緊急性、優先性を考慮した事業が展開されている。一方、市町村合併による混乱もほぼ終息し、安定した行政運営がされているが、いまだ均衡の図られないものも見受けられることから、早期に調整されたい。

また、食肉センター特別会計を除く全特別会計では、一般会計から繰入金により決算として黒字となっているが、繰入金を除くと実質的には赤字である。東陽病院と合わせると一般会計の繰出金は11億3,032万6,000円となり、町全体としては厳しい財政状況が続いていることから、今後も施策の重点化、事業の徹底した見直し、経費削減に取り組み、効果的・効率的な行政運営の推進に努められ、健全財政を維持されるよう期待するものであります。

次に、横芝光町病院事業会計決算。

検査の期間が、平成20年8月26日。

審査の手続は、決算審査に当たっては、決算報告書、事業報告書及びその他関係書類につ

いて、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は公営企業法等の関係法令に準拠して作成され、かつ、事業の経営成績や財務状態が適正に表示されているかなどの諸点に留意し、関係帳簿その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

4 番目、審査の結果及び意見。

審査に付された事業会計決算報告書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、事業の運営は、地方公営企業の原則に留意して適正に行われ、予算の執行もおおむね所期の目的に沿って執行されたものと認められた。

本年度の事業収入は10億9,169万2,000円で、昨年度に比べ7.7%の減になっており、収益の大宗を占める医業収益が7.1%、医業外収益が9.1%の減である。

これは入院患者数、外来患者数ともに減少したこと、長期入院患者の増加による診療単価の減額、医業外収益に対する一般会計からの繰入金の減などが主な要因である。

また、事業の支出は12億1,840万1,000円で、昨年度に比べて2.2%の減となっており、医業費用は職員数の減による給与費及び薬品等の材料費の減により1.7%の減、医業外費用は5.8%の減となっている。

総体的な収支として1億2,670万9,000円の赤字であり、昨年度に比べ2倍となっている。

病院経営を取り巻く現状は、診療報酬の改定、医師の不足という全国的な現象を背景に、多くの自治体病院が診療科の縮小、さらに閉鎖という危機に瀕している。このような厳しい状況下、当病院では医師確保に相当の努力が注がれているということは評価すべき点である。病院の機能回復は町民の希望するところであるが、今後も医師の確保に努めるとともに、効率的な病院経営が図られることを期待してやみません。

以上で、簡単でありましたけれども、監査報告にかえさせていただければありがたいと思います。

〔代表監査委員 大木國臣君降壇〕

休会の件

議長（八角健一君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月12日から9月16日は議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、9月12日から9月16日は休会と決定しました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

9月17日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時02分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)

平成20年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年9月17日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第21号について(提案理由説明)

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	若 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 藤 囀 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君	18番	越 川 洋 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	理 事	布 施 勇 君
総務課長	小 堀 正 博 君	企画財政課長	高 蝶 文 徳 君
環境防災課長	伊 藤 賢 二 君	税務課長	並 木 俊 郎 君

住 民 課 長	海 保 清一郎 君	産 業 振 興 課 長	林 新 一 君
都 市 建 設 課 長	瀬 理 和 夫 君	福 祉 課 長	山 本 照 男 君
健 康 管 理 課 長	実 川 薫 君	食 肉 セ ン タ ー 長	土 屋 文 雄 君
東 陽 病 院 長	田 鍋 悦 央 君	会 計 管 理 者	清 宮 貴 美 子 君
事 務 長		教 育 課 長	林 英 次 君
教 育 長	海 保 教 之 君	監 査 委 員	大 木 國 臣 君
社 会 文 化 課 長	高 埜 広 和 君		

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實 川 裕 宣	書	記	須 合 京 子
---	---	---------	---	---	---------

開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

本日、町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

議案第21号の上程、説明

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第21号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、追加させていただくべき議案第21号についての提案理由説明を述べさせていただきます。

今議会に提出いたしました追加議案について、提案理由を述べさせていただきます。

議案第21号の和解についてでございますが、本案は、八日市場簡易裁判所平成20年（ノ）第8号損害賠償請求調停事件に関し、同裁判所の調停案に従い和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上、追加議案につきましてのその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げて、追加議案の提案理由説明にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

教育課長、林英次君。

〔教育課長 林英次君登壇〕

教育課長（林 英次君） おはようございます。

それでは、私のほうから追加議案についてご説明をさせていただきます。

議案第21号 和解について。

次のとおり、損害賠償請求調停事件に関し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めらる。

本案につきましては、横芝中学校用地として購入した土地のうち2筆に産業廃棄物が発見され、平成18年9月にその分別処分作業を実施したところであります。そのうちの1筆については、もとの所有者が自主撤去をしたところでありますが、残り1筆については、もとの所有者である・・・氏に撤去依頼をしたものの応じてもらえず、中学校建設の開始が差し迫っていたことから、やむなく町の費用により分別処分撤去作業を実施し、終了いたしました。

終了後には、かかった費用のうち、瑕疵担保責任に基づき・・・氏に負担していただくべき額として377万827円を請求したところですが、支払いには応じていただけなかったため、その請求につき町の顧問弁護士に委任をし、再三にわたり全額支払いを請求してきたところがあります。

本年度に入り、請求額の半分以下の金額であれば支払いに応じるとの回答を得たところがありますが、金額面において納得できるものではなかったことから、ことしの7月に顧問弁護士を町の代理人として、八日市場簡易裁判所に対し全額支払いを求める調停を申し立てたところがあります。

その結果、今月5日に調停が行われ、裁判所から賠償金額として230万円を本年10月末日までに支払う調停案が提示され、・・・氏側も、この金額であれば支払いに応じるとの回答であったとの顧問弁護士からの調停結果報告書が今月9日に到達いたしました。

町も、調停結果報告書について検討し、その結果、・・・氏は、過去に埋め立てを依頼した工事業者により産業廃棄物を混入されてしまった被害者であること、横芝中学校用地の協力者であること、また本件の和解案は司法機関である八日市場簡易裁判所から示されていることなどから、この裁判所提示案に従い和解金額を230万円とし和解することといたしたく、議会のご承認を求めらるものであります。

なお、次回の調停期日が10月17日に予定されておありまして、急を要することから、議会会期中であります本日、追加議案として提出させていただきますので、ご理解の上、可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

一般質問

議長（八角健一君） 日程第2、これより一般質問を行います。

齊 藤 隆 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5番（齊藤 隆君） おはようございます。

議長のお許しを得て、一般質問を行います。

質問に先立ち、一言申し上げます。

ことは、4年に1度のスポーツの祭典、オリンピックが8月に北京で開催され、現在はパラリンピックが開催されています。トップアスリートたちの素晴らしい競技や演技に皆さんも感動されたと思います。

また、国内、近くに目を向ければ、夏の総合体育大会にて、町内の中学校の生徒が大いに活躍されました。県大会に進む、あるいは関東大会、全国大会へと出場された部活もあり、横芝光町の名を広く知らしめてくれました。惜しくも予選敗退の選手もありましたが、すべての選手の健闘をたたえたいと思います。

もう一言。今月1日に突然の辞任表明をされた福田首相であります。苦渋の選択とはいえ、政治空白は否めません。国民生活に与える影響も少なくはないと思われま。町長には、このような途中退場のないように、住民主体の町政の運営をお願いして、質問に入ります。

本議会には、平成19年度各会計の決算認定が議案として上程され、審議されます。各会計の決算の詳しい内容についてはそれぞれ審議されますが、ここでは、その決算の状況を受けて一般会計に絞り、今年度の事業の進捗状況、予算の執行状況についてお伺いいたします。

平成20年度がスタートして半年となりますが、予算編成時の想定どおりに事業は進んでいるのでしょうか。また、19年度と比較してどのようになっていますでしょうか。事業が計画どおりに進むことは望ましいとは思いますが、さまざまな状況により、その限りではないと思います。早まるもの、おくれるものも当然あるかと思。また、身近な点では、タス

の導入により税収にどのような影響があるのか、お伺いいたします。

今議会にて平成19年度決算が認定されると、すぐに平成21年度の予算編成に向けた準備が始まると思います。町長は、新年度にどのような予算編成をするお考えなのか、お伺いいたします。

予算は通年型が望ましいとされていますが、現在は補正予算で対応するという事例が多く、補正予算を前提とした予算組みをしているように思われますが、今後、どのような予算編成を目指すのか、お伺いいたします。

また、平成23年をめどに導入が予定されている企業会計に対しては、どのように準備し対応するのか、お伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという気持ちを持つ納税者が、応援、貢献したいと思う地方公共団体へ寄附を行った場合、今、お住まいになっている自治体の個人住民税からおおむね1割程度を上限として税額を控除する寄附金税制のことです。

この制度についての取り組み方には自治体間に大きな差がありますが、当町としてはどのように取り組まれるおつもりか、お伺いいたします。

次に、公有財産の有効活用についてお伺いいたします。

まちづくり座談会でも多くの話題が出ており、住民の方々も関心の高い問題です。今後、現横芝中学校も移転後は解体撤去され、跡地も生まれますし、ほかに遊休施設があります。

町では、公有財産検討委員会を設けて、その活用法を検討されていると思いますが、現在までの検討状況をお示しく下さい。

次に、行政改革として制度の見直しが行われております。この中で、来年度から改正される行政総務員制度であります。対象の地区では、いまだに制度設計の概要が伝わり切れていないと思われる場面があり、地区座談会でも質問がありました。町長の思い切った行政改革の1つであり、スムーズな制度移行ができるようにきめ細かな説明をするべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、思い切った行政改革の断行として行われた行政センターの廃止ではありますが、かわりに設置された町民サービスセンターはいかがでしょうか。土曜、日曜の夜8時まで窓口があいていて便利であると大変好評ではありますが、町民サービスセンターでは対応できない事例も報告されています。開設から1年を経過したところでありますので、業務内容を検証

し、好評な点をさらに充実させ、さらなるサービス向上につなげてはいかがでしょうか。

次に、町の制度ではありませんが、来年5月21日から始まる裁判員制度についてお伺いいたします。

この裁判員の選定は各自治体単位で行い、全国平均352人に1人が選定されると言われています。千葉地裁管内では、全国的に最も確率が高く、220人に1人の割合となっており、町民からは不安や心配の声が上がっております。制度の内容がよくわからない上に、全国平均よりも高い確率で選ばれるということが一番の要因ではないかと考えられます。

この制度では、住民基本台帳ネットワークから自治体が離脱したようなことはできないと思いますので、円滑にスタートできるように、町としても下支えするべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

行財政改革関係の質問の最後に、現在も経費節約の工夫を職員の皆さんが続けていただいている中、町としての収入増をどのように考えるのか、お伺いいたします。

産業の育成、優良企業などの誘致、徴収率の向上などが今までも言われ続けてきたことではありますが、これらが直接的に町の収入増になることは言うまでもありません。

別な方策として、昨年度も国から頑張る地方応援プログラムの指定を受け、地方交付税の支援措置を受けましたが、このような国からの合法的に受けられるメリットは継続し、今後も、国の新しい制度の活用などにより、さらなる上積みを重ねていただきたいと思います。

これらは、民間企業でいえば営業利益に当たるものであり、自治体間での生き残りをかけた競争のさなか、宮崎県の東国原知事同様、町長もみずからトップセールスとして頑張りたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

大綱の2点目として、7月から始まりましたまちづくり座談会についてお伺いいたします。

町長は、広く町民の声を聞きたいとして、ことしは町内29カ所で座談会を計画し、既に12カ所で開催されました。参加者数は、上堺地区に限ってみますと、一昨年の小学校区単位で行われたときの約2倍、横芝小学校区単位で推計しますと約3倍以上と思います。この結果に対する町長の手ごたえはいかがでしょうか。

各会場で出された住民の声には、今後どのようにこたえていくのでしょうか。全般的な考えをまずお伺いいたします。

その上で、共通して出された医療、財政、住民要望に対する町の対応については、それぞれどのように対応されるのでしょうか。医療に関しては、銚子市立総合病院の今月末診療休止を受け、東陽病院の現状と今後を問う声が多くありました。町長は今後、どのように東陽

病院を位置づけ、地域医療を守っていくお考えか、お伺いいたします。

また、東陽病院運営検討委員会で検討を行っていることも町民に紹介されましたが、どのような検討課題があり、検討結果や成果についてはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

次に、財政状況についての質問に、町長はことし町債、いわゆる町の借金が100億円を超えたと説明されていました。しかし、3月に示された町の財政推計では、今年度末起債残高は93億9,200万円で、100億円に限りなく近づいているものの、まだ超えておらず、100億円を超えるのは平成22年と認識しておりました。財政推計表の読み方なのか、この差は何なのか、お伺いいたします。

また、実質公債費比率を例に出し、国の基準を18%で黄色信号、25%で赤信号、35%を超えたら夕張市のような財政再建団体の指定との分類を家計になぞらえてわかりやすく説明し、当町の現状が11.7%であると、また最高に負担の多くなる平成27年度でも15%と解説され、潤沢な財政ではないものの、健全経営であると説明されました。

借金が100億円を超えたということで心配する町民もいる一方で、町の財政にはまだまだ余裕があると考えの方々もおりました。一度に2つの話を聞いた方々からは、一体どのように考えたらよいのかわからないとの声もありましたので、わかりやすい説明をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤隆議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、行財政改革に関するご質問のうち、1点目の平成20年度事業の進捗状況については企画財政課長から、制度設計に関するご質問のうち裁判員制度については総務課長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願い申し上げ、私からは、2点目の平成21年度予算編成に対する考え方から6点目の税収をふやす方策に関するご質問についてと、まちづくり座談会に関するご質問についてをお答えさせていただきます。

それでは初めに、平成21年度予算編成に対する考え方についてでございますが、平成21年度の予算編成に当たりましては、平成19年度決算での課題を整理し、本年度予算の執行状況を踏まえた上で予算編成に当たりたいと考えております。

平成21年度は、横芝光町第1次総合計画策定2カ年目となりますことから、予算編成では、各行政分野においてまちづくりの目標として掲げた施策の実現に向けた作業を行うこととなります。

なお、予算編成は通年ベースで行うこととなりますが、予算要求時点では、毎年、歳入歳出に多額の乖離が生じているのが現状であります。予算の配分は、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費のほか、総合計画に位置づけられている事業の中であって町の根幹となる事業を優先的に行い、さらに事業の緊急度などを考慮した予算配分を行うこととなります。

しかしながら、例年、歳入歳出の乖離は埋め切れず、なお不足する財源を財政調整基金の繰り入れにより調整しているのが現状であり、ご質問ございましたように、結果といたしまして前年度の決算状況や当該年度の普通交付税の算定状況を踏まえ、補正予算により対応を図らざるを得ない状況もございます。

現在では、ほとんどの自治体が、安定した財政運営を図ることや経済情勢の変化に対応するため、補正予算を編成することが常態化しているようでありますので、今後も歳入財源的確な把握に努め、将来のまちづくりのための予算編成を行いたいと考えております。

また、公会計制度についてでございますが、平成22年度決算から企業会計手法を取り入れた基準モデルと、既存の決算統計情報が活用可能な総務省方式改定モデルのいずれかにより作成する貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の情報開示が求められております。

県内自治体では、総務省改定モデルにより作成する団体の割合が高く、山武郡市におきましても、総務省改定モデルにより策定を検討している団体が多いようでございます。

当町といたしましては、作成団体等の状況を踏まえ、どちらの方式を用いるのか、情報収集を図っているところであります。

3点目のふるさと納税に関してでございますが、本年4月30日の地方税法の改正により、生まれ故郷の自治体等に寄附金を納めることにより、個人住民税の一部がその自治体に納付したようにみなせる、いわゆるふるさと納税制度が導入され、当町にも問い合わせが数件ございましたことから、関係各課を招集し、対応を検討させたところでございます。

当面は、ふるさと納税により当町を応援していただける方のため、寄附の目的にかかわらず窓口の一本化を図り、また、多くの自治体がホームページ等によるPR活動やふるさと納税の方法について広報を行っておりますので、より多くの皆様のご厚意が得られるように、当町でもホームページ等により周知を図りたいと考えているところでございます。

4点目の公有財産の有効活用についてでございますが、遊休地を含める町有財産の有効活用を模索するため公有財産利用検討委員会を立ち上げ、各課で出された意見を集約した中で、庁議への報告を行っております。

対象となる施設は14施設で、平成19年7月に1回目の委員会を開催し、本年5月に5回目の委員会が開催されております。

各施設の活用方法については、さまざまな意見が出されておりますが、結論にまで至った事例は今のところなく、さらに検討を進めている状況でございます。

次に、行政総務員関係のご質問でございますが、ご承知のように、新町横芝光町は、面積、人口がほぼ同程度であった旧横芝町と旧光町の2町で合併して誕生いたしました。行政総務員の人数は、旧横芝町地域が96名、旧光町地域が34名となっております。

合併前には、できるだけ住民サービスに支障が出ないように、事務のすり合わせ作業を行って新町が誕生したところでございますが、行政総務員は、自治組織のまとめ役として、先人の方々が最も地域に適した形で確立してきたものであり、旧町の形態をそのまま引き継いだのが実態であります。

しかしながら、合併後の町政運営を見ますと、余りにも人数に相違があることなどから、行政総務員連絡会とも協議を重ねながら、平成21年4月を目途に、旧横芝町地域の人数を削減し、格差是正を図ることといたしました。

なお、具体的な削減数につきましては、地域の実情に配慮した中で、横芝地域の現在の96名から54名になることで一応の了解を得ておりますが、これはあくまでも行政総務員として町が委嘱する方の人数を削減させていただくものでございまして、地区内の組織にまで改革しようとするものではございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、ご指摘いただいたように、各地区への周知が不足している面もありますので、今後、行政総務員や広報紙を通じ、さらなる周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、町民サービスセンターのサービス向上についてお答えをさせていただきます。

町民サービスセンターは、平成19年4月1日に設置され、業務を行っております。取り扱い業務は、住民票や戸籍謄本等の各種証明、印鑑登録証明、外国人登録記載事項証明の発行、課税・納税・非課税証明、所得証明、住民税決定証明書、評価証明書、資産証明書、公課証明書、あとは町税や保育料、給食費等の収納でございまして、平成19年度の印鑑証明を初めとする各種証明書の処理件数は6,078件、公金の取り扱い件数は8,935件でございました。

本年4月から7月までの各種証明書の発行件数は3,295件、公金の取り扱い件数は7,121件

の状況にあり、行政センター廃止に伴い、町民サービスセンターを利用される住民の方が急激にふえたことがうかがえます。

こうした状況の中、各種届け出を初め、農業委員会で扱っている農業者年金現況届等、町民サービスセンターでは対応できない事例があり、住民から要望があることも存じております。

しかしながら、行政改革の一環として横芝行政センターを廃止したこと、並びに町民サービスセンターと役場本庁舎との距離が2キロ程度であること、また町財政の健全化のためにはさらなる職員の削減と経常経費の削減を進めなければならないこと等を考慮しますと、現有の職員数及び情報システムの中でできる範囲でのサービスの向上について検討させていただきたいと考えております。

次に、6点目の、経費節約の流れに加え、税収をふやす方策についてとのご質問でございますが、新たな歳入確保策という点では、先ほど申し上げましたふるさと納税も1つの手段であり、また、経常的な財源を安定的に確保するという点では、優良企業の誘致が最も望ましいことだと考えております。

現在、ひかり工業団地には、2区画5.2ヘクタールの土地が残されておりますので、今後とも県企業庁との連携を図り、誘致に努めてまいります。工業団地以外にも店舗等の進出について大手企業からの問い合わせもございますので、進出されることになれば、住民にとっても新たな雇用の場の創出につながることもとなりますので、地元商店街との共生を図りながら、こういった民間の活力を導入することも必要であると考えておる次第でございます。

続いて、まちづくり地区座談会についてのご質問にお答えをいたします。

6月議会の政務報告でも申し上げましたが、今年度の地区別懇談会は、できる限り各地域へ出向き、住民の皆さんとひざを交えた座談会形式での懇談会を行いたいと考え、7月から12月までの日曜日に、町内29カ所の予定で実施しております。

委員からの手ごたえはとのご質問についてでございますが、既に12会場が終了し、過日開催された議員全員協議会においてもご報告させていただいたとおり、いずれの会場も大勢の皆さんの出席のもと、活発なご意見・ご要望をいただいております。協働のまちづくりという観点からも、所期の目的は達成できているものと思っております。

また、住民の声にどのようにこたえるかのご質問でございますが、可能なものはなるべく早く対応するよう指示をしており、既に実施したのもございます。いただいたご意見・ご要望は、今後、その内容を十分検討させていただき、緊急性や優先性を考慮しながら、順

次対応できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり地区座談会でご質問の中で触れられておりました財政状況に関する件についてのお答えをいたします。

まず、平成20年度の町の借金が100億円を超えたとの表現についてでございますが、平成19年度末の地方債残高は87億810万6,000円となっており、本年度新たに14億8,070万円の借り入れを行う予定となっており、合算いたしますと101億8,880万6,000円となりますことから、そのような説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、本年度末の地方債残高ということであれば、平成20年度中の元金償還額7億6,027万3,000円を控除した94億2,853万3,000円となる見込みでございます。

また、平成19年度決算から財政健全化法に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標の公表が義務づけられたところであり、これらの健全化判断比率に関しましては、それぞれ早期健全化基準、財政再生基準が設けられております。

この比率につきましては、本会議にご報告をさせていただきましたとおり、実質公債費比率が、議員おっしゃるとおり、11.7%、将来負担比率は67.9%と、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っていることから、当町の財政状況は健全段階にあると言っていいかと存じます。

地方債残高に関して申し上げます、将来負担比率が1つの判断基準と言えと思いますが、これは一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合であり、これらの負債が将来、町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標となっております。平成19年度決算における指標値は67.9%であり、早期健全化基準の350%を大幅に下回っている状況にありますが、これは、地方債残高のうち普通交付税に算入されることにより控除される額が多いことも要因の1つとなっております。

また、実質公債費比率は、その年の歳出に占める公債費や公債費に準じる経費の割合を示す指標でありますので、歳入が一定であると仮定した場合、実質公債費比率が前年度より高くなるということは、その分、他の歳出を削減しなければ、増加する公債費の支払いができないことを意味しております。そのため、今後の実質公債費比率の動向を見る必要がありますが、将来推計に当たっては、毎年新しいデータ、内容にローリングしていくことが重要であり、財政の健全化を判断する場合には、実際の地方債残高や実質公債費比率だけを論じるのではなく、新たに設けられました健全化判断比率を全国の平均値やほかの自治体と

の比較を行うことにより現在の財政状況を判断することも可能となり、また、有効な手段になるものと考えております。

次に、東陽病院の今後の位置づけと地域医療の確保についてでございますが、病院の運営検討委員会で、公立病院改革プランを今年度中に策定しながら、県等の関係機関と連携し、病院のネットワーク構築など、その方向性を見出そうと努めているところでございます。また、安定的な医師確保を図りながら検診業務の充実を推し進め、利用者数の増加を目指し、あわせて療養病床の維持等、地域に必要とされている医療を守ってまいる考えでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、ご質問のございました大綱の1点目、行財政改革に関するご質問のうち、平成19年度決算の状況を受けて、今年度事業の進捗状況についてご答弁申し上げます。

まず、平成20年度の事業の進捗、予算の執行状況についてであります。一般会計における8月末時点での予算執行率は52.3%となっております。これは、平成19年度同時期と比較いたしますと、執行率では前年度を11.8%上回っており、おおむね順調な執行状況にあると言えます。

目的別に申し上げますと、総務費が44.0%、民生費38.7%、衛生費62.3%、農林水産業費28.9%、土木費27.1%、教育費が78.2%となっており、事業別では、中学校建設事業費で93.2%、道路新設改良費で31.7%の執行状況となっております。

中学校建設事業費で執行率が高いのは、校舎本体工事にかかわる契約が継続費の設定により平成19年度に締結されていること、また、来年2月の竣工を予定しているため、校庭整備工事につきましても本年5月に発注しておりますことから、高い執行率となっております。

次に、タスポの導入による町税収入への影響とのことですが、タスポの導入の目的は、未成年者の喫煙防止対策の一環として導入されたものでございます。

ことし7月にタスポが導入され、7月の販売本数も、昨年7月と比較して、本数で7%、約32万5,000本の減、税額で約105万円減少しているところですが、町内のたばこ販売本数は年々減少の傾向にあり、月によってもばらつきがありますので、現時点では一概にタスポの導入によるものと判断できないところであります。

以上でございます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長（小堀正博君） それでは、制度設計の中の裁判員制度の関係で、千葉県は候補者に登録される確率が高く、町民から不安の声が上がっているのです、町として下支えすべきと思うが、いかがかというご質問にお答えをさせていただきます。

裁判員制度につきましては、議員ご承知のとおり、将来にわたって刑事裁判に対する国民の信頼を確保し、その基盤を強固にするためには、国民に被告人の有罪・無罪の判断や刑の決定プロセスに直接参加していただき、刑事裁判が果たす役割を実感していただくことが最も効果的であり、司法に対する国民の理解を増進させ、その信頼の向上につながるという考えから設けられた制度でございます。

裁判所といたしましても、制度の周知に努めているところでございますが、町といたしましても、町民の皆様には制度のご理解をいただき、不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

そのため、昨年12月の広報紙で裁判員制度について広報したほか、本年6月には、裁判員制度にかかわるポスターの掲示並びに周知にかかわる小冊子を公共施設に設置し、周知しております。また、本年8月号広報紙にも、裁判員制度の開始時期にかかわる内容を掲載したほか、9月広報紙とあわせて、裁判員制度にかかわるパンフレットを各戸回覧いたしました。

今後とも、必要な周知活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） それでは、町長、担当課長から詳しく答弁をいただいたところでありますけれども、再質問をさせていただきます。

平成19年度の決算の認定から続けて平成21年度の予算の編成へと行く流れを今説明いただきましたけれども、平成21年度の予算編成をするに当たり、平成19年度の課題を整理検討するというお話をしていただきました。現在事業が進められております平成20年度でも、さまざまな課題とかもあるのではないかと思います。平成19年度を平成21年度の参考にすると

しますと、平成20年度が抜けてしまうような気がして、事業の継続性というのに問題はないのかなというふうに感じますが、その点はいかがでしょう。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 十分かんがみた財政運営をしているので、問題はないと存じております。認識しております。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 平成19年度の課題を解決しながら、現在の平成20年度でもその問題は解決しながら事業運営されていると思うんですけども、スパンが余りにも長いと、その時々課題が、本質がぼやけてしまう場合があります。今、QC活動といって、品質管理において、これは製造業のトヨタ自動車がいち早く取り組んだ方法でありますけれども、課題を素早く解決するという考え方があります。計画、実行、効果の確認、そして対処・対応・措置というこの4段階を常に回していくということで品質を高めるというやり方です。製造業で始まった方法なんですけれども、今では流通業や販売業、サービス業などでもこれを取り入れて行っているところがあります。まあ自治体と民間企業は別という場面もあろうかと思いますが、サービス提供という面では自治体も民間企業も同じではないかと思うので、こういう考え方も新しい編成の中で、事業の運営の中で取り入れてみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 行財政運営の中で、町の事業の中で、短期的なもの、それとか単発的なもの、そうした中で課題が発生する。または、5年かかる事業、6年かかる、7年かかる事業についても、その中で課題が発生し、その場その場で対応ができるものであれば、当然のことながら、その部分については逐次、その場でできるものはその場で、また半年かかる、1年かかるといえば、そのように対応するように努めておりますので、その辺についても問題はないかと認識をしております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） それでは、続きまして、タスポの導入の説明もいただきました。たばこの販売に関して、たばこ税というのは町に納税されると思うんですけども、町内に所在地のあるたばこ屋さんとコンビニで買われるたばこにおいては、同じたばこの販売であっても、税金の経路がかなり違うと思います。そういう点の影響というのものもあるのじゃないかな

と考えておるんですが、コンビニでのたばこの販売がおおむね1割から2割ふえてきていて、売り場の拡充を今、コンビニ業界の中では図っているという話もありますので、そういう影響はないものか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） たばこの販売行為に関しましては、許可制となっております。コンビニなどでは、各店舗で許可を受けて営業しておりますので、町内にあるコンビニ等で販売された場合は、町の税収となります。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） はい、わかりました。

それでは、続いて、ふるさと納税についてですが、今もホームページなどで広報していくということで話されておりましたが、千葉県の自治体というのは、県も含めてですけれども、かなりこの取り組みに消極的というか、全国の中ではおこなわれているとされているそうです。条例を制定して、寄附の受け入れを積極的に行っている自治体もあり、場所によっては、例えば、北海道ニセコ町ではニセコ町ふるさとづくり基金条例、先日の九重町ではまちづくり寄附金条例などというように、寄附の目的とか用途を明確にして寄附金を受け入れる、門戸を広げているという自治体もあります。こういうことに対しては、当町ではどのように推進していく考えがあるかないか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 確かに、若干、その対応がおこなわれているのかなという部分については否めないと思います。しかしながら、先ほど壇上からもお答えをさせてもらったとおり、関係する課、企画財政、また税務課、あと総務課も一部入れて、そのようなところでどうしたらわかりやすい説明ができるのか。パンフレット1枚でふるさと納税制度というか、現実問題は寄附をするということでございまして、私どもも横芝出身の方ですとか友達なんかと会ったときには、ふるさと納税を頼むということを常に、それをはやり言葉のようにこれからも使っていきたいと思いますし、条例制定に向けても、今後、検討していく大きな課題であることは言うまでもございませぬので、ひとつ今後、いろいろと検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） これもいい面ばかりではなくて、分捕り合戦のようになってしまうと

いう指摘もありますので、そのようなことは避けたいなと思うんですけれども、逆に町のPRにもつながる点、そういうのもあわせて、町の特産品をそれで寄附していただいた方に送るというような方式をとっているところもあります。そうすると、寄附をいただくのと同時に町の産品のPRにもなるという一石二鳥にもなると思いますし、情報戦に今もうなっていると思います。いろいろなパンフレットですとかホームページを活用するなど、積極的にこれらを行っていただきたいと思います。時間もありませんので、その点は要望だけですが、よろしくをお願いします。

公有財産の検討についてでありますけれども、14施設、町内にあり、また、それ以外にも土地とかたくさん、いろいろなものがあると思います。こういうものの情報開示というのものはいかがかと思います。町の財産が眠っているわけですので、埋蔵金ではないですけれども、どのような財産がどこにどれだけあるということを示すことによって、その検討委員の方以外からもさまざまなアイデアが生まれるのではないかなと思います。その点をまずお願いいたします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 検討委員会です。14施設ということで、これは逆に町民の皆様を開示して、考えてもらうという方法も1つの方法ではないかとも思っております。

ただ、場所によってはまだ、例えば中学校の跡地についてはどうしようかと。一応意見は出しているんですけれども、実現可能なものかどうかとか、結論まですべての施設について出せない状況であるというのが現在の状況です。

議員おっしゃられましたように、町民の皆さんにこういう施設についてどのように今後考えていったらいいかというような情報は、これからどんどん出していきたいというように考えております。

現在、町内で検討しております14施設とは、まず行政センターの跡地。

それから、建物も含めまして旧横芝町役場。

それから、第2松丘園のわきに空き地があるんですが、その利用についてどうしようかと。

それから、東町にございます第2保育所の跡。昨年までフタバ保育園が分園としてやっていたところですが、これも引き上げたということで、今後どのようにするかと考えております。

それから、一応、用地の形としては下水道最終処分場用地としてあるんですが、それができるまでの間に何か有効利用はできないかということで北清水の下水道処理場用地。

それから、先ほど申し上げましたように、横芝中学校が改築により移転しますので、その跡地。これは、建物についてはすべて壊して更地にするというところまでは決まっておりますが、その後、その用地をどのようにするか。これについてまだ決まってない状況にあります。

それから、横芝の駅前にあります旧銚子連絡道の道路公社の事務所として使っていた建物と土地の部分。

それから、これは町の土地ではないんですが、海のこどもの国の跡地の利用について、県のほうにいろいろ、このようにしたらどうかというような意見を出したいということで町内で検討を加えております。

それから、チャレンジハウスで使っております銚子連絡道路のインターの計画用地。現在、チャレンジハウスで使っているところでございます。チャレンジテントですね。

それから、東陽病院の古いほうの跡地をどのようにしていくか。

それから、給食センター。現在まだ横芝給食センター、それから光給食センター、どちらもそのまま使っているんですが、計画としては、もうここ数年のうちに新しいものをつくるという計画が進んでおりますので、その跡地についてどのように利用したらよいのかという検討も始めております。

それから、乾草沼。これは公園として進めるべきなのか、また自然鑑賞園みたいな形にするのかとか、これについてもいろいろ出ております。

それから、海老川海老川沼ですね。

あと、旧光町の農村共同館の跡地。東陽の。

ということで、この14施設であります。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） いろいろあるんですけども、例えば東陽病院のところにある官舎とか、医師住宅などもあいている現状を見て、あそこを町営住宅のように使ったらどうかというアイデアも町民の中からありますし、何か借りられれば使ってみたいというアイデアもありますので、こういうのはもっとオープンにお願いしたいと思います。

それと、公有財産としてもう一つ今後ふえるんじゃないかなと思うものに、土地とか資産の物納ですとか、町が差し押さえを仮に行ったりした場合に発生する土地なども、これはただ町で持っていて、財務諸表の中の資産としては増えますけれども、維持管理で絶対かかりますので、そういうのを例えば公売ですとかオークションとか、そういうのにかけるとい

うことも、今後、公有財産の有効活用などには考えられるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 医師住宅、看護師住宅ありまして、たしか看護師が8、それと医師住宅でも独身用が4つ、それと家族用が4つ、全部で16あるわけございまして、今現在使っているのがたしか5つでありまして、看護師用住宅の部分で2つ、医師住宅部分で8つのうちの3つ使っているということで、先般、私どもも直接見に行きまして、実際、今、交通の便がよくなったからとか、いろいろなお医者さんも今、千葉市あたりから来る場合、横芝光インターなどのアクセスのよくなった関係もありまして、医師住宅の利用が急激に減っている状況にあります。そうした中で、公有財産でありますし、また中を見てきたら非常に立派によくできているというような状況がありますので、その部分については、町で管理しながら町営住宅として貸すのではなくて、ある部分、指定管理者的に不動産、民間にそっくりそのまま借りていただいて運営してもらおうとか、いろいろな検討を今しているところでございます。

それと、公有財産を資産としてというよりも、有効利用を図れるというか、資産価値の高いものについて、今、景気が幾分冷えてきているのかなという感じの中で、ある程度の値段で売れる物件があれば、それはそれで処分するという選択肢もあってよろしいんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 埋蔵金にならないように、ぜひ有効に使ってください。

それから、行政総務員の制度の改正ですけれども、これは横芝地区が対象となります。光地区とのバランスをとるということでも、定数の削減ということが行われるわけですが、先日、栗山南部地区でもその話が出ていました。総務員の数を減らして総務員手当を減らす。それもコスト削減、財政改革の1つだということは理解できるんですけども、その経費を削減した部分を使って、地区の活動に参加しない、回覧板の仲間にもならないような、本当に地区とのかかわりを閉ざしているような人たちに、広報だとかいろいろな町の配布物を郵送で送っていると。その郵送の経費に使われるのでは納得できないという話をしている方がいました。栗山、それから鳥喰地区の中では、新たに住宅がふえまして、新しく来た方々の中には、地区の活動には参加したくないということで、広報などを郵送で送ってもら

っているんでしょうけれども、これでいくと、町長がこれも協働のまちづくりにもつながるんだしという話もされていながら矛盾するんじゃないかということを経験者のほうから、みんな協力して町をよくしようとしていることに対して、協力する、総務員などの数も減らして経費の削減をする。片や、町の活動に協力しない人たちには、郵送で広報などを手厚く送るとということが非常に矛盾であるということをお話いただきました。

協働のまちづくりを進めるに当たりまして、まだイメージが住民の方々にうまく伝わっていないのもあるのかと思うんですけれども、まず総務員の制度の改革の点でどのように考えるかをお伺いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今の情報化の時代の中で、総務員を削減するというのが行政改革の一環であることは言うまでもないわけであって、先ほど壇上でお示しさせていただいたとおり、光地域との格差是正を図っていくべきであろうと。さらには、その地域、地区においての地区組織、地域組織を行政側がトップダウンでこうしてください、ああしてくださいというものではなくて、その辺の部分の光地域と横芝地域のバランスを図ろうとするためのものであることをまずご理解いただきたいと思います。

そうした中で、それが、要するに隣組組織と申しましょうか、班ですとか組とかという区の組織の中に入った人に対するいろいろな部分の広報なんかの配布の郵送代に回すためでは決してございませんし、今、個人情報、この後どなたかにもいろいろとそういうご質問をいただいている、過度な反応をしまっている部分もあるのかもしれないけれども、その部分については、これから日本の社会の中で、だんだんそういうのがふえてきてしまうのかなと。であるからこそ、さらに協働のまちづくりを標榜させていただいて、地域コミュニティがいいコミュニケーションをとれるような環境を行政でつくり上げていかなければならないかなと再認識をしているところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 私もその質問をされたときに、別にその経費を郵送代に当てているわけじゃありませんよということは説明したんですけれども、説明を聞いた方々の中には、あちらは郵送で送ってもらっている。我々は、みんなで地区のコミュニティを守るんだということと隣組の組織を維持してやっているんだということの矛盾があるということを経験

側が言っていました。ですから、そのお金がそれに使われるということの問題にしているのではなくて、町として協働のまちづくりを進めようということを行っている中で、個人対応の部分はどんどんやっていく。どうも四、五百件、そういう郵送をしているところがあるようなんですけれども、その矛盾はおかしくないかということが町民の中にありますので、そちらをどう考えたらいいかというのを聞きたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それが矛盾なのか、そうではないかというのは、いろいろな考え方の相違で随分違うと思うんですけれども、先ほど来お話を申し上げましているとおり、今、コミュニティを形成する大切さ。それはなぜかということ、そういうように中心が個人に移ってしまっている今の日本の世の中、それを回避するものであって、それを矛盾と考えるかどうかは個々個人の認識であると私は認識しております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分です。

（午前11時03分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

森川 忠君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

森川忠君。

〔2番議員 森川 忠君登壇〕

2番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川忠、通告に従い、壇上より質問をさせていただきます。

秋を迎え、町内の田んぼを見渡しますと、稲刈りがほぼ終わり、各地区では、保育園、幼稚園、小・中学校で子供たちが元気いっぱい走り回り、大きな声が聞こえる運動会が行われております。大変過ごしやすい季節を迎えました。

この夏は、隣国中国にて、世界の204の国と地域、約1万1,000人のアスリートが参加、28

競技、302種目が行われた北京オリンピック、そしてきょうまで行われております北京パラリンピックが開かれました。アジアで夏季オリンピックが開催されるのは1988年のソウルオリンピック以来20年ぶり、3回目、共産圏では、モスクワオリンピック以来2度目の開催となりました。我々国民に多くの感動と勇気を与えてくれました。中でも、競泳平泳ぎの北島康介選手の前回アテネ大会に続いての100の200の2種目に金メダル、女子ソフトボール、柔道など、見事に金メダルを獲得するなど、合計25個のメダルを獲得しました。

一番多くメダルを獲得したのは開催国中国で、金メダル51個を初め、合計100個でありました。

パラリンピックも、本日17日で終了いたしますが、各種目で大変な活躍を見せてくれました。

また、国内に目を向けますと、この夏の前半の高温、後半の集中豪雨等の異常気象により、多くのとうとい命が失われました。これらも地球温暖化に起因すると言われており、ことし7月に行われた主要国首脳会議、北海道洞爺湖サミットでは、人為的な温室効果ガスによる地球温暖化が最大のテーマとして議題に上ったことは記憶に新しいところであります。

そして、昨日、アメリカ大手証券会社、リーマン・ブラザーズ社が約64兆円という巨額な負債で破綻するという世界に衝撃的なニュースがあり、日本の経済にも不安をもたらしております。

また、輸入された汚染米による横流し問題でも、食の安全に疑問が残り、日本政府による対応に怒りを覚えざるを得ません。

さて、質問ですが、今回、教育関係で2点、行政、防災関係おのおの1点、都合4点についてお伺いいたします。

まず初めに、教育関係1点目、キャリア教育であります。従来は大学、高校から小・中学校に広がってきておりますが、働かず、職業訓練も受けない、いわゆるニートが社会問題になっており、その防止策として、働くことの意味や重要性をより早い段階で教える必要が出てきていると思います。

キャリア教育とは、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育てる教育とされております。

キャリア教育の取り組みを通じて、将来の我が国を支える子供たちに対して、職業人としての資質や能力を高めていくことだけではなく、働くことへの関心、意欲の向上を図ること

や、自己と他者や社会との適切な関係を構築する力や、自立意識を通じて豊かな人間性がはぐくまればと考えております。

現在、当町の中学校では、教育課程の中で特別活動、総合学習などの枠内で、各事業所のご協力をいただき、生徒たちに職場体験学習が行われております。地域事業所、家庭、学校が一体となり、子供たちの学習に協力をしているようですが、この結果、どのような成果、成長、また意識の変化があったのか、生徒たちの感想などをお聞かせください。

また、文科省から出されております中学校職場体験ガイドについて、どのようなご認識、対応をなされているのか、お伺いいたします。

続いて、2点目の教育関係、もしくは福祉関係になるかと思いますが、学童保育についてであります。

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者にかわって行う保育を言います。

現在、当町では、横芝地域で2カ所、光地域で1カ所が運営されておりますが、それぞれの利用児童数、指導員の配置状況等をお教えてください。

次に、個人情報保護法に関して、平成17年3月に施行されてから3年がたちましたが、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の重要性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的に制定された法律であります。すなわち、個人情報保護法は、個人の利益を保護しつつも、個人情報の利用が豊かな国民生活の実現に資するものであると、側面にも配慮することを求めていると言えます。

しかし、全面施行後3年において、個人情報の趣旨に対する誤解、プライバシー意識の高まりを受けて、必要とされる個人情報が提供されず、保護する側面が強調され、有益な活用が行われず、いわゆる過剰反応と言われる現象が見られるようになりました。

このように、本来必要とする情報が提供されず、一部に過剰反応ともとれる弊害があり、扱いに関してどのような判断基準を持っておられるか。また、明確化すべきと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

最後に、防災関係についてお伺いいたします。

当町でも、本年9月7日日曜日に防災訓練が行われました。今回は、今までになく、2,000名を超える町民の皆さんの参加を得たとのことですが、まだまだ周知が足りないというような気がしております。主に大地震を想定しての指定避難場所への避難訓練、消火器を使っただけの消火訓練等がなされました。

しかし、ほかにも、水害による河川の決壊に備えた土のうの作成、救護訓練として三角巾の使い方、止血法、心肺蘇生法、あわせてA E Dの利用法、炊き出し訓練、帰宅訓練などありますが、今後はこのようなことも検討されてはいかがでしょうか。

災害弱者の支援計画についてであります。国からもガイドラインが示されており、早急な対応が望まれております。当町では、災害の際の安否確認、避難をスムーズに行うための援護を必要とする方の整備や、災害時要支援者避難支援計画はあるのか、お伺いいたします。

以上、4点について、執行部当局の明確なご答弁をお願いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） それでは、森川議員のキャリア教育及び学童保育、児童クラブの現状についての質問にお答えをいたします。

最初に、キャリア教育についてということで。

今日、産業、経済の構造的変化や雇用の多様化により、定職につかないいわゆるフリーターや、あるいは精神的・社会的自立のおくれによる引きこもり等、目的意識が希薄で働かないニート等と呼ばれる人々が大きな社会問題となっております。

このような状況の中で現在、教育現場では、これまでの進路指導の考え方をなお一層積極的に進め、キャリア発達にかかわる幅広い能力の形成を支援するとともに、児童・生徒が働くことの意義や学ぶことの意義を理解し、夢や希望の実現のため、児童・生徒の発達段階に応じた小学校段階からの組織的、系統的なキャリア教育の推進が叫ばれております。

本町でも、町の教育施策に明確に位置づけ、学校の全教育活動及び豊かな社会参画の経験を通じ、将来の職業や生活への見通しを与え、学ぶこと、働くこと、生きることのとうとさを実感させ、幅広い力を身につけるよう取り組んでおります。

また本年度、本町は、文部科学省よりキャリア教育推進地域の指定を受け、保護者や地域の企業、商工会、商店会等、関係者の多大なるご支援のもと、中学生の職場体験、キャリア・スタート・ウィーク及び小学生のゆめ仕事ぴったり体験を積極的に実施しております。

しかしながら、近隣に事業所が数少なく、それぞれの事情もあり、どうしても受け入れ先等に限りがある現状で、今後とも学校、家庭、地域が連携して子供を育てるよう、さまざま

な機会を通じて働きかけていこうという考えであります。

なお、先ほどの中に、体験の状況についてということでもありますけれども、今年度、夏休みに光中学校の生徒、2年生ですけれども、約百六十数名、44事業所で体験学習をしております。その中には、役場、それから児童クラブ等を含めて、さまざまな商店等でやっております。

その感想の中に、まず役場へ体験をした子供たちでありますけれども、非常に大変だと。体験した場所が実は建設関係にかかわる部分だとか、あるいは道路整備等にかかわる部分、そういうところを見て歩いたということで非常に大変だということと、それから逆に、児童クラブの子供たちからは、中学生が3日間体験をしたということで、非常に楽しかったと子供たちの感想。しかし、体験をした子供たちは、子供の世話を見るのが非常に大変だという実感の感想をいただいております。

続きまして、その学童クラブ、児童クラブの利用状況と指導員の配置状況についてでありますけれども、現在、児童クラブは、横芝小児童クラブ、上堺小児童クラブ、ひかり児童クラブの3カ所でございます。

それぞれの登録児童数が、本年6月30日現在、横芝小児童クラブが、定員50のところ62名、上堺小児童クラブが定員30名のところ31名、ひかり児童クラブが定員70名のところ84名です。いずれも登録者は定員をわずかながら上回っておりますが、利用日数の状況は異なるため、実際に勤務の関係、親の関係上、届け出あるいは来る子供の定数がすべて一緒ではありませんので、利用人数は定員を超えることはありません。

昨年度末には、第2保育所の跡地の活用も視野に入れて、待機児童への対応を考えておりましたが、ただいま申し上げましたように、定員を超えることがありませんでしたので、現状のとおりでございます。

また、指導員の配置状況ですが、各児童クラブの定数によって、横芝小児童クラブとひかり児童クラブが4名、上堺小児童クラブが3名の指導員を配置していますが、指導員については、保育士資格や教員資格等を優先しつつ採用しておりますが、実際のところ、広報等で募集しても1人の応募者もないのが現状であります。その大きな理由としては、勤務時間の特殊性等の問題もあるかと思えます。

したがって、本町では、指導員の多くをシルバー人材センターに頼っているのが現状であります。また、現在、児童のけがや友達同士のトラブルも少なくなく、指導員を非常に悩ませているところであります。

また、学童保育料の未納もあり、現在、教育課職員が保護者等の帰宅時間に合わせたの集金に回ることも多々あります。

これらを踏まえまして、本来、厚生労働省の所管であります学童保育につきましては、さらに教育委員会としても、安全・安心な子育てのできるような環境づくりに各関係機関と協議し、さらによりよい環境整備に努めていきたいと考えております。

以上であります。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長（小堀正博君） 森川議員ご質問の2点目、個人情報保護に関する過剰反応につきましてお答えをさせていただきます。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利、利益を保護することを目的としております。このため、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護と活用のバランスを図ることが重要だと考えております。

議員ご指摘のとおり、個人情報であれば保護だと誤解し、法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる過剰反応が一部に見られるようでございます。

過剰反応の弊害の典型的なものとして、学校や自治会での緊急連絡網などの作成・配布や、災害時用援護者リストの共有、民生委員、児童委員の活動のための情報提供などに支障が出ている自治体もあるようでございます。

町の判断基準を明確にとのご質問ですが、町の判断基準といたしましては、町個人情報保護条例第7条に規定しております個人情報を収集する方法が、目的を明らかにして、当該目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集したものであるか。また、第8条で規定しております利用及び提供の制限に合致しているかをもとに、国のガイドラインなどを参考として判断をしております。

例えば、過剰反応の典型的な例として挙げさせていただきました学校での緊急連絡網の作成・配付であれば、文部科学省が策定いたしました学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が構すべき措置に関する指針を参考としております。

個人情報を所管する内閣府が、パンフレットやホームページで過剰反応に対する広報を行っておりますので、過剰反応の典型的な例について、参考までにご紹介をさせていただきます。

まず、学校での緊急連絡網の作成・配付についてですが、公立学校と私立学校で多少の違いはありますが、適切に本人や保護者から同意を得ることで、従来どおりに連絡網などを配布することができます。

具体的には、入学時の案内や新学期の開始時に、学校が取得した個人情報を緊急連絡網として関係者へ提供することを明示し、同意の上で所定の用紙に必要な個人情報を記入・提出していただくことにより、緊急連絡網の作成・配布は可能となります。

次に、災害時用援護者リストの共有についてですが、これは、利用及び提供の制限の例外として認めている人の生命、身体または財産の保護のために該当するので、関係者間での情報の共有は可能となります。

それから、民生委員、児童委員の活動のための情報提供についてですが、民生委員、児童委員は特別職の地方公務員であり、民生委員法により守秘義務が課せられていることも踏まえ、その職務遂行に必要な個人データの提供は可能と考えております。

個人情報保護法制定から5年が経過いたしますが、法律が正しく理解され、保護と活用のバランスがうまくとれるようになるまでは、事例の積み重ねなど、今しばらく時間がかかるものと感じております。

以上でございます。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、環境防災課長、伊藤賢二君。

〔環境防災課長 伊藤賢二君登壇〕

環境防災課長（伊藤賢二君） 森川議員のご質問の3点目の災害弱者への支援計画についてお答えいたします。

森川議員もご承知のとおり、災害弱者、いわゆる災害時要援護者は、みずからを守るために安全な場所に避難することなど、防災行動をとることが特に困難な方で、具体的には、社会福祉施設等、社会福祉施設、介護老人福祉施設、病院に入所している障害者、傷病者などや、地域に住んでいるひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯が考えられます。

まず、社会福祉施設等に入所している方々につきましては、施設への支援体制が整っていると伺っております。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などは、地域の実情に詳しい民生委員のご協力をいただき、名簿の整備を行ったところであり、このような方々の安否確認や避難支援を行うには、地域ぐるみでの支援体制を確立する必要があることから、今月9月7日に実施した防災訓練の中で、全行政区を対象とした災害時要援護者の安否確認訓練を

実施いたしました。

訓練内容といたしましては、行政総務員、区役員及び民生委員にご協力をいただき、対象となる方のお宅を訪問し、安否確認と避難所の案内説明をしていただいたところであります。

今後も、この訓練を継続して行い、積極的に地域の力を生かした組織体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

なお、避難支援計画につきましては、町防災計画の中で位置づけしておりますが、今後、避難支援の強化を図ることから、避難支援計画の作成につきましては、福祉課や社会福祉協議会と協議を重ねて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 伊藤賢二君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、自席から再質問させていただきます。

まず、キャリア教育でございますが、現在、中学校、特に職場体験ということで、たしか横芝中学校でも、11月の半ばにということをお聞きしております。ぜひとも多くの事業所の方たちのご協力を得るよう、教育課のほうからもお願いしていただきたいと思っております。

現状、光地区は44事業所お受けいただいたということでございますが、キャリア教育の本来の意味を考えますと、将来、例えば自分の職業はこうありたいとか、そのようなことであろうかと思っておりますが、先ほど教育長ご答弁いただいたとおり、この地区には大きな企業といえましょうか、正直言いまして、そういうものはございません。つきましては、今後は、近隣の成田空港とか、例えば大きい事業所等も視野に入れての職場体験をお考えいただきたいんですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） キャリア教育につきましてですけれども、確かに、都市部でありませんので、事業所が少ない。どうしても商店、あるいは近くにある公共施設等へお願いをするという形をとっております。

しかし、やはり子供たちの将来の夢ということを考えたときには、今後、まだ発展を予想される空港関連のさまざまな施設等へ20分、30分程度あれば行けるということ考えたときには、それから工業団地等が発達したときには、そういう場所も考えられますので、今後は、なるべく手広くという言葉が適切かどうかわかりませんが、子供たちの体験する場所を確保していきたいと。学校とよく連携をしながら確保していきたいと考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） ありがとうございました。それでは、今後は大変期待するものであります。

また、実は私どももお預かりしたこと、過去にございますけれども、事業所の方等のご都合とか、地域の方とか、いろいろな面からも、その時期、また期間、特に横芝光町は国の指定校ということで、たしか一昨年あたりは多古町でもそのような指定があったと記憶しておりますが、広く皆さんにお示しできるような教育をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、学童保育についてお伺いいたします。

現在、横芝地域、横小わき、上堺の近く、東陽小のわきといいましょうか、3カ所で行われているわけでございますけれども、定員に対してかなりオーバーしているわけでございます。実は私も現場を拝見させていただきまして、指導員の先生方のご苦勞を見てまいりました。特に横芝小学校児童クラブ、大変狭小な中に、私がお邪魔したときには、54名の児童の方が遊んでいたというか、その場におりました。たしか記憶では、一昨年ですか、定員が30ということで聞いておりまして、あの建物の坪数からいっても、とても五十数名預かれるようなスペースではないような気がしますが、30から50になって、現状62ということで受け入れたその経緯についてお伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） ただいま、横芝児童クラブの児童の数ということでございますけれども、この4月1日に横芝児童クラブは、平成19年度の定員35を50に規則改正をいたしております。

ということで、実績でございますけれども、定員は確かに50ですが、この4月から7月までの月平均、21日を月平均といたしまして、それぞれの1日当たりの利用人数でございますけれども、横芝につきましては、4月は34.4人、5月は40.7人、6月は42.0人、また7月は39.8人というような実績でございました。

ということから、まあ確かに最大ではそれぞれ月のうちに1日、2日、51人、あるいは48人、47人、46人という数字が出てはおりますけれども、今現在、私どもが把握している平均人数でいきますと、預けておられる保護者の方々が、例えば月、水、金は母親のパート勤務の関係で自分のところで面倒を見るとか、あるいは仕事、床屋さんとかそういう関係で月曜日は休みで、自分のところで面倒を見るとか、保護者の都合により、確かに最大では定数を

超えているということもございますけれども、平均にいたしますと、そのような実情でございます。

また、施設面積でございますけれども、県の示すガイドラインによりますと、児童1人当りは1.65平米以上の広さを確保することが必要であるというようにうたわれております。

これで申し上げますと、横芝小の今の児童クラブは157.75平米ございまして、登録児童1人当たりで申しますと2.54平米ということで、0.89平米ほど多いということでございますので、実際には足りておるといように認識をいたしております。

ただ、子供たち、小学校1年生から3年生の動き方等々を見ていますと、大変元気な子供たちばかりでございますので、これがガイドライン等で示されている数字と比較して果たして、机上論で出している数字ではないかなと。実際は子供たちの暴れ方とかすごいものでございますので、やはり面積等も今後町としても検討していかなければならないだろうなというように認識をいたしております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 1.6平米で子供さん1人を預かるというのは非常にびっくりする数字でございますので、人を預かることに文科省のほうでそういう机上の理論を押しつけているということに疑問を感じざるを得ないわけであります。

そういうことであれば、いたし方がないのかなとは思いますが、第2保育所の跡も、先ほど有効利用ということもありまして、子供たちをよりいい環境で育ててあげたいということで利用していただければと思いますが、今後、検討も願いたいと思います。

また、放課後子どもプランとしては、放課後子ども教室ですね。所管が文科省になるわけでありまして、私個人的には、今後、放課後児童クラブ、学童をより充実させていただきまして、幼少の子供たちの教育によりご尽力賜ればと思っているところでございます。

東町わきの第2保育所の跡の利用等に関してどのようにお考えか、お聞かせ願えればと思います。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 先ほども回答申し上げましたけれども、子供たちの施設が狭隘であると、狭いということも認識をしておりますので、今後、町の土地の有効活用検討委員会等々に諮りまして、検討してまいりたいというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、個人情報に関する点でお尋ねしたいと思います。

先ほど小堀課長より、条例を遵守するというので、7条、8条というご説明がございました。私、調べたところでは、神奈川県個人情報保護条例というのは当然でございます。千葉県にもあろうかと思いますが、先ほど、個人情報の収集は本人から収集することを原則としておりますが、収集された際に示された利用目的の範囲内であれば、本人の同意がなくて、本人に聞かなくても、第三者に個人情報を提供できるという神奈川県の条例がございます。基本的には同意を得るということでございますけれども、その辺に関してどのような認識でおられるか、お聞きしたいと思います。

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

総務課長（小堀正博君） 個人情報の取り扱いでございますけれども、ただいま神奈川県の例を参考にお話をいただいたところでございますけれども、当然、個人情報保護法が制定された段階で、各自治体、県、市町村、すべての自治体でこの条例を制定しております。もとが個人情報保護法という法律の中で制定しておりますので、内容的には大差はないというふうに私は認識をしております。

ただいま、収集した情報について、本人の同意がなくても場合によっては提供できるのではないかとございまして、基本的には、町が仕事上で収集した情報については、原則的には外部には提供できません。これは8条で規定してあるわけでございますけれども。その中で、本人の同意があるとき、あるいは法令等で定めてある場合、それから人の生命、身体、財産にかかわるような場合にあっては提供できるという規定になってございます。ですから、基本的には、自治体によってさほど大きな差はないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、基本的には本人の同意なしではできないということを確認させていただきました。

先ほどお答えございましたけれども、まさに一番困っているのが地域の自治体、そしてPTA等の団体であります。以前、連絡網、特に小学校の連絡網等は、名前と電話番号を書いたクラス全員のものがあつたかと思ひます。それからだんだん縮小してまいりまして、通学

というか、数名ごとに狭めてつくったもの。最近、ちょっと確認はしておりませんが、たしか次の方というぐらいに、もうどんどん不便といいたいまいしょうか、なっているのが現状かと思えます。学校の先生方も、事あるごとに個人情報だという言葉を出して、保護者の方も不便を感じているところでもあります。

自治体等では、比較的それをオープンに、オープンといいたいまいしょうか、例えば東町を例出させていただいて恐縮でございますけれども、比較的古くから住んでいらっしゃる方の暗黙の了解といいたいまいしょうか、その辺でデータとしては出しているのが現状でございます。

今後、学校等にどのように個人情報に関して指導していただくのか、教育長または教育課長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 個人情報保護条例というのは、今からちょうど5年ぐらい前ですか、でき上がりました、学校のほうでは、そのために、ある部分では被害者的に非常に大変だという部分もあります。というのは、さまざまな入試にかかわること、進路指導にかかわること、あるいは子供の事故、けが等にかかわる連絡等は非常に難しくなっている。というのはなぜかという、親御さんの中には電話番号等を教えられませんかという方もありまして、非常に難しいと。県のほう、あるいは文科省のほうは、そういう問題が起きたために、ある見解ができたことによって、学校が活用する、生徒の緊急な場合、あるいは入学、進学等にかかわる場合の情報の提供についてはいいですよ。情報の提供、それを利用しての活用については、学校に責任は問いませんという考え方が出てきました。

しかし、今言われましたPTAだとか学校の外郭団体につきましては、お母さん方の中には、何で私の住所が、私の名前が、お父さんの職場がと言われたときに、責任がとれないということもありまして、非常に難しいと。

しかし、じゃあ子供の何があったときに、あるいはPTA活動が低迷しては学校支援ができませんので、今後とも学校を通して我々のほうからも極力相互に理解をし合って、必要最小限な情報はきちっとお互いが共有できる形で、学校への働きかけをしていきたいというふうに考えております。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、保護者の方にも文書等でご理解をいただく等の方策をとっていただければと思います。

特に横中のPTAも、まあ余談になるかもしれませんが、広報紙が全PTAの佳作

になったということは皆さんご存じかと思ます。頑張っているPTAでございますので、ぜひともその辺のご支援も願いたと思います。

それでは最後に、防災関係についてお尋ねをいたします。

先ほどお答えいただきましたように、9月7日には2,000名を超える参加者ということでございましたけれども、2万6,000有余の町で2,000人ということは、十数分の1、約7%程度の参加ということになります。町民には意識が薄いといえればそれまでかもしれませんが、もう少し周知の方法もあったのではないかと思います。

また、消火器の使い方とかやっていたいただきましたけれども、先ほど申しましたように、土のうの作成等、救護訓練、特に三角巾の使い方、止血法、心肺蘇生法、当町でも学校を初め、かなりのAEDを導入されるということでございますので、町民すべてが使えるような指導、そして今後ふえるであろうAEDのマップ等の作成も願いたと思いますが、その辺に関してどのようにお考えでしょうか。

議長（八角健一君） 環境防災課長、伊藤賢二君。

環境防災課長（伊藤賢二君） 今、周知の方法はどうかというようなお話でございましたけれども、私どもの周知の方法といたしましては、やはり行政総務員さん等を通じて、またチラシ等も民生委員さん、それから区の役員さん等に、回覧等でもってお願いをしているのが現状でございます。一番、横芝光町の町民に対して周知できる方法というのは、やはり行政総務員さんを頼らざるを得ないというような状況でございますので、今後はもう少し、1回だけでなく2回、3回とお願いをするような形でもって進めていきたいと思ます。

それから、消火器はことしもやりました。消防団の皆さんに大変お骨折りをかけましたけれども、消火器のほうについては、訓練はやっております。

ただ、土のうにつきましては、ことしはやりませんで、まあ確かに、森川議員がおっしゃいましたように、土のうの作成などは、まして栗山川がございまして、必要かと思ますので、今後、そういうものも含めまして検討していきたいと思ます。

それから、三角巾、止血の方法も同じでございまして、これも福祉課のほう、またプラムのほうといろいろ協議をしまして、その方法等につきましても前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっと追加をさせていただきますとすれば、今回の9月7日の防災

訓練については、2,000名を超す、我々としては、それなりに町民のご参加がいただけたのかなと認識しております。

その理由の大きな1つとしては、昨年度、一昨年度、だんだんふえていっていると。そして、昨年度に比べて約1割ちょっと、1,800人から2,000人を超したというような状況は、大きな要因としては、広報または行政防災無線においても毎日のように、ちょっとうるさいんじゃないかと言われるぐらい、これについては周知を徹底させる努力をいたしましたし、また、担当課によって、今回、特に特筆すべきところは、全小学校にこの防災訓練に参加をしていただきたい旨の周知をいたしまして、子供たちの参加もふえてきておるということで、またその辺を踏まえて、来年の防災訓練には今まで以上の参加を促せるように今後とも努力を進めてまいりますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、よろしく願い申し上げます。

A E D、A E Dと、世間ではどこへ行っても耳にするようになりました。しかしながら、その使い方を知っている方、まあ実際、自動に機械がしゃべってやるんですが、実は、私も講習を後で受けさせていただいたんですが、その事前の心肺蘇生、要は胸骨の圧迫とか人工呼吸とか、その辺が大事でありまして、ただ機械があればいいということではありませんので、全町民に講習を受けていただく、ひいては我々議員もすべてが知っていなければならないかと思えます。数は、いろいろなご寄附等があり、どんどんふえると思えます。大変すばらしいことだと思えますので、その辺のお考えがあるかどうか。

そして、災害弱者の支援計画を立てていただくということでございますけれども、一刻も早く、本当に大事なことで、災害の際の安否の確認、スムーズな避難等ということで計画をきちんと立てていただければと考えます。その辺のことでA E Dに関して計画、予定等があれば、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） A E Dの講習会ですけれども、11月10日月曜日の1時半からプラムにおいて、消防署にお願いして、講習会を実施していく予定になっております。これは10月の広報と、その間際になりましたら防災無線でも、町民の方にお知らせしていきたいと思っております。11月10日に実施いたしますので、議員の皆様にもぜひ参加していただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、11月10日、みんなでこぞって参りたいと思います。

そういうわけで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（八角健一君） 以上で森川忠君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

（午後 0時08分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

越 川 洋 一 君

議長（八角健一君） ここで報告いたします。

議員越川輝男君から午後の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔18番議員 越川洋一君登壇〕

18番（越川洋一君） まず、まちづくり座談会についてから質問を起こします。

佐藤町政になって3年目になりました。7月下旬より、住民との地区別の座談会が開催されております。私は、当初より住民との車座座談会など、対話を要求してまいりました。ですから、非常に歓迎すべきことであります。未来をつくる住民の視点をキャッチフレーズに掲げ、住民の協働を打ち出してきた経緯からしても、これは当然の取り組みであるとも思っています。

29会場を予定し、12会場で座談会が済みしておりますけれども、ここでの状況はどうか、意見の内容はどうか、見解を尋ねたい。

また、佐藤町長の住民の視点とは何かを語っているのか、町政の方針はどんな内容で語っているのか、尋ねたい。

出された意見への対応策はどうしているのか。その場で即答できるもの、検討して後日答

弁するもの、各課への反映はどうなっているか。

文章で記録として保存、回答しているものと思うが、この点いかがでしょう。

また、かつての町政の要求に対して答えがないというふうな意見があります。こういうことのないようにしていかなければならないのではないのでしょうか。この段階で、この座談会についての反省点、後半への対策としてはどんなことになるのか。

参加者数は、集落というくくりで見れば、決して少なくないと思われませんが、女性、青年、高齢者の参加という配慮が必要ではないかというふうに思われます。せっかく始めた座談会、町政運営の基盤となり、行政への町民参加を促し、協働のまちづくりの保障となる取り組みであります。それだけに、内容の充実が今後求められているというふうに思います。

次に、遊休農地解消対策についてであります。

現在、横芝光町の耕地面積は2,886ヘクタール、このうち遊休農地は53.1ヘクタールとなっております。これは、安心してつくれるものがないことの象徴であり、生産人口の減少、働き手の高齢化、生産意欲低下のあかしでもあります。

転作条件がない中で4割もの減反を強制され、一方で、必要のないミニマムアクセス米の輸入が強行されるという矛盾のはざままで、確実に将来展望が持てないという厳しい生産環境が続いております。その輸入米も、今回発覚したように、農薬に汚染された、およそ食糧に向かないものが堂々と流通し、食に対する消費者の安全・安心を裏切るといふ大きな社会問題にまでなっております。

一連の食の偽装、もうけのためには何でもござれ、モラルの低下は規制緩和がもたらしたものとして、消費者への規制、そして負担に転嫁されているわけでもあります。

一方で、ローマにおける緊急の食糧サミットとその後のG8による洞爺湖サミットで食糧問題が重要議題となったように、世界の食糧事情は、地球規模の温暖化、異常気象のもとで激変をしております。そうした食糧情勢の中で、世界各国が輸出規制、食糧増産へと動いております。金に任せて世界から食糧を買いあさってきた輸入優先の政策を見直し、生産転換が急がれる状況の中で、実質的に食糧料自給政策に転換できずに再生産を危うくし、消費者の負担にしわ寄せをしているのが現状であります。

ベッジファンドの投機資金が原油と穀物をねらい撃ちしてからの食料品や生産費用の膨張は、農業経営をがけっぶちにまで追い詰め、これが高齢化と相まって、食糧危機の心配さえ現実味を帯びたものにしつつあります。

そういった中で、相次ぐ食をめぐる事件を通じて、国民世論は、税金を使ってでも安全で

安心な食糧を国内で自給してほしいと、これが圧倒的であります。今まさに農業・食料政策の転換が急がれております。

そうした点では、日本共産党が農業再生プランとして発表しているように、政府の責任で価格保障、所得保障制度の確立、不足払い制度の確立こそが、関係者、農家の要求にこたえるかなめであります。世界の逼迫した食糧事情の中で、国民の食文化を守る方策であります。

耕作放棄地の増大は、生産費用が採算に合うものがないことの反映であり、根なし草と言われる畜産のえさ、穀物なども自給すべきが輸入政策に依存してきたために、つくっても割に合わずに、輸入先の事情でもろにこの影響を受けるという構造になっております。構造改革というならば、この辺の組み立てを改革しなければなりません。

遊休農地の解消は、農地の有効利用を図り、生産意欲を後押しするものであり、地域振興、そして環境保全にもつながってまいります。自給率の向上という国民生活の基本である食の安定的確保という政策につながる、自治体としての責任領域にかかわる問題であります。町農業委員会としても調査をし、その解消を求めてきた要求でもあります。事業要件を定めて、補助金を伴った施策を新たに実施してほしいということをお願いしたいと思います。

3点目は、通学路の点検の問題であります。

横芝中学校の建設が順調に推移しております。供用が開始されることについてアンケートを学校がとったという話ですが、新校舎で卒業式をするのか、旧校舎でするのか、これは半々の意向だというふうなことになるそうしております。

まあ、いずれにしろ、新しい場所に建った中学校への通学路は、新たに指定されるというふうに思いますけれども、交通安全上の心配の声が届いております。行政懇談会でもこれは出されているところであります。こういった中で学校はどんな計画を持っているのか、また教育委員会では、この点についてどのように報告を受けているのか、そうした中で具体的にはどのような検討をされているのか、尋ねたいというふうに思います。

〔18番議員 越川洋一君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 越川洋一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、まちづくり地区座談会についてお答えをし、遊休農地解消対策と通学路の点検等につきましては、それぞれ産業振興課長、また教育課長のほうからの答弁となりま

すので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、まちづくり地区座談会について順次お答えをさせていただきます。

初めに、座談会の進行状況についてでございますが、今年度の座談会は、7月から12月までの日曜日に町内29カ所において開催することとし、既に12会場が終了したところであり、現在までは予定どおり順調に進んでおるところでございます。

続いて、参加者数、雰囲気についてでございますが、7月27日が立会集会場など3会場で45名、8月10日が新島集会場など3会場で88名、8月24日が栗山中央集会場など3会場で71名、9月14日が本町集会場など3会場で99名、合計いたしますと303名という大勢の皆さんにご参加していただいております。

また、いずれの会場においても、活発なご意見・ご要望が出されております。住民の皆さんの町政に対する関心は非常に高く、大変ありがたく感謝をしているところでございます。

次に、発言内容についてでございますが、ごみの不法投棄等に関する身近なご意見から町の将来性にかかわる問題など、さまざまなご意見・ご要望が出されておりますが、各会場を通じ特に多かったものとしては、町の今後の財政見通しや東陽病院の経営状況、道路整備の充実や環境対策などであり、町民の皆さんが地域医療や将来のまちづくりに対して真剣に考えていただいているところを改めて実感させていただいたところでございます。

次に、住民の視点、町政の方針を語っているのかとのご質問についてでございますが、この座談会は、町民の皆さんと協働のまちづくりを進めるためのものと強く認識しておりますので、地域の皆さんとひざを交えながら、同じ視点に立って、町政方針を述べさせていただいているところでございます。

次に、総体的な対応の検討はとのご質問についてでございますが、齊藤隆議員の質問でもお答えをさせていただいたとおり、可能なものについては、なるべく早く対応するよう各担当課に指示をしており、既に実施対応済みのももでございます。いただいたご意見・ご要望については、今後、その内容を十分検討させていただき、緊急性や優先性を考慮しながら、順次対応できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、反省点、後半への対策とのご質問についてでございますが、終了した地域の皆さんからは大変ご好評をいただいております。この座談会が住民の皆さんとの協働のまちづくりにふさわしいものと改めて確信しているところであります。強いて反省点として掲げるものであれば、1日に3会場を実施しているところから、来年度以降も同じような方法で実施するのであれば、もう少し時間的余裕を持った割り振りが必要と感じております。

最後に、女性や青年、高齢者の参加の呼びかけとのことですが、今まで実施した会場では、高齢者の皆さんについては多数のご出席をいただいておりますが、若い人たちや女性が若干少ないように感じております。今後実施する地区につきましては、できるだけ幅広い層の皆さんにご参加いただけるよう、行政総務員さんなどを通じお願いをしてみたいと考えております。

以上で私のほうからの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、産業振興課長、林新一君。

〔産業振興課長 林 新一君登壇〕

産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから耕作放棄地の現状と対策についてのご質問にお答え申し上げます。

さきの6月議会での一般質問でお答えしたところでございますが、遊休農地の面積は、昨年12月の調査時点では、農用区域内で45ヘクタール、農用区域外を含めると53ヘクタールと把握しております。

対策といたしましては、農地法第3条による賃貸借及び農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用権設定のあっせんや圃場の基盤整備など、地域の実情に合わせた対策を講じることが有効と考えております。

また、国庫事業である農地・水・環境向上対策事業を実施している集落では、遊休農地の草刈りや花を植えるなど、対策を講じていただいております。

現在、町と農業委員会で耕作放棄地の調査を実施しており、きめ細かく現状を把握した上で、それぞれの状況に応じた対策を実施するための耕作放棄地解消計画を策定するために耕作放棄地解消対策協議会を設置し、解消に向けた支援策の構築及び推進を図り、耕作放棄地の解消を目指してまいります。

次に、遊休農地解消の有効な手だてについてのご質問にお答えいたします。

有効な手だてとして補助金の設定をというご質問でございますが、手を加えなければ使えない状況の遊休農地につきましては、農地として使えるようにするための支援は必要と考えます。

国では、耕作放棄地を再利用する際、緊急交付金として230億円が2009年度予算に概算要求されました。その内容は、1年目に障害物の除去などに10アール当たり3から5万円、土壌改良と営農定着活動に最大2年間、それぞれ10アール当たり2万5,000円が予定されてお

ります。

今後、財務省の査定を受け決定されるわけですが、これらの動向に注意するとともに、実際にどの程度の支援が必要なのか、これらも検討課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔産業振興課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、教育課長、林英次君。

〔教育課長 林 英次君登壇〕

教育課長（林 英次君） それでは、3点目の通学路の点検についてご答弁をさせていただきます。

本来、通学路は、各学校が児童・生徒の通学の安全の確保のため、保護者、地域の声を聞き、教育委員会等と協議しながら指定するものであります。

少し前までの安全確保は、交通事故から子供たちを守ることでしたが、現状ではそれだけではなく、不審者も含めたさまざまな危険を想定したものでなければなりません。

越川議員ご指摘のとおり、新しい横芝中学校の通学路については、学校が現状の基幹道路の安全を確保した上で、保護者、地域の声を聞き、教育委員会と協議しながら指定をすることとなります。

横芝中学校の現状について申し上げますと、以前から危険箇所として指摘されておりました上町地先の旧北海道屋前の交差点が、7月中に県と町が実施した交通安全施設整備工事によりまして、一部が改善をされました。さらに、来年3月末には、大総新道進入路地先に信号機が設置される予定でございますので、これらにより子供たちの安全確保が図れることとなります。

しかしながら、旧北海道屋前の交差点から坂田池に至るまでの道路は、道も狭く、カーブ区間であるため見通しが悪く危険であるとの認識をいたしておりますので、今後、より安全な通学路の確保に向けて、県及び町の道路整備の状況等を勘案した上で、学校側と協議を進めてまいりたいと考えております。

各学校の通学路には、このようにさまざまな点で危険な箇所が点在しております。先ほど申し上げましたとおり、それぞれ現状での一番安全な道路を通学路としております。しかし、それはあくまで現状においてでありまして、本当に安心な道とは限りません。児童・生徒みずからの安全を守るための意識や知識、技能をつけるための安全指導の徹底はもちろん、保護者、地域の方々のパトロールや安全への配慮等、さまざまなご支援、ご協力があつてこそ、

より安全な登下校が確保できると考えております。

あわせて、子供の目線での通学路の点検見直しは欠かせません。車での走行ではわからなかったことが、実際に子供たちと歩いてみることによって、さまざまな危険が見えてくる場合がございます。

今後、教育委員会といたしましても、学校関係課及び関係機関と連携をしながら、児童・生徒の安全確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔教育課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 2回目は、3つの質問を続けてやって、それから聞きます。

まちづくり懇談会でありますけれども、大変盛況なようで、参加者が真剣だと感じるということですが、私どもも、その発言内容をいただきましたけれども、非常に貴重な意見だというふうに思うんですね。それは今後の町政運営にきちっと生かしていく内容だと思います。まあ、すごい体験をしているというふうに思いますよね。

しかし、その中で、伝え聞きますと、きょうここで真意を尋ねたいと思うんですが、東町区において、町長は分町という、町を分けるという発言をしたと。合併して、この時期の状況を見て、一体感を強調している上で、分町というのは軽々に使える言葉ではないというふうに思うんですけれども。そこで、人に伝え聞いたのではわかりませんから、真意をひとつ聞いておきたいなというふうに思います。

それから、キャッチフレーズの住民の視点ですけれども、私まだ出ていないんですが、住民の貴重な意見を聞かせてもらうと同時に、町長の政治姿勢、政治理念をきちっと伝えて、理解してもらって協力を引き出すという、この基本が大事なわけですから、住民の視点とは何なんだというのを、私はこういう姿勢で行くんだというのを語るというのが非常に重要だというふうに思います。その上に立ってつくられた新町の行政の計画を、場合によったら簡潔に話すということも非常に重要だというふうに思います。その点ではどんな内容で語っているのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

今後への反省点ということでは、時間の配分ということが出ました。今回は仕方ないとしても、これも貴重な体験の上での教訓ですから、次回に生かして、本当にゆっくりと。だんだん話していると、本音が出てくると思うんです。やっぱり本音が出てこないはずだと思うので、その配慮というのが必要だと思うんです。

それから、さっきも病院問題と同時に財政問題に対しての町民の反応、関心が高いという話ありましたけれども、合併特例債事業を使つての大型事業が連続的にやられると。現在の財政状況はいいという指標が出ているわけですが、今後、合併して10年、15年という特例債の返還期を見たときの財政運営というのを今認識して運営していくというのが非常に大事だというふうに思うんです。そういう意味では、こういう点での情報の開示が必要じゃないのかなと。やはり町民にその辺での理解を願って、緊急にやってほしいという問題、時間がかかるけれどもやってほしいという問題への理解の裏打ちとなる財源問題に対する理解を求めるといふ姿勢が非常に重要だと。この点で理解が深まれば、住民参加を引き出し、そしてともに働く協働のまちづくりにつながっていくという意味でも、この視点が重要じゃないのかなと。おれもみこしに肩を入れようかと、こういうふうになってくると思うんですよ。その辺ひとついかがでしょう。

それから、東陽病院の問題も、発言の内容をずっと読ませてもらいますと、医療に対する要求、身近な頼れる病院、東陽病院に対する関心、意見、要求というのは非常に大きいということですよ。ですから、ここも余り今の経営実態は知らされていないんじゃないか。経営検討委員会、改善委員会で奮闘されているということはわかりますけれども、その中身が住民に、そこを利用する方々に理解されてこそ、本当に病院改善の力になるということです。

現在、自治体病院を取り巻く状況というのは、国の自治体病院つぶしですよ。これが進められている。ですから、山武医療センター構想でも、銚子の病院を見ても、どこ見ても、自治体病院は大変な事態になっているわけですよ。そういう中で東陽病院を守るんだ、歴史のある病院を守るんだということでの情報開示。今の段階での経営状態、それから改善の意向、こういったものを示すという、その点のここでの情報をきちっと知らせるといふのが非常に大きな観点ではないのかなというふうに思います。

それから、出されている意見は広範な意見ですが、出されていない意見、出てこない潜在的な意見、願い、こういったものもとらえる必要があるんじゃないか。今、住民は、戦後最長と言われました景気が下降して、景気後退の時期に入っている。景気が浮揚、好調だといつても、住民はそういう実感は全くなかったんですね。大手の企業だけ。そういう中でもう後退直面に入っちゃっている。そういう中で、営業も暮らしも一様に困難は増しているというふうに思うんですね。そうした中で、暮らしにかかわる負担の軽減も、出てこないけれども、大きな要求だと。

それは、一連の老年者控除なんかの控除をやめたり、定率減税を廃止したり、いわゆる増

税にもつながっている状況の中で、そういった点が非常に重要じゃないかな。

それから、非正規雇用が蔓延して、若者が使い捨てになっているというゆゆしき事態もあるわけですね。派遣社員、期間工社員がふえていると、こういう問題もあります。

それから、後期高齢者医療制度の問題については、我々は後期高齢者医療制度はやめるべきだと。年齢でお年寄りを差別する。2年ごとには確実に保険料が上がる仕組みになっている。有無を言わず年金から天引きしていく。うば捨て山だと。高齢者の威厳を汚すような制度だというふうな問題があって、この問題は今度のやられるだろう選挙でも大きな争点になるというふうに考えられますけれども、後期高齢者というところに置かれているお年寄りの意見、福祉をもっと充実してほしいという意見。

それから、農業、食糧問題についても、我々、ふだんの中では、これじゃあもうやっていけねえよと大変厳しい生の声が我々同士交わされているわけですよ。それが今置かれている農家、食糧生産者の目線だというふうに思うんです。しかし、そういうものは出てこない。このように日常的な不安、関心、要求がなかなか出てこないわけですよ、こういう座談会では。しかし、潜在していると。

そうした中で、営業、暮らし、福祉に責任を持つ行政ということですから、この辺も推しはかって大事にしないと。その点で、本音が語られるようになったら大したものだと、そこを目指すべきではないのかなというふうに思うんですね。その辺はどうですかね。

出される問題の中では、町自体の問題と、基本的には国政、県政の責任の問題とあって、それが住民に覆いかぶさってきて、心配される不安を持っていると。そういう問題に対しては、一定にきちっと交通整理してやる。その中で町政としてはこういうふうに頑張ろうとしているんだよという中身を話すことが重要だと思います。

そういうふうに考えますと、継続して上で、政治理念、政治姿勢、政治方針を語って理解してもらおうと。一方的に聞くんじゃなくて、そういう場所でもあると。

国政においても今、政策が行き詰まって、何と2度も首相が政権を投げ出すという異常事態ですよ。こういう中で有権者、国民の主権者意識ごとが新しい地域、政治をつくるというふうに思います。ですから、密接に語り合っているというこの意味は非常に大きいわけですから、さらにその点に対して新しい町の形をつくっていくべきではないでしょうか。魂を込めた努力が必要だというふうに思います。

それから、女性、青年はなかなかこの懇談会の計画の中には参加しにくいと思うんです。ですから特別に、女性、青年だけ後でお願いしたらどうですかね。そういう検討もしたらいい

いと思うよ。これができたらすごいと思うんだけど、私はそれを求めたいと思うんです。

遊休農地ですけれども、課長、答弁されました。国の施策と相まって、基本的には解消の方向で検討もしているし、努力していきたいというふうな内容だと思います。

近隣では、旭市がこの事業に取り組んでおります。例えば、その内容というのは、条件としては、障害物の除去、深耕、整地、その他遊休農地の解消に相当と認められるものということで、事業要件としては、遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図れると。受益地は農業振興地域のうち農用地区域とし、農用地利用集積計画においてのうちの賃借権、使用賃借権について10年以上の期間設定した認定農業者とすると。補助金は2万5,000円以上、農業委員会の意見、農地の条件を考慮して交付などの要件を持って既にやられているわけですけれども、これらを参考にして、ぜひ国の制度も活用しながら、町としてもやっていただきたいと。

遊休農地の面積からいっても、例えば旭市並みの2万5,000円だって、200万円かからないくらいの財政規模なんて出ているものですから、そこはどうか。

3つ目の通学路の点検の問題です。

旧横芝町の議員のほうがうんと熟知されているというふうに思いますけれども、私にもこの意見届いていますので取り上げたということですがけれども、中学校も、教頭に聞きましたら、非常に苦慮しているんですね。町が持っている計画の大総新道へつながる道路の整備がなかなか進捗しないということもあって、これを早くという願いが強いわけですがけれども、そういった中で既存の、さっき言われた道路の狭いところの問題ですよ。そこの通行量を分散したりとか、いろいろ苦心しているようです。やっぱり実際に通学路を歩いてみてという、これが非常に重要だと思うんです。

東陽小学校は、校長に聞きましたら、やっぱり保護者、関係者が生徒と一緒に歩いてみると。この目線でそれぞれの箇所を再点検すると。通学路というのは、代々同じところを通っていますから、もうそれなりに危険箇所、危険施設のチェックはされておりますけれども、大所高所、いろいろな角度から実際に通うお子さんたちの実感としてのここが危ない、こんなこと危なかった、そんなことも非常に大事だと思うし、既に相当神経を使って皆さんやられています。しかし、これはやり過ぎということがないので、再度の点検お願いしたいというふうに思います。

交通安全、防犯指導、そういうことが関係者のご努力でされているというふうに理解はしておりますけれども、再度の見直しも必要ではないかと。例えば、ふれあい橋が通行になっ

て、石川スタンドのところに信号がつかまりましたけれども、そのためにどの路線を通行したらいいか。近くから通う生徒は、どの路線通ったらいいかと。あっちがいいというふうに相当の苦勞をしてやられたという経緯を尋ねて。

また、そういうような情報を日々保護者、住民の方に届けておりますと、住民のほうからいろいろな情報が入ってくるということなんですよ。ふれあい橋の近くの排水、あそこで子供を見ていて危ないようだったということで生きた情報が学校に届けられる。そういうふうに生きた情報が学校に届けられるように、日々、保護者と住民と学校が響き合っているという関係をつくるというのが重要というふうに思います。

横芝中学校については、卒業式に間に合わせるように緊急の点検が必要だというふうに思います。

それから、指定の通学路、あるいは子ども110番の家、これが配置されておりますけれども、各集落の行政総務員さんが変わるたびに、そういった情報も総務員さんにきちっときちっと毎年のように伝えるという形での協力をお願いするというのが、逆に今度は協力という形で情報が集中してくる、そういうふうなことに繋がると思います。

まあ、いずれにいたしましても、この地域の将来を担う子供たちの安全のために、安全・安心条例を持つ町が最大限の努力と、これまでの見直しも新たにする必要があると。その点では教育長、どうかということです。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、私の答えられる範疇の中で順次お答えをしていきたいと思っております。

まず、一番最初の、座談会で東町の分町についての話が出たのではということで、一部のネット上でそういう話もあるところでございますけれども、現実の問題として、その辺については私も整理をし、後で1回、テープの聞き直しなどを行っているところでございますけれども、現実問題、そのときの座談会の質問者の趣旨としては、横芝光町は今後どうしていくのか、どういう2次合併をしていくのかということのご質問に対し、私がお答えをさせてもらった中でその辺の部分をお答えさせていただきますと、県の指針では、山武市との1市1町の2次合併が望ましいのではないかと指針が出ておりますと申し上げて、基本的には、合併というのは隣の市町村、自治体とするのが一般的であるということの中で、当町の隣町というのは山武市、匝瑳市、芝山町、多古町ということになる中で、芝山町、多古町については、まだ成田市からの回答は出ておらんのかなと思っておりますけれども、富里市、

神崎町、栄町、多古町、芝山町で2市4町の合併協議会をつくってはいかがかという要望書を成田市に提出をした経緯が新聞報道でもあったかと思います。

そうした中で私も、2年半前の選挙の時点で30万中核都市を目指すというような発言をさせてもらっている中で、まだまだそういったように2市4町でやっている今の現状の中で、多古町、芝山町との、隣の町だからといって、その選択肢はないだろうと。そうした中であるとすれば、基本的には匝瑳市か山武市になるであろうというような発言をしまして、また、その選挙の際に、もしそういう状況が生まれるとすれば、住民アンケートを実施するという約束をしておりますと申し上げ、その場合、もしかして分町をする2次合併もあるのかなと。あくまでも基本的な部分としては、匝瑳市か山武市かどっちかでしょうと。だけれども、住民アンケートをとってやるので、その場合、分町した結論が出るのかなというお話をさせてもらったところであって、しかしながら、今の段階ではよちよち歩きの、今、3年目を迎えている横芝光町のさらに一層の融和を図っていく仕事があるという中でお話をさせてもらってございます。

そうした状況の中におきましても、ある部分、配慮が足らなかったのかなという部分もございまして、その部分につきましては、改めまして関係皆さんにはご迷惑をおかけしたというふうに謝罪をしたいと思っております。

また、次、住民の視点で自分の意思、意見として何に向かっているのかというようなことの中で、私本人が住民の視点という標榜をしている中で、どういう立場で町民の皆さんとお話し合いをし、行政運営をしていくかというご質問であるかと思っておりますけれども、私は常々、町民皆さんはこの問題に対してどういう答えを望んでおられるのかな、どういう気持ちでおられるのかなというものをまず第1の基本に考えて、住民の視点での行政運営をさせてもらっておるつもりでございます。

私も行政のトップとしての立場もございまして、また、要望活動の中で、議会からの要望ですとか、各地域からの要望ですとか、いろいろある中でありますけれども、全般的な町民皆さんがそれに対してどのようなリアクションをとるか、反応を示すのかなと。一町民になったつもりで、なっている立場で考えながら、1つ1つの施策を進めている状況にございますので、この座談会においての発言に対するお答えについても、そのように発言をさせてもらっているところでございます。

また、3点目の反省と今後の課題の部分につきましては、1日3回やっているということで、10時から11時半、1時から2時半、3時から4時半ということで、90分という時間が当

初では十分であろうと予測していたところでございますけれども、現実問題なかなか、じゃあ最後のお一人でよろしいですかというような状況もあったり、最後ですので、時間はちょっと超しちゃいますけれども、申しわけないですというような発言もさせてもらっており、90分では、町民の皆さんがこれだけお集まりいただいた中で、本当に言いたいことが全部言えているのかなというところが一番の反省点なのかなと思っております。

そうした中で、議員おっしゃるとおり、平成26年度に財政の実質公債比率が15%前後にまでマックスでいってしまうある部分の返還期を迎えて、財政に対する情報公開をということでございますけれども、おっしゃるとおりでございますして、私もそのお話をさせてもらっている中で必ずといっていいほど言っているつもりではございますけれども、指標の部分においては、ほぼ順調に安定した財政運営をさせていただいているところではございますが、決して潤沢な財政状況とは言えない状況にあります。この発言だけは常にセットでお話をさせてもらうように心がけております。そのためにも、ひとつ協働のまちづくりが必要でもありますという話を随所随所によって発言をさせてもらってございます。議員おっしゃられるとおり、その辺の部分の情報公開がいい波及効果を迎えることによって、横芝光町の行財政運営においてより一歩進むものになるかと私も同感でございますので、今後ともそういう部分において情報開示をしてまいりたいと思っております。

また、東陽病院の、単なる財政の数字ならでの財政状況のみならず、現実問題として、私も東陽病院の管理者として、経営者として、町民の皆さんに部分部分にお話をさせてもらっているんですけれども、東陽病院、自治体病院というのが民間の病院と一番大きく違うのは、自治体病院で検査ですとか医療行為をやることによって、必要なところは当然やっていかなければならないわけではございますけれども、過剰な診療、過剰な投薬というものをしますと、その部分が結局は国民健康保険ですとか、各種保険、財政に対する影響が大きいと。民間であれば、そこの部分を何も考えずに病院経営をできるわけでございますして、ある部分、必要のない検査、投薬までもやっているところも全くないとは言い切れない今の日本の医療状況であります。

そうした中も含めて、当東陽病院は、患者さんに対して経済的にもやさしい病院を目指しておるのですと。しかしながら、病院でございますから、お客さん来てくださいというわけにはいきません。万が一ぐあいが悪くなったときは、ぜひ東陽病院をご利用いただければ、中にはやさしくない、親切でないというご批判の意見も多々伺っておりますけれども、それについても順次、今、教育を施しているところでございまして、どこまでそれが進むかは別

問題として、そういうように経営者の1人として私も思っていますし、そういうようなご判断の中で、住民の皆様方には、必要な医療についてはぜひ東陽病院をご利用いただければありがたいというお話をさせてもらっており、今、内容的な問題といたしましては、町が行っておる住民検診、この一部を東陽病院によって賄うことができないかというお話も今詰めているところでございます。何百人もの人を一気に呼んでやるわけにはいきませんが、そうした部分で少しずつ分けてやる方法もあるんじゃないかなという話を先だっただの会議でしているところでございます。

そういうように、東陽病院の問題につきましては、財政の数字だけの問題ではなく、そういう部分についても、この住民座談会でお話をさせていただいているところでございます。

また、あともう1点の問題でございまして、確かに議員おっしゃられるように、言いたくても言い出せない部分もあるのかなど。この座談会の本来の趣旨は、安心・安全でみんなが暮らしやすい、住みよいまちづくりを目的としているわけでございまして、正規雇用の問題ですとか、後期高齢者医療制度の問題ですとか、今の農業経営がままならないですとか、そういういろいろな問題も多々あるかと思えます。そうした中も我々としても、とりあえず座談会においてその場でお答えできない部分につきましては、後日、担当課並びにみんなで協議、検討をし、その答えを行政総務員さんを通じてお答えさせてもらうという手法を今回とらせていただいております。

本当に議員おっしゃられるように、暮らしを守る行政を目指すためにもこのまちづくり座談会を推進しているわけでございまして、これが協働のまちづくりに1歩でも2歩でも近づけるものであれば、すばらしい施策になるかと確信をしているところでございます。今後とも住民の視点の中で、住民の意見をよく聞いて、住民の立場でこの施策運営の対処をしてみたいと思っており、最後の女性と青年だけの座談会を開いたらいかがかなという問題でございすけれども、この部分については、若干の検討をさせていただきたいなと思うところでございます。

あと、遊休農地に対する施策の問題でございすけれども、基本的な部分につきましては、今、産業振興課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、旭市にならって町の単独の施策はないかというお話でございす。

今、当町は、皆さんご承知のとおり、減反政策に対するホールクロップサイレージという、近隣では格段の農業施策を行っているところでございまして、ある程度の成果が見込めたのではないかなとも思っておりますし、これを今後とも推し進めていくことと考えており、

遊休農地の部分につきましては、即座に結論が出せるものではございませんが、また県、農林水産省といろいろな部分で討議をしながら進めてまいりたいと思っております。

ちなみに、今回のホールクロップサイレージをこれだけの成果として農家の皆さんに上げさせてもらったおかげをもちまして、県農林水産部より280万円の後づけ交付金をいただくことができました。これもご参加いただいてご協力いただきました農業者の皆さんに本当に感謝をいたくしたく存じます。

あと、最後の通学路の問題でございますけれども、おっしゃるとおり、子供たちの安全・安心を図る上で何にかえがたく、これは進めていかなきゃならない問題ではございますが、当町の現状の中で、道路建設があちこちで進んでおる中で、通学路についても日々変化を余儀なくされている状況にあり、本来であれば、その道路建設に伴い、1つ1つの道路に対する歩道の整備ですとか通学路の整備ですとか、それを考慮しながら進めていくべきであろうと存じますけれども、いかんせん財政的な裏づけの部分におきましても、それがままならないというのが現状でございます。これからもその両立を図れるような努力を推し進めてまいり所存でございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

また、再点検をというお話でございますけれども、それについては教育委員会関係のほうからの答弁とさせていただきますので、以上で2回目の質問のお答えにさせていただきます。
議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 越川議員より質問ありました通学路の整備等、新横芝中学校の建設、そして開校は来年度の2月、あるいは3月にはすべてが完成するだろうということで考えておりまして、それに伴う通学路の整備と。整備というよりも、見直しをしていかなければならないということもあるかと思えます。

それから、先ほど、東陽小学校の例をとりましたけれども、東陽小学校につきましては、4月当初に学校長、それからPTA会長より相談がありまして、私たち教育委員会のほうとも一緒になりまして、小学校周辺の道路標識含めた見直しをやりました。しかし、現実には、先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、交通安全のための通学路ではなくて、犯罪を防止するための通学路を考えていかなきゃならないという二極性が出てきたという大きな問題を抱えております。

そこで、教育委員会としましては、毎年、できれば新年度、新入生が入学するのと同時に、きちっとした通学路の点検等を各学校、PTA、地域にお願いをしながら、新しい通学路マップを各関係の総務員さん含めた防犯協会、あるいは現在の児童パトロール等を行っていた

だいている高齢者の方々に配布できればなど。ぜひ小・中学校、町内の子供たちを地域の方に見守っていただきたいと。そのための手だてとして、各小学校、中学校と協力しながら、通学路の状況等の一覧等、そういうものを地域に配っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君に申し上げます。

持ち時間が3分となっておりますので、質問は簡潔にお願いします。

18番（越川洋一君） 知ってます。

教育長が言われるように、交通安全と防犯安全、そういう両方の側面からのご努力というのが一層必要だというふうに私も思っています。

それと、通学途上、道路上の草刈りなんていう問題もちょっと目を通していただいて、安全の確保をお願いしたい。

町長、最後、大変真剣に懇談会の参加者が物事を考え、発言されているというふうに言われました。その住民と対峙していくには、やはり町長のほうも慎重に、誤解を生むようなことがないような配慮というのが一層必要だというふうに思うんです。

そして情報開示。町民のための町政ですから、いろいろな形で、その場所においてはもちろんやれる範囲で、総務課長を同行させているわけです。あと広報紙だとか。そんな形で、住民の積極性、参加を引き出す情報開示、公開、こういう配慮をしてほしいと思う。

それから、町長が身近なところに来てくれるんだぞという喜びと関心で集まってくると思うんですよね。そういう上で、本音がぼろっと出るような配慮というのは今後うんと必要だと思うんです。つまり、行政の長に言いにくい、こういうことで困っているんだよと、これ何とかならないかなというようなことが本音で出るような点での配慮をお願いしたいということと、もう一つは、時間ないんですが、青年と女性ですよ。これを大事にして、それから理解と納得がいく時間をとってという配慮を含めてちょっと内部でよく検討していただいて、10人でも20人でも青年と女性の方々が集まって発言してくれるだけでもすばらしいというふうに思うんです。ひとつ恐れずに、その辺でも邁進して、お願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（八角健一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後 2 時20分といたします。

(午後 2 時 1 0 分)

議長(八角健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時 2 0 分)

川 島 富士子 君

議長(八角健一君) 一般質問を続けます。

川島富士子君。

(7 番議員 川島富士子君登壇)

7 番(川島富士子君) 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

驚くような首相の辞任で、国民に政治全体への不信を与えかねない状況であります。国政が激動している、その中でも食料品が高騰し、毎月値上げで家計が圧迫され、庶民の生活は今、大変な状況です。この夏以降も生活必需品などの値上げが相次ぎ、庶民の暮らしはまさに危機的状況を迎えております。一刻も早く緊急経済対策、中小企業対策、温暖化防止対策、食の安全対策などなど、取り組む課題は待ったなしの状況ではありますが、その実現をもって国民の信頼を得ていくことをまずやらなければならないと思います。とにかく国民の悲鳴に迅速に対処を求めるものであります。

さて、通告いたしました4件につきまして質問いたしますので、当局の親切な、また明快なご答弁をお願いしたいと思います。

第1として、行政改革について伺います。

職員による改善提案についてであります。行政効率を高める、住民サービスを向上するといった観点から、職員の行政改善に取り組む姿勢は非常に大事ではなからうかと存じます。旧横芝町時代にはなかったものの、合併を機に旧光町時代のすばらしい制度が現在も引き続きあるようではありますが、実績がございましたでしょうか、お聞かせ願います。

第2として、教育行政について伺います。

既にご存じのとおり、平成19年度より放課後子どもプランがスタートしました。子供が犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化している上、子供の非行や問題行動を防ぐためには、家庭や地域の教育力向上が必要不可欠であります。さらに、子供たちが安全・安心して過ごすことができる社会にするためにも、家庭、地域、学校が力を合わせてい

くことが重要であります。そうした中で、放課後対策は近年ますます重要になっています。共働き家庭の増加などで、小学生が放課後を過ごす場の確保が求められています。改めてこの事業の創設された経緯と内容、学童保育との違いをお聞かせ願います。そして、ぜひ来年度実施に向け、準備委員会を立ち上げるべきと考えますが、当局における放課後子どもプランの今後の取り組みについてお聞かせください。

第3として、少子化対策、子育て支援策についてお伺いいたします。

政治行動は、1つの社会を助けて、できるだけよい未来を生ませる産婆でなければなりません。政治の役割は、母と子を救うことである。フランスの作家、アンドレ・モロアの至言であります。このことにかんがみ2点伺います。

まず1点目として、妊婦健診の公費負担についてであります。

子供を安心して産み育てられる社会の構築は、政治に課せられた大きな責務と言えます。多様な施策の展開が求められますが、母親と胎児の健康状態を診断する妊婦健診はその第1歩であり、母子保健を充実させるための基本となります。健診は14回程度が望ましいとされながら、妊婦健診には医療保険が適用されないため、1回の受診に5,000円から1万円程度の費用がかかり、公費による助成があっても、残りの金額は若い夫婦にとって経済的負担は重い。妊婦の経済的負担が軽くなれば、未受診のまま病院へ駆け込む飛び込み出産のリスクも減ります。妊婦健診は、お母さんと赤ちゃんの命を守るためにも大事な検査です。経済的理由で妊婦健診をあきらめないように完全無料化を実施すべきと考えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、保育所に同時に2人以上入所している場合の保育料などの対応についてありますが、子育ての基本的な経済的負担は、社会全体でこれを支え、出産、子育てで個々に多大な追加的負担を求めないという原則を確立すべきであると我が党は主張してまいりました。

子育ての経済的負担は、どの所得層でも年収の約3割を占め、特に若年層の子育て世代はおおむね低所得で、その負担は深刻であります。経済力の違いにかかわらず、子供たちが等しく教育を受けられるようにすべきであります。

出産、子育ての経済的負担の軽減を目指し、積極的に取り組まれている全国の自治体の中に、姉妹市である山口県光市では、今年度から多彩な事業を開始しました。名づけておっぱい都市推進プランという重点事業の中で、保育所または幼稚園に同時に2人以上入所している場合、保育料などが第2子以降、無料となったそうであります。

そこで、就学前の子育てにかかる負担を軽減するための拡充の観点から、当町におかれましてはどのようにお考えか、伺うものであります。

第4として、病院問題について伺います。

政治の最大の使命は、町民の生命と生活を守ること、このことを瞬時も忘れることなく、これからも全力で挑み続ける決意であります。

今月9日、救急の日に、救急医療の大切さを痛感いたしました。改めて地域医療の拠点として東陽病院をつくってくださった先人に深謝するとともに、日々、外来、入院、訪問診療などに対して、使命感に燃え、治療、活動してくださる伊藤院長を初めスタッフの皆様感謝申し上げます。

そして、現社会情勢の中で病院の存続に必須なことは、町と議会と町民の共通認識の必要性があることから、2点について伺います。

まず1点目として、病院宿舎の有効利用についてであります。宿舎の経緯、利用状況、今後の有効利用についてどのようにお考えか、お聞かせください。

2点目として、東陽病院の今後の運営及び経営についてであります。以前、町長から、公立病院改革ガイドラインに基づき経営改革プランを策定することになり、経営形態も検討するように促されているとのお答弁をいただいておりますが、その後の進捗とあわせて、改めて今後の病院運営についてどのような方針をお持ちか、また病院経営の改善、安定のためにどのような経営努力をなされておられるかお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私のほうからは、少子化対策、子育て支援策についてのうち保育料に関するご質問と病院問題についてのご質問にお答えをし、そのほかのご質問については担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、初めに、保育所に同時に2人以上入所している場合の保育料などの対応についてをお答えさせていただきます。

川島議員もご承知のように、保育料は、前年の所得税や町民税の課税額により決定をさせ

ていただくものですが、保育料の設定に当たりましては、国から各自治体で徴収できる基準額として、ゼロ円から8万円が示されております。しかしながら、各自治体では、保護者の負担を軽減するため、国の基準額より低い独自の保育料を設定して徴収しているのが現状でございます。

当町における今年度の国の基準に基づく保育料総額は約1億8,400万円でございますが、実際の当町の保育料総額は1億550万円となっており、国の基準額より7,850万円ほど安くなっております。この差額分については、町の一般財源で負担しているものでございます。

さて、同時に2人以上入所している場合の保育料でございますが、当町では、2人目を対象に保育料を半額に、また3人目以降の保育料については10分の1に減額をしておるところでございます。なお、8月1日現在で、同一世帯から2人入所している世帯は76世帯、3人入所している世帯は8世帯で、入所児童数の約15%となっております。

町としては、児童医療費等の小学生までの無料化とあわせて、子育て支援策を講じているところでございます。

議員ご質問の、今後、さらなる支援策として、2人目以降の保育料の無料化を行っている友好都市の山口県光市が挙げられましたが、保育料を比較してみますと、最低額で光市が6,000円に対し、当町は3,000円でございます。また、最高額においては、光市において7万3,000円に対し、当町は4万1,000円となっておりますので、当町の保育料のほうが保護者の負担軽減になっているものと考えております。

当町の保育料は、山武郡内でも低く設定しているところであり、特にゼロ歳から3歳未満児は、県内においてもかなり低い設定でございますので、保護者負担の軽減による効果は十分であると思っており、当町の保育行政に対する施策は、他の自治体に比べて決して劣っているものではないと考えております。

今後は、特別保育など、保育内容の充実を図りながら児童の健全育成を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、病院問題についてのご質問にお答えをします。

1点目の病院宿舍の有効活用についてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、東陽病院には、医師住宅が世帯用として4戸、単身用として4戸のほか、看護宿舍が8戸ありますが、現在の利用状況は、医師住宅の入居者が、医師のほか放射線技師を含め3名、看護宿舍の入居者が2名、合わせて5名でございます。

利用率が高いとは言えない状況ではありますが、現在の住宅は、古い医師住宅が栗山川の河

川改修事業の用地にかかり、その補償金で平成7年度建設したもので、当時は医師や看護師の入居者も多く、有効に活用されておりました。しかし、その後、有料道路の開通など、交通の利便性が向上したこともあってか、現在のような状態になっているところでございます。

今後については、医師や看護師の確保策を考えると、この住宅をすべて廃止することはできないと思いますが、空室の有効利用を考えると、一部は民間への賃貸なども選択肢に加え、他の用途として利用することも検討中でございます。

次に、病院問題の2点目でございます東陽病院の今後の運営及び経営についてでございますが、今議会に平成19年度東陽病院事業会計の決算の認定をお願いしているところでございますが、財政的には決して経営状況がよいとは申し上げられません。しかし、近年は、どの病院でも医師不足が原因で経営が悪化しており、診療を制限したり、病棟の縮小を行っているところも多く、公立病院の赤字は増加しているのが現状であります。

そのような状況の中で東陽病院では、昨年末に退職した内科医師の後任も確保できたところであり、外科医師が1名体制となっているものの、深刻な医師不足に陥っている状況ではございません。

今年度は、診療報酬の増額ができる上位の施設基準を取得することもできたことから、最近になって減少している利用者数の回復を目指すほか、コストの削減に努めるなど、経営改善を図っているほか、この10月からは、患者さんへのサービス向上のため、医療費のクレジットカード払いも可能にしたところでございます。

また、昨年、総務省が示した公立病院改革ガイドラインでは、公立病院の再編ネットワーク化が求められており、都道府県が市町村と共同して計画、構想等を策定することとされております。

今年2月に九十九里地域医療センター計画が破綻したことから、現段階では、東陽病院と他の病院との経営統合や医療機能を分担したネットワーク構築等についての具体的な計画や構想はありません。しかし、山武郡内では、東金市、大網白里町、九十九里町が新たな地域医療センターを建設することも検討しているようでございます。成東病院と東陽病院は、この計画とは一線を画しておりますが、今年度に見直された新しい千葉県保健医療計画では、当町は山武・長生・夷隅保健医療圏に編入されたものの、圏域の最北端に位置し、香取・海匠医療圏と隣接することから、今後は、医療圏域にとらわれず、周辺病院の動向も踏まえた上で医療連携も視野に入れて、町民に愛される病院経営を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

〔総務課長 小堀正博君登壇〕

総務課長（小堀正博君） それでは、職員の提案制度実施規程によります職員の提案状況につきましてお答えをさせていただきます。

本制度につきましては、議員の質問の中でも触れられておりましたとおり、旧光町におきまして制定、活用されておりました制度でございまして、広く職員から事務事業の改善意見を求め、町政各般の事務能率の向上を図るとともに、職員資質の向上及び活力ある職場環境づくりを目的として、合併の際、新町におきましても同様の内容で制定をされたものでございます。

横芝光町発足から現在まで、本制度による職員からの提案はございませんが、ふだんの業務の中で、職員からの改善提案により事務効率の上がったものもございまして。

今後は、提案制度の実施規程の中で、提案の奨励及び特定問題対策等のため、課題提案または提案強調月間等の特別行事を実施することができるとしておりますので、職員に対し本制度を周知するとともに、活用を促し、事務の効率化と職員の資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔総務課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 社会文化課長、高埜広和君。

〔社会文化課長 高埜広和君登壇〕

社会文化課長（高埜広和君） 放課後子どもプランの取り組みについて、まずこの事業の創設についてであります。平成17年6月に文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会が生涯学習分科会に、国民の学習活動の促進、並びに家庭、地域の教育力の向上に関する特別委員会を設置いたしまして、その中で審議してきたものであります。

これらの背景には、情報化の進展に伴い、特にはインターネットや携帯電話を通じた有害情報のはらんが起因し、社会を震撼させるような青少年の犯罪が増加していること。さらには、核家族化や少子化、多様な職業の選択など、ライフスタイルが大きく変化していることから、家庭、地域の教育力の低下が懸念されていること。また、社会教育の1つの基盤を出してまいりました地域コミュニティーが崩壊しつつあり、これまでの社会教育行政の進め方に再考が求められていたことなどがあります。

その過程におきまして、平成18年12月に改正教育基本法が公布・施行され、第10条に家庭教育、11条に幼児教育、13条には学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力などに関する条文が新設されたことで、これらをも反映すべく、19年度に放課後子どもプラン推進事業が文部科学省において新設されたわけであります。

次に、放課後児童クラブとの相違と放課後子どもプランの事業内容についてであります。午前中、森川議員の質問にもありましたように、現在、町では、厚生労働省の放課後児童クラブを3カ所に設置していますが、この事業は、共働きの家庭など、留守家庭のおおむね10歳未満の児童に限定し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的にしています。

一方、今回の文部科学省は、放課後子どもプランの推進方策として放課後子ども教室を設置することとしていますが、この事業は、すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点、いわゆる居場所を設け、地域の方々の参画を得ながら、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進することが目的であります。

この2つの事業を一体的、あるいは連携し、総合的な放課後対策として実施していこうというものがこの放課後子どもプラン推進事業であります。

なお、子ども教室のほうは無料であります。

次に、今後の取り組みについてであります。この事業を実施するためには、先ほど申し上げました放課後児童クラブを初め、教職員や関係機関との調整、特にボランティアの確保、実施施設の問題など、解決しなければならない課題が山積しております。

しかし、この事業は、子供たちの発達段階に応じた人間力を醸成すること、懸念されている地域の教育力の向上、確保も大きな目的でありますので、課題解決に向けて精いっぱい努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

〔社会文化課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、健康管理課長、実川薫君。

〔健康管理課長 実川 薫君登壇〕

健康管理課長（実川 薫君） 少子化対策、子育て支援策について、ご質問の中の妊婦健診の公費負担についてお答えいたします。

昨年1月に厚生労働省より、妊婦健診の公費負担については14回程度が望ましいが、財政状況の厳しい中で14回が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で経済的負担を軽減するとともに、積極的な妊婦健診の受診を図るため、公費負担による健診回数を5回程度とする

ことが原則であると示されました。

当町では、昨年10月から、県下に先駆けまして公費負担5回分の助成を実施いたしました。現在、県下市町村において、公費負担回数を最低5回と統一されました。

なお、独自で5回以上助成している市町村は、ことし4月現在で、御宿町が14回、長生村10回等がありますが、当町におきましては、5回の受診券、これは統一された公費負担の5回の受診券です。これで診察した際に、診察料において個人負担が発生した場合、さらに3,000円を上限に、償還払いにより助成しております。

近隣と比較しましても、少子化対策、子育て支援に力は注いでいるところでございます。

最近の報道によりますと、厚生労働省は、来年度から妊婦健診を無料化する制度設計に取り組むとの報道がなされました。現時点で完全無料化は考えておりませんが、今後の国の動向を踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

〔健康管理課長 実川 薫君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） それでは、自席より再質問をさせていただきます。

最後の病院問題から再質問をさせていただきたいと思っております。

町長からのご説明を、ご答弁をいただきましたけれども、重なってまた質問する場合もございまして、お許しをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1つ目として、今までは旭中央病院がほぼ100%救急患者を受け入れてくれておりましたけれども、銚子市立総合病院の休止の決定後、受け入れできないケースが出ているようであります。

しかし、匝瑳市民病院が二次救急の体制がとれ、受け入れてくれるようになったとお伺いいたしましたけれども、その辺のところを詳しく教えていただきたいと思います。

病院の2点目として、ここ、町長の答弁と重なりますけれども、もう一度教えていただきたいと思います。

先ほど、医療圏にとらわれていないというご答弁でありましたが、救急搬送は、匝瑳市、横芝光町消防組合であり、輪番制も受けている状況の中で、旭中央病院等の連携がある中、医療圏との整合性から、いつ、どういう状況で三次救急センターの負担金を背負わなければならないかわからないという心配を常々しておりますけれども、今後の当局の基本的な考え方、スタンスの軸をどこに置こうとされるのか、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

また、それを例えば山武市民、長生村、いすみ市の人たちに聞かれたときに、きちんとお答えしてよろしいかどうか、重ねてお伺いしたいと思います。ネットワーク化、統廃合については考えていないということだったと思います。

その次に、東陽病院の運営検討委員会に外部委員を入れてはいかがでしょうか。そして、積極的な情報公開をお考えでないかどうか、伺いたいと思います。それが3つ目です。

4つ目に、収入好転のためには、患者の利用度の向上を目指すべきであることは言うまでもありませんけれども、昨今、たらい回しの問題がございます。このたらい回しをすることがなくなり、地域の拠点病院で見てもらえる利点と死亡減少につながる利点から、総合医の導入を推進すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔「富士子さん、何医って言った」と言う人あり〕

7番（川島富士子君） 総合医。

〔「総合医。総合の医者ってということ」と言う人あり〕

7番（川島富士子君） そうです。今、全国の自治体で取り組まれているということで。自治体病院で取り組まれているところが、先進的な病院があるということで。自分で、済みません。

次に、東陽病院のホームページの中で、ご意見をお寄せくださいというところがあります。ここに具体的に参考になる意見としてどのようなご意見があったか、教えていただきたいと思います。

それと、町長のほうから、先ほど越川洋一議員の答弁の中で非常に参考になる答弁があったんですけども、済みません、わからなくなってしまいました。見つからなくなっちゃった。

その1つに、ジェネリック医薬品の普及状況ということで、東陽病院が早くから取り組まれた。成東病院がやってない時代からも取り組まれたということは、非常に素晴らしい取り組み、早い取り組みだなというふうに私は陰ながら感じておりました。

そのジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分、効能でありながら、薬代が2割から7割程度安くなる後発医薬品ですけれども、ことし4月の制度改正で使いやすくなったことを受けて、医療費の抑制と患者の医療費負担軽減のために積極的な普及促進を求めるものがあります。町民にぜひ周知のほどをお願いしたいということと、町の財政に貢献できることとと思いますが、このさらなる取り組みについて、当局のお考えをお伺いしたいと思います。

先ほど町長が、検診業務の充実を目指して収入増につなげてまいりたいというご答弁を伺

いましたけれども、若年層からの生活習慣病予防意識向上の急務という観点で、受益者負担になってもいいので、脳検診の導入を推進していただきたいというふうに思いますけれども、いかかでしょうか。

まず、病院問題に関してお答えをお願いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、私どもも救急医療体制につきましては、かねがねと申しましょうか、過去においては100%、99%、脳疾患、心疾患については旭中央病院が受け付けてくださると言っておったところでございますが、議員がおっしゃるとおり、今では、原因が銚子市民病院の縮小に伴うものかどうか、それも要因の1つにあるかと存じますけれども、旭中央病院も今非常に混雑をしまして、当町の救急患者の受け入れを100%されていない状況にあるのは、確認はしておりませんが、事実のようでございます。

そうした中で、今、議員おっしゃられました匝瑳市民病院が二次救急体制がとれたというように八日市場市民病院の管理者であります匝瑳市長、江波戸市長から、その旨のお話をいただきまして、今、担当課を通じ、対応させる準備をしているところでございます。

さらには、私どももいろいろなところでいろいろな首長さんともお話をさせてもらっている中で、多古中央病院は内科が弱いんだそうです。外科は比較的ドクターがそろっているというようなお話も聞いておりますし、そうした中でその地域の医療圏に加われない、実質的な意味で横芝光町の住民のより一層の安心が図られる救急医療体制の構築に今後とも努力をしていくところでございます。

また、輪番制の負担金の問題でございますけれども、現在、当町は、山武都市のほうと海匝のほうと両方に負担金を出しております。輪番制の負担金につきましては、ただ負担するだけではなくて、東陽病院がその番に回ってきたときに、当然、ただで診療するわけじゃございません。それに対する報酬をも差し引きますと、さほどの負担ではない部分でございます。そうした中から、輪番制に対する整合性、医療圏とはある部分、整合性に沿っていない部分もございましてけれども、それ以上に住民、町民の安心を図るべく取り組んでいるところでございます。

また、そういう今までのお話の中にありますとおり、今、議員から、ネットワーク化は考えていないというようなお話でございましたけれども、決して考えていかないわけではなく、

今後も検討をしていきたいというところでございます。

あと、検討委員会に外部委員を入れてはいかかという問題でございますけれども、やっと東陽病院の運営検討委員会も活発な議論が出されるようになり、おっしゃるとおり、外部委員を入れるということに対しても検討してもいいころになったのかなと考えているところで、これについても皆さんと検討していきたいと存じます。

また、総合医を置いたらどうかというお話でございますけれども、それについては、私どももちょっと見識が浅く、大変恐縮ではございますけれども、その辺の部分については、今後いろいろと調査を進めてまいりたいと思います。

しかしながら、総合医というのは多分、この文字から申し上げますと、いろいろな病気、事故に対応できる、ある意味、スーパードクターなのかなというような認識もあるところでございまして、そういう先生が千葉大のほうに要求が通るかどうかについて、ひとつ今後とも検討してまいりたいと思います。

ホームページの意見については、病院のほうから回答させていただきます。

また、ジェネリックの対応についてでございますけれども、議員おっしゃったとおり、今度、制度改正がありまして、実はこの制度改正の内容というのが、今までは処方せんの段階、要は、ドクターが診察をした後に処方せんを書く段階において、ジェネリックにするかしないかというようなものでございましたのが、この4月の制度改正により、その処方せんを薬局といいましょうか、薬屋さんに持っていった時点で、この薬はジェネリックでも対応できるものはないですかというように、今、医薬分業が進んでいる中で、病院で処方せんをもらって、その後、薬をもらいに行く、薬局に行ったときに、この薬に対してジェネリック対応のものはありませんかと、病院から出た部分でそれが言えるようになった。先生にはなかなか安い薬ないですかとは言えないけれども、薬屋さんに行って安い薬ないかというのは言えるというような中で、そうした部分の制度改正が一番大きな部分なのかなと思っておるところでございまして、それについては、広報などを通じた町民に情報を広めていくことは大変肝要なことだと思っております。

あと、若年層の脳の検診の件でございますけれども、たまたまでございますけれども、8月に私も東陽病院で、朝9時半に行って3時半に終われる1日ドックを受けてまいりました。そうした中で、オプションによって脳のCTをとっていただき、先生からは全く問題ないと言われるご診断をいただいて安心しているところでございまして、院長いわく、東陽病院にあるCTは非常にすぐれているものであって、自分の脳みその断面図を事詳細に見させても

らってやっているところでございます。ただ、いかんせん、費用が1万6,000円とか8,000円とかかかってしまうというようなところの部分で、私の場合は若干の補助はございましたけれども、その部分を町でできるかどうかというのは非常に難しい問題ですけれども、皆さんも身近な病院でそういう検診も受けられますので、ぜひひとつ、たまには脳のCTをとってもらうのもよろしいんじゃないかなとつけ加えさせていただきたいと存じます。

また、若年層の脳の検診につきましては、いろいろな部分で検討させてもらえればありがたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから、病院のホームページへの意見というお話がございましたけれども、この状況についてご説明させていただきます。

病院のホームページは、町のホームページと別に持っているわけでございますけれども、確かに意見を受け付けるような仕組みになっておりますが、残念ながらといたしますか、余り意見は寄せられていないというのが現状でございます。

ただ、少ない意見は、現実的には苦情、例えば会計時間が長いですとか、患者さんに対する対応が悪かったとかという、いわゆるそういった苦情的なものがたまにあるというような状況でございます。ただ、これはありがたい意見として受けとめて、いかようにしたらそれを改善できるか、そういった目標を挙げながら検討しております。

また、そのほかに、そういった意見を受け付ける場所として、病院の中に意見箱と。紙を用意してありますので、そこに何かお気づきの点があったら書いて箱に入れてもらうと。そういったものも用意してあります。

そういった形で、患者さんからの意見を取り入れていくように努めているところでございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） ありがとうございます。

クレジット払いの質問をしようと思っていたところですが、10月から開始の予定ということで、ぜひこの辺も広報などで周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、これは提言ですが、病院宿舎の有効利用についてでありますけれども、例えば、有効利用の例として、将来、当町に定住を目的とした条件つきお試し住宅、また高齢者の自立的生活を支援するためのケアつき住宅、これには、国交省と厚労省で整備を促すため

の必要経費を2009年度予算概算要求に盛り込むとのことでもあります。また、高齢者虐待対策、独居老人支援としての町営老人寮、条件付きの町営住宅、また、先ほど町長が申し上げましたように、私も同感でありますけれども、民間への賃貸、または指定管理者。

とにかく、まちづくりの一環としてぜひ生かしていただきたいと思います。

次に、保育所に同時に2人以上入所している場合のところでもありますけれども、町長の答弁の中に、今後は特別保育など、保育内容の充実を図るとのことでもございましたけれども、具体的にはどのようなことでしょうか、教えてください。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 特別保育の内容でございますが、延長保育、それから障害児保育、一時保育等、まだ町営の保育所で実施していない保育サービスがございますので、それらを視野に入れて、町長からご答弁させていただいたところでございます。

よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 飛躍しますけれども、認定こども園の協議とかはされているのでしょうか。

あと、先月、越川洋一議員さんが委員になっておりましたけれども、横芝光町地産地消費食育推進計画が策定されましたけれども、食育を推進する観点から、保育園児と保護者を対象にした食育活動の講演会の開催や、親子で楽しく野菜を栽培するために野菜の苗を配布するなどして、食育事業を園でも積極的に、このときとあわせて取り入れたらいかがでしょうか。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 最初に、認定こども園の話がございました。認定こども園と申しますのは、幼稚園の機能と保育所の機能を一緒にしたものが認定こども園ということになるわけでございますが、その認定こども園の中でも、幼稚園を主体としたところに保育園の機能を付加した幼稚園型の認定こども園、もう一つは、保育所の機能をメインに考えて、そこに幼稚園の機能を付加した保育所型の認定こども園というものがございます。

既に隣の山武市等では、認定こども園の認可をとって経営を始めているわけでもございますけれども、勢い、当町で認定こども園どうこうというのは今のところ考えておりませんけれども、今後の課題として受けとめていきたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、認定こども園ということになりますと、教育委員会とも十分に協議をしていかなければいけないというものでございます。

次に、食育の関係でございますが、地域の子供たちに、その土地の安心・安全な食べ物を、どういうものがあるのか、一緒においしいものを食べて、食べることの大切さを十分に理解していただくための事業としては、これからも検討していきたいというふうに思っております。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） ぜひ福祉課長、昔から三つ子の魂百までもと言われておりますように、人づくりの出発点は幼児保育に始まるものであり、幼児教育の成否がその人の将来に最も影響をもたらすものと言われてます。いつの時代も子は宝であり、未来をつなぐ子供たちのためにも、精いっぱい真心の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、妊婦検診のご答弁いただきましたが、町長に再度お伺いしたいと思います。

町長の公約であります医療費助成事業でありますけれども、非常に喜ばれておりますけれども、その前に健診を受けないと、後で医療費増の可能性が高く、むしろしっかり妊婦健診を受けて、子供が健康であれば、後で医療費がかからない可能性が大きいと思うところでは、ちょっと矛盾をしているところがあるのかなとも感じます。

妊婦健診の公費負担の全国平均回数が、ことし4月現在で5.5回となりました。我が町は5回です。獨協医科大学の渡辺博教授は、飛び込み出産には妊娠週数や胎児の状況、感染症の有無などの情報が医師には全くわからず、出産のリスクは非常に高くなります。統計で、子宮内胎児死亡は出産時に輸血を受ける割合が高いことなどがわかっていますとおっしゃっております。また、全国の自治体で14回の公費負担がなされることが必要だとも教授は言われております。

ちなみに、千葉県の公費負担の平均回数は5.3回であります。これにも劣っております。例えば、姉妹市であります山口県光市では、第3子以降は14回すべて公費負担だそうではありますが、現在、国も動いております。舛添厚生労働大臣が先月22日に述べられました、お金のことを全く心配しないで妊婦健診を受けられ、分娩費用も出る対策の検討を開始したいと。

ぜひまた、いち早く完全無料化を実施されてはいかがでしょうか。もう一度お聞かせください。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほど健康管理課長のほうから答弁をさせてもらった中に、当町は全県に先駆けて5回の健診をさせていただいたと。さらに、また個人負担が発生した場合は、3,000円を上限に助成をしているということの中で、たまたま先ほど議員おっしゃられたと

おり、舛添厚生労働大臣が来年4月よりすべての健診を無料化にするというようなお話を今しているところでございます、9月議会の中で検討して、何月にそれができるのかなというような部分もあるというのがまず1つなんです。ですから、何カ月かの部分においてそれをやるのが得策なのかどうか。

その前に、当町の中において無健診による出産事故というのは、今のところ報告がございませんで、私どもの町においては5回は無料だというような中で進めていただいておりますので、今に至ってそれがあと数カ月、うっかりしたら準備段階から始めますと、2回か3回をやることによって、国策としてそれがすべて賄うようになっていくという流れの中で、改めてその予算を、当然9月議会では間に合いませんし、12月補正をしてから云々ということになってしまいますと、じゃあ1月、2月、3月だけのためにそれをやるかどうかという部分を、ちょっとその間、検討したいと思います。

ただ、ご理解いただきたいのは、1月、2月、3月をやるために補正を組んでやれるかどうかというのは、私の今ここでの即答は避けさせていただきたいと思っておりますけれども、ひとつ検討をさせていただくという中でご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 出産時の事故だけではなく、後々の病気につながるということ念頭に置いて、検討いただきたいと思っております。

次に、放課後子どもプランの取り組みでありますけれども、課長から丁寧なご説明をいただきましたけれども、教育長にぜひ……。済みません、時間がないので早く読みます。

千葉大学の明石教授は、放課後の豊かな体験をもとに、子供は自分自身の可能性を広げていくのだと感じていますと言われております。また、これからの放課後の居場所づくりで求められるのは、地域を挙げて子供を育てていくという体制づくりと、居場所を豊かにすることが学力格差を是正するために重要だと教授は言われております。

そこで、運営スタッフや講師の確保など、入念な準備が必要不可欠であろうことから、積極的な先進地視察等を行い、きめ細かく課題に対応していくべきと考えます。そして、ぜひ準備委員会を立ち上げていただきたいと思います。教育長、お考えを伺いたしたいと思います。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 文部科学省の施策で学校支援地域本部というものをつくるということで始まった放課後子どもプランでありますけれども、基本的には、子供たちに学校の学習

指導等が終わった後、さまざまな活動体験を地域の方とともにやっていただくと。

我々もその必要性は十分わかっておりますので、今後、どのような形でこの町でそれを進めていくかということについては1つの研究課題として、委員会を含めまして、さまざまな形で研究課題として取り上げていきたいというふうに考えております。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 職員による改善提案でありますけれども、特にすぐれた提案には賞状とか賞品、そして広報にて紹介するなど、積極的に行ってさし上げてはいかがかと思いません。

日本ユニセフ協会の大使を務めるアグネス・チャンさんは、世界じゅうの子供たちの過酷な状況を訴え続けているそうであります。現状を知るほど無力感に襲われましたが、あきらめず現地に赴き、歌い、子供たちを抱きしめたそうです。何もしないより、一生懸命行動する人であり続けたいと誓う彼女は、自分らしく挑戦しています。

全職員、お一人お一人にさらなるやる気を起こしていただきたい。行政ができることにも限界はあると思いますが、せっかくある制度を十分に利用して、活気のあるまちづくりに邁進していただきたいと願いたします。

最後に、私が合併後初の平成18年6月議会一般質問の冒頭で町長に、孫子の世代に豊かな未来を引き継ぐためには非常に大切なこれからの10年であると考えます。行政の実務に追われ、いつの間にか改革の情熱を失ってしまうことのないよう、ひたすら町民を守り抜き、わかりやすく期待感に満ちあふれた政治を実践することをお願い申し上げたわけでございますけれども、折り返しに入って、いま一度、町長の熱いご決意をお伺いし、私の質問を終わります。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 初心忘れべからず、まさしく先ほど来申し上げております町民の視点、目線によって、町民が何を考えているか、何を望んでいるか、そこの部分におきましても、十分その言葉を日々繰り返しながら行政運営に進んでいるところでございまして、決して怠慢、また終わりなき改革はこれからも進めていく覚悟でございますので、今後とも皆様のご協力、ご理解をよろしく願いして、ただいまの答弁にかえさせていただきたいと存じます。

頑張ります。

議長（八角健一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

休会の件

議長（八角健一君） 日程第3、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

9月18日は議案調査のため休会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、9月18日は休会と決定しました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

9月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時20分）

9 月 定 例 会

(第 3 号)

平成 20 年 9 月横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 20 年 9 月 19 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 発議第 2 号 議会の委任による専決処分事項の指定について
- 日程第 4 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 20 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 20 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 20 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 20 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

- 日程第 16 議案第 13 号 平成 19 年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 19 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 19 年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 19 年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 20 議案第 17 号 平成 19 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 18 号 平成 19 年度横芝光町菅東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 19 号 平成 19 年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 20 号 横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約の締結について
- 日程第 24 議案第 21 号 和解について
- 日程第 25 請願・陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 25 まで同じ

追加日程 発議第 3 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について

出席議員（18 名）

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川	忠	君
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島	仁	君
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克
9 番	野	村	和	好	君	10 番	山	崎	貞	一
11 番	伊	藤	囿	樹	君	12 番	嘉	瀬	清	之
13 番	川	島		透	君	14 番	鈴	木	唯	夫
15 番	八	角	健	一	君	16 番	川	島	勝	美
17 番	越	川	輝	男	君	18 番	越	川	洋	一

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	布施勇君
総務課長	小堀正博君	企画財政課長	高蝶文徳君
環境防災課長	伊藤賢二君	税務課長	並木俊郎君
住民課長	海保清一郎君	産業振興課長	林新一君
都市建設課長	瀬理和夫君	福祉課長	山本照男君
健康管理課長	実川薫君	食肉センター長	土屋文雄君
東陽病院事務長	田鍋悦央君	会計管理者	清宮貴美子君
教育長	海保教之君	教育課長	林英次君
社会文化課長	高埜広和君	監査委員	大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局長	實川裕宣	書記	須合京子
----	------	----	------

開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

本日、産業建設常任委員会委員長から請願第1号及び請願第2号について、総務常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（八角健一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

杉 森 幹 男 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

杉森幹男君。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

1番（杉森幹男君） おはようございます。

議席番号第1番、杉森幹男です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書の順序に従い一般質問を行います。質問は、大きく分けて2点であります。答弁に当たって漏れないよう、明瞭な答弁をお願いいたします。

初めに、第1点目、火災等周知方法について質問をいたします。

現在、当町で緊急災害が起きた場合、初期段階の周知方法として防災無線等が有効に使用され、また、こうした防災無線は、総務省発表、平成19年3月末現在、全国市町村827中、同報系は75.21%、1,374市町村であります。移動系については85.17%、1,586もの市町村が整備しております。

しかし、このような整備状況であるものの諸問題は多く、代表的な例としては、野外スピ

ーカー設置場所周辺世帯への騒音被害が著しい、また、境界に近い地区では地元市町村より近隣市町村の放送のほうが見事に聞こえることなどや、火災や水害についての放送を行うとやじ馬を呼び寄せてしまい、被害地周辺の住宅や二次災害などの危険を招くおそれがあるとの問題点も指摘されています。そして、市町村合併によるシステムの統合が進められ、デジタル化が国の方針として決定され進められておりますので、2つほど質問いたします。

1つ目として、防災無線等について伺います。火災発生時にはどのような内容で放送し、活用しているのか伺いたい。

2つ目として、電話での問い合わせについて伺いたい。火災発生時の電話による問い合わせに対し、どのような対応をしているのか伺いたい。

次に、2点目として、病院について伺います。連日のように公立病院の経営危機や医師不足等が報道されておりますので、本町の病院はどのような状況になっているのかとても心配でありますので、4つほど質問いたします。

1つ目として、スタッフの状況について伺います。医師、看護師、技師等、病院スタッフの状況はどのようなになっているのか伺いたい。

2つ目として、合併後の経営状況について伺います。合併により一部事務組合から町立病院になったわけですが、経営状況がどのような傾向にあるのか、また、それに伴いどのようなメリットがあるのか伺いたい。

3つ目として、今年度中に町は公立病院改革プランを作成しなければならないことになっておりますが、当然骨子はできていると思います。その進捗状況とほかの病院との医療連携等の考えについて伺いたい。

4つ目として、救急医療の対応について伺いたい。東陽病院に3次救急の必要な患者が運ばれてきた場合や発生した場合は、どのような対応をするのか伺いたい。

以上です。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長、伊藤賢二君。

〔環境防災課長 伊藤賢二君登壇〕

環境防災課長（伊藤賢二君） おはようございます。

杉森議員の質問の1点目の火災等の周知方法についての質問にお答え申し上げます。

火災等の周知方法につきましては、町防災行政無線の屋外スピーカー並びに各家庭に備え

つけの個別受信機から放送し、消防団の出動要請や住民の皆さんへの伝達を行っております。現場の住所、氏名等は、確定されていれば住所、氏名を確実に放送しておりますが、特定できない場合は、憶測では間違いがあってはいけないということで、目標物を定めて、その目標物の周辺というふうな形でもって放送をしているのが現状でございます。

あと放送内容でございますけれども、防災無線は、人命にかかわる通信を確保するために整備された専用の無線通信システムであります。停電等でも使用可能なように整備されております。活用方法は、火災発生のお知らせ、消防団の招集、鎮火の報告はもとより、災害時の気象情報や朝夕の時刻を知らせるサイレン、音楽、児童の帰宅等を促す放送や行方不明者の捜索協力依頼等についても活用しております。その他、町からの会議のお知らせなど放送しており、安心・安全なまちづくりには欠くことのできない施設であると認識をしております。

また、電話での問い合わせにつきましては、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部に設置されている24時間対応の電話災害情報案内 これは73局の3500番ですけれども を利用していただくか、役場環境防災課に連絡をしていただきたいと思います。ただし、役場は勤務時間内でありまして、早朝とか夜間、土日、祝日は消防署が直接放送することになっております。以上です。

〔環境防災課長 伊藤賢二君降壇〕

議長（八角健一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから病院についての4点のご質問に回答させていただきます。

まず、病院のスタッフの状況でございますが、東陽病院は、一般病床が55床、療養病床45床、合わせて100床の病床と10科目の外来診療をもって運営をしております。

医療スタッフは、常勤医師が7人おりまして、内科が4人、外科、整形外科、婦人科がそれぞれ1人で、入院患者とそれぞれの担当診療科の外来を受け持って診療業務に従事しております。そのほか、泌尿器科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の外来診療も行っておりますが、これらの診療科は、非常勤医師によりまして週1回から2回の診療を行っているところでございます。

常勤医師については、ことし4月に退職をした外科医師の後任の確保ができなかったために、19年度当初に比較して1人減となっている状況でございますが、最近、全国各地で見ら

れますような、医師不足が原因で経営難に陥り、規模の縮小や休止、あるいは民間等への売却などを余儀なくされるような病院の状況ではございません。

また、看護師については、7月末に1人退職がありました。この欠員については補充実のめども立っておりますので、一般病棟、療養病棟ともに基準の人数は確保できております。しかし、最近では欠員が生じまして募集をしても、応募者が少なく確保が困難である状況になってきていることも事実でございます。

同様に、療養病棟で介護業務に従事する看護助手につきましても人材の確保に苦慮しているところでありますが、そのほかの医療従事者については問題なく確保できている状況でございます。

次のご質問であります合併後の経営状況でございますが、ご承知のように、合併前の東陽病院組合は、光町、横芝町、野栄町の3町で経営をしていたところでございますが、合併後は横芝光町の町立病院となりまして、野栄町が抜けた分だけ経営母体は縮小いたしました。また、公立病院の所在市町村に交付されます地方交付税は、一括して新町に交付をされております。また、患者数では、合併前の平成17年度と平成19年度を比較いたしますと、入院患者についてはほぼ横ばいの状況ですが、外来患者数は減少傾向にあります。事業収入も落ち込んでいる状況でございます。この要因といたしましては、薬の長期投与化によって慢性疾患患者の受診サイクルが長くなったことと、2年ごとに行われます診療報酬改定によりまして医療費の引き下げが影響しているものと受けとめております。

この対策といたしましては、次のご質問にございます「公立病院改革プラン」を策定し、経営の改善を図ろうと考えているところでございます。具体的には、自治体病院が行うべき政策的医療、つまり、採算面から民間医療機関が行わない医療に要する経費等を明確にした上で、必要な繰入金額を定め、目標年度に赤字ゼロを目指すこととします。そのための施策として、業務委託の推進によるコストの削減、検診業務の充実による新規利用者の確保、一般病棟の入院患者の平均在院日数を適切に管理し、10：1施設基準の維持などを行うこととしております。

最後に、救急医療の対応についてということでございますが、東陽病院は、2次救急医療機関として知事の認定を受けていますが、夜間及び休日にも通常の診療時間中と同じ体制で救急患者を受け入れられるということではございません。その理由は、先ほども申し上げましたように、常勤医師が7人であることから、時間外の当直は1人体制が限度でございますので、外科系、内科系のあらゆる患者に対応ができるかといいますと、それは非常に困難なこ

とであることと、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師等の医療スタッフも、常に待機させるだけの人数はおりませんので、その時々により受け入れが可能な患者への対応をしているという状況でございます。

しかしながら、横芝光町の住民が救命救急医療を必要とするような重篤な状態に陥った場合には、比較的近くに3次救急医療機関である旭中央病院が控えていることは安心材料の一つとっておりますので、この環境を維持するためにも東陽病院では、旭中央病院に入院後一定の治療が終わり、比較的安定した状態に回復した当町の患者については、可能な限り受け入れするように努めております。

今後もより一層医療サービスの向上を図りながら住民に愛される病院経営に努めてまいりますつもりでございますので、よろしく願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、火災周知方法についてお伺いいたします。

この間、地元本町区で火災が置きました。その際、無線による周知内容に、付近の目安となる建物等の内容は入っておらず、国道126号線に、応援に駆けつけた各分団の消防車が回ったり来たりしているという状況で、消火活動がおくれてしまう状況でありました。先ほど答えにもございましたが、例えば目標をはっきりさせるため、個人住宅等の出火時では、出火時に名字まで放送をしてもらえないのか、もう一度お伺いいたします。電話での問い合わせについては、実際、近隣市町村では電話での問い合わせに対して名字のみ回答しているという状況でございます。この点を踏まえてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、やはり1つ目の消防無線に関する問題でも、また、2つ目の電話での問い合わせに関する問題についても、個人情報保護にかかわる課題は避けられません。そこで、個人情報保護23条1項2号で、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合に関することについては例外に該当するとして、本人から同意を得なくても本人以外の者に個人情報を提供することができるとしています。こうした法令を踏まえて、当町はどのような考えのもとにどのような方向性で周知方法を考えているのかお伺いいたします。

議長（八角健一君） 環境防災課長、伊藤賢二君。

環境防災課長（伊藤賢二君） ただいまの件についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、個人情報の問題ということでございますけれども、例外規定があります。これ

は横芝光町に対する消防組合、それから横芝光町の個人情報保護条例の中にもうたわれてございます、8条に例外規定として、今おっしゃいました、身体、それから財産等についての例外規定がございます。ただ、これは例外規定もありますけれども、しかし、そのうちが確実に特定できた場合は、今の放送でも住所、氏名を公表はしていると思います。これは消防署のほうにも確認しまして、なかなか難しい問題ではありますけれども、確定できた場合のみ公表をしているというふうなことでございます。

町といたしましても、消防署に公共施設の場所を示して、より詳しく伝達できる方法を考えるべきであるということ消防署のほうにも申し入れをしております。個人名などは、先ほども申し上げたように、個人情報やプライバシーの問題等がありますけれども、先ほど来出ております個人情報の例外規定があります。これは例外規定はありますけれども、あくまでもその例外規定の中において確実に確定できた場合は、今でも住所、名前等の公表は行っているはずでございます。

以上です。

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 再度質問させていただきます。

最後に、それと関連してでございますが、今後、情報公開の観点からも、町ホームページに火災情報を載せるなど、住民との積極的な接点を持つてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

総務課長（小堀正博君） 火災情報をホームページに載せてはどうかというふうなご質問でございますけれども、当然、ホームページに載せる場合には、一定の処理をしてからでなければ載せることはできません。したがって、そういう火災という緊急時の中で、果たしてホームページの中で処理できることが可能かどうかという部分と、それと、ただいま環境防災課長のほうから答弁がありましたように、消防署のほうとしても可能な範囲で情報は提供していると、そういう状況がございますので、ホームページに載せるという部分については、その必要性が今後出てくれば検討をしていきたいというふう考えております。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 周知については、今、匝瑳市横芝光町消防組合の中で、来年、再来年度をめぐり、携帯電話のメールに配信をする準備を進めているところでありまして、その辺が、そういう特定の消防団員ですとか、そういうふうに登録をした人に対する配信というこ

とになれば、もうちょっと個人情報の枠が広げられるのかなというような認識のもとにそういう部分を進めている状況もありますので、今後、それでより一層、消防団活動の中で有効に効率よく作業をといいますでしょうか、できるように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 次に、病院について再度質問させていただきます。

3つ目の公立病院改革プランについてであります。改革プラン作成によって、指針の求めるものは黒字化であり、ハードルは、決算書を見る限りかなり高いと予想されます。また、民営化や譲渡などは、小児科医療などの採算が余りとれない医療が縮小してしまうという事態になりかねません。また、4つ目の救急医療にも関連していますが、当町ではどのような医療圏構想を考えているのか伺いたい。

4つ目の救急医療の対応についてであります。当町は県下でも先進的に小学生までの医療費を無料としています。これはすばらしいことであると思います。そこで、急なけがなどで来られる患者もいると思いますが、一月で救急の受け入れは何件くらいあるのか、また、受け入れにおける年齢層はどうなっているのか、最後に、どのような割合でどのような患者が多いのか伺いたい。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、改革プランの作成の問題について、事務長のほうでいいですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） それと、あと救急医療の受け入れについては、じゃ、それも事務長をもって。

あと、基本的な東陽病院の今後の運営のこの問題をちょっとお話しさせてもらいますと、今、議員がおっしゃられました中に民営化のお話もあるという話も、私も選挙前にその話も出したことがございます。しかしながら、今、自治体病院のみならず、総合病院の経営が非常に厳しくなっている例も非常に今クローズアップされている現代でありまして、今の診療報酬制度が、その点数の単価がある意味非常に低いんじゃないかというように、医師会の中でもいろいろともめていまして、なかなか総合病院の運営が非常に、自治体病院のみならず、

民間においても厳しい状況にあると。

そうした中で私どもも、いろいろと民間病院経営者との懇談の中におきましても、なかなか、東陽病院だけのことでなくて、新たな病院経営を積極的に進めていく環境に今ないというふうなお話の中で、前段、今回の議会の中でもいろいろと東陽病院に対するご質問のあった中で申し上げましたとおり、やはりいろいろな部分で、当町の東陽病院ができる作業、特に今後大きく考えておるのが、もちろん、町の検診事業などに積極的に取り組んでいくことによって、強いて挙げれば、それが入院患者のより一層の病床利用率の向上につながるのではないかと考えておりますので、今後とも一つ一つできることを着実に一步一步進めていきたいと考えております。

また、医療圏の問題でございますけれども、先般の議員さんの一般質問の中にもありましたけれども、今、山武長生夷隅の医療圏という中で千葉県の方の枠組みが発表されているわけでございますけれども、当町は、先日の一般質問の答弁でもありましたとおり、地理的にその医療圏のある部分のはざまにある、そういう流れの中で、やはり旭の中央病院を一つの核とするやり方もありますし、また、匝瑳市民病院、多古中央病院、またまた、今、市立銚子病院の診療科目の大幅な削減などによって、旭の中央病院も何か最近是非常に慌ただしいような状況を耳にしておる中で、やはりこれも、成田の日赤病院ですとか3次救急のきちりした病院とのこれからお話をさせてもらってすり合わせも必要なのかなと。ですから、今の医療圏にとらわれず、何が一番この当町の住民の安心を得られるのかを考えながら今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、私のほうから、改革プランの内容、それから救急の受け入れ状況についてお答えいたします。

まず、改革プランの中で、一定の繰り入れをしながら目標年次に黒字といいますか、赤字をなくすということで、これが改革ガイドラインの基本的な考え方でございます。今年度の赤字額を申しますと、1億2,670万9,000円というような数字になるかと思いますが、これが18年度の決算では6,362万円でございます。これは、繰入金があるのかということとでその収支に影響してくる部分が大いわけですけれども、そういった意味で今後は、先ほどの町長の答弁にもありましたように、プランの中で患者の確保策、それから今年度になって、平成20年度になって新たに取得することができました施設基準、15：1から10：1とい

う施設基準に上がっているわけですが、これを維持することによって収益がふやせるものと見込んでいます。

そのほかに、当然、政策的医療としてやらなければいけないもの、こういったものについてどれだけの不採算が出るのかということを整理した上で、適切な繰り入れ額をお願いした上で、目標年次、平成23年度に赤字をなくすと、そういったように考えております。現在のその収支計画見込みの中では、医業収益も、今申し上げましたような形でふやすことができなければ、今後、経営に要する部分の繰入金は、そう、今までに比較して多くしなくてもきるのかなと、今そういうふうを考えております。

それから、救急の受け入れ状況でございますけれども、これは救急といいましても、直接個人が来るケースと救急車で搬送されるケースがあるんですが、手元に救急車の搬送件数がありますのでちょっとご説明させていただきますが、まず、平成19年度で、これは救急車の救急患者の受け入れは307件ございました。その内訳といたしましては、これも病名ごとの分類はちょっとできませんが、急病、交通事故、そのほかの理由でございますけれども、まず、急病というのが一番多く、216件、割合で言いますと70%余りになります。次に、交通事故が13%ほど、そのほか、転院ですとかその他理由が特別確認できなかったもの等がございますが、こういったような内訳になっております。

また、救急の搬送された患者層を見ますと、一番多いのが80歳以上の方で30%です。次に70代の方が24%、60代の方が16%、残りは50代以下の方と、そのような割合になっています。これをちょっと平均年齢で見ますと、65.7歳ぐらいになっております。それから、搬送されました患者の住所を申し上げますと、当然、町内、横芝光町の方が一番多く、6割、そのほかに匝瑳市が15%、山武市が11%、残りはそのほかの市町村、場合によっては県外からというケースもございます。

また、救急については、夜間の救急等についても、これは日によって違いますけれども、救急車を利用せず直接参られる方もおりますが、1日に平均しますと3人が4人ぐらいになるかと思えます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、そうした中で、施設基準という話をさせていただきました。それについてちょっと簡単にお話を申し上げますと、15：1を10：1にするということは、患者さん15人に対して看護師を1人にするのと、患者さん10人に対して看護師さんを1人というよ

うな基準を設けることにより、診療報酬の点数が変わってくるということで、ある部分、看護師の確保が重要になる部分なんですけれども、それが可能になるだけのキャパを今度得られましたので、そういうことにより、また経営に直接この部分がはね返ってくること、また、もう一つは平均在院日数でございます、3カ月スパンの中で、平均、その入院されている方の在院日数によって、ある程度の基準があるわけなんですけれども、少なれば少ないほどその点数が高くなるというような診療報酬制度でございますので、その辺の部分を合理的に勘案した中での経営をこれから進めていきたいというところで、そういうお話でございます。

それともう一つは、前段の一般質問のときにお答えをさせていただいているわけでございますけれども、あともう一つが一番大きいのは、企業債の借りかえをこの3月には準備しているということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 病院について最後、質問させていただきます。

最後に、病院について、去る7月14日、大分県中津市民病院へ視察に行き、やはり住民とともに、つまり当町の将来像にも掲げている協働のまちづくりが、一番のこれから向かうべき方向であると確信しております。やはり住民からいろいろな話を聞きますが、情報公開などを通して病院自体も積極的に住民との距離を近づける、また、病院の現状を共有し、お互いにアイデアを出せるような方向性で、今よりもより病院に近い存在であるよう、病院側、つまり働いているスタッフを含め住民へ発信する形でよりよい施策を考えていただき、ぜひ広範囲な意見を集約していただきたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 以上で杉森幹男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩をいたします。

再開は午前10時50分といたします。

（午前10時36分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

発議第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第2、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第3、発議第2号 議会の委任による専決処分事項の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより発議第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第5、議案第2号 横芝光町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第3号 公益法人等への横芝光町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第4号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 法改正に伴いまして、せんだってでも説明があったわけでありますけれども、育児短時間勤務の承認、それから育児短時間勤務職員の勤務時間の問題、休暇及び給与の取り扱いという点での改正だというふうに思いますが、もう一度かいつまんでその辺

の説明をいただきたいと。

それから、平均的と言ったら変ですが、対象者というのは現在どのくらいの数になるのか伺います。

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

総務課長（小堀正博君） それでは、改正の概要ということで再度ご説明をさせていただきます。

今回、地方公務員の育児休業に関する法律が改正をされました。補足説明の中でもご説明をさせていただいたとおり、改正点の主なものでございますけれども、先ほど議員からお話がありましたとおり、育児短時間勤務制度の導入ということでございます。

これはどういうものかといいますと、通常、職員については、1週間40時間ということで1日8時間の勤務時間になるわけですが、出産をされて小学校に上がるまでの子を養育する場合であって、本人が希望すれば40時間のところを半分の20時間、いわゆる8時間勤務のところを午前中だけとか午後だけ等、そういうことで8時間勤務を1日4時間ずつということで、1週間20時間勤務という方法がまず1つございます。それからもう一つは、1日5時間ずつということで1週間に25時間勤務すると、そういう形態も選択できます。それから、1週間のうち通常土日が休みとなるわけでありまして、そのほかに通常の勤務日に2日間休みをとりますと残り3日になるわけですが、3日間通常のフルタイム、いわゆる8時間ずつ勤務するというので、この場合も24時間という勤務になります。そういう形態の中から本人が希望する時間を選択して勤務できると、そういう制度でございます。ただ、勤務時間によって給料は一定の割合で減額されるということになります。

それから、あとは通常に職場に復帰した場合ですけれども、これまでは、一般的に昇給する場合、4号給の昇給があるわけですが、育児休業をとった場合には1年間勤務しないわけですが、そういった中で、2分の1、いわゆる2号給の昇給ということでございました。その点が、今回育児休業をとっても通常の職員と同様に4号給の昇給をさせると、そういう改正でございます。

それから、その対象者がどのくらいいるかということでございますけれども、これは育児短時間勤務は、希望する方に当然付与されるわけですが、参考までに、合併してから現在まで、出産をされて育児休業を取得された方の数でございますけれども、10名の職員が育児休業を取得しております。これは全員でございます。出産をした方すべてが育児休業を取得しております。育児休業につきましては、基本的に3歳まで、いわゆる3年間

取得できるんですけども、ほとんどの職員が1年くらいで職場復帰している、そういう状況でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第8、議案第5号 横芝光町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） この間の公有財産の管理という中での話かな、出てきたわけですが、この墓地等の経営の許可に関するという条例の改正ですが、実態的には当町では今これはないけれども、今後に備えてということに当然なろうかと思いますが、その辺は、その期間での検討の対象の中で、こういう「墓地等」なんていう文言は出てきているんですかね、訪ねておきたいと思います。

議長（八角健一君） 環境防災課長、伊藤賢二君。

環境防災課長（伊藤賢二君） 現在はございません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第9、議案第6号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） この議案は、ふるさと納税を促すものと、そういうふうに理解をするわけですけれども、この所得控除方式から税額控除方式に変わるというのは、具体的にはどういう中身になるのだろうかということです。

それから、控除対象の限度額、総所得金額の25%から30%、その控除対象は、適用下限が10万から5,000円にということで、これらは、もう一度説明と同時に、寄附する者から見てどういうふうになる条例なのかということをお伺いします。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 寄附金控除の方式が、所得控除方式から税額控除方式に変わるといってございますが、所得税は今でも所得控除方式がとられております。税額控除方式ですと、所得控除も同じような意味合いでございますが、基本控除額というのが地方県民税の場合にはございます。ですから、その部分がふえるということと、また、住民税の所得割の1割を限度ということで、金額にもよりますが、大きい金額を寄附した場合には所得税のほうが控除があるということでございます。

〔18番議員「今度のほうが控除があるようなので」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） それにつきましては、今までは10万円を超える部分が控除の対象になっておりましたが、これから5,000円を超えた部分が控除の対象となりますので、今までよりは、10万円を超えなければ控除の対象にならなかったのが、5,000円を超えた部分となりますので、町民の方にとっては有利になっていると思います。

〔18番議員「ふるさと納税を促すものにつながっている」
と発言〕

議長（八角健一君） 越川洋一君に申し上げます。

挙手をして。

税務課長（並木俊郎君） 町の税務課といたしましては、ふるさと納税をしていただくのは大変結構だと思いますが、町民の方に他の地区へ寄附されるということになりますと町の財源が減ることになりますので、税務課サイドでは、いただくだけのほうがうれしいということでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第10、議案第7号 横芝光町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 1つは、ひとり親家庭、対象者が町内に何人いらっしゃるかと。

それから、入院については、この入院時食事療養費標準負担額及び生活費標準負担額、これが本人負担になるということなんだよね。金額では大体どのくらいになるのかと。この点はちょっと同意しかねるなと思っているんですがね。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） お尋ねのございました対象者数でございますが、合計で、直近の数字でございますが、545人でございます。条例を見ていただきますとおわかりのとおり、その内訳は、母子家庭が520人、父子家庭が21人、祖父母と孫の場合、こういう方が4人で、合計545人という状況でございます。

また、影響額についてご質問があったわけでございますが、影響額につきましては、現在、障害児施設の利用者はおりませんので、この施設の利用関係についての影響はございません。

それから、直近8月期についてご説明申し上げますと、入院については、2件、延べ11日という状況でございます。この2件の食事療養費が、生数字で申し上げますと4,940円でございますして、改正後はこれが自己負担となるということでございます。一方、今まで助成対象外となっておりました入院時1日当たり300円の自己負担額が、このたびの改正によりまして助成対象、補助対象となりますので、11日分で3,300円の補助額がふえるということになります。食事療養費が4,940円補助が減って、入院時の1日当たり300円の補助がふえますので、3,300円ふえるということになりますので、相殺いたしますと、この2件では助成額は1,740円の減額ということになります。そのほか、入院のケースというのは非常に少ないものですから、全体、1年間通しました影響額についても大きな影響はないというふうに見ております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 痛しかゆしの条例というか、入院時の個人負担の増加という点については同意をできるものじゃないんですが、資格要件の追加ということで、302万6,000円だっけ、新たに追加されるという点はいいいわけですよ。302万6,000円だよ。年間、追加。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 今回の補正予算で増額をお願いしておるわけでございますが、これらにつきましては、実績によりまして、昨年度がおよそ倍の額が申請として出てきておりますので、それに対応すべく300万円余りの補正をお願いしているというものでございます。

よろしくお願いいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第11、議案第8号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征君。

8番（鈴木克征君） 0102の幅員のことでもちょっとお聞きします。幅員が10.5から43.75となっていますけれども、大変広いところもあるようですけれども、この43.75というのはどの辺なのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それともう一点、2期区間の部分で最大の幅というのはどのぐらいなのでしょう。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） まず、幅員ですね、43.75が非常に大きい幅員だということ、これがどの辺の場所であるかという、そういうご質問でございますけれども、この場所につきましては、宝米から新井地先になりますかね、山がありまして、現在擁壁があります。その部分を道路のほかに斜面のほうも入れまして43.75という、こういう大きな幅員になるわけでございます。また、2期用地の中でこれはこの幅員というのがあります。そういうことでございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） この道路については、鈴木克征議員が一番大きな関心を抱いていることだというふうに思いますし、私もそれなりに熟知しているものと思っておりますが、認定と廃止について住民の意向は尋ねたのか聞いておきます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） この件につきましては、鈴木議員も立ち会っていただきましたけれども、去る8月11日の夜7時から宝米の集会所で説明会をしております。そういうことで、その中でいろいろその歩道の位置とか、あるいは両総の決済金とかいろんな問題が出ましたけれども、地元としてはどうしてもぜひ進めていただきたいということで、特にこの路線の1級その他にするという意見は求めませんけれども、うちのほうは、そういうことで地元の合意が得られるというふうに理解しております。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） かつての経過も知っていますので、どうなったのかなど。そういうことで、説明会の席で異論がなければというふうに思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第12、議案第9号 平成20年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 5点質問させていただきます。

歳入のほうで、補正予算書の9ページですが、県支出金の中に東京都市圏パーソントリップ調査委託金というのがございますが、これの内容の説明をお願いしたいのと、これに対応する歳出の部分が見つからなかったのもので、それを教えていただきたいと思います。それが1点。

それから、2点目として、10ページ、繰越金なんですけれども、例年より早いこの9月の段階で前年度の繰越金のほとんどを繰り入れてしまうという状況になっているというのは、非常に財政的に厳しいものがあるのかなと想像されるわけですが、その辺の見解をお伺いいたします。

それから、3点目としまして、歳出の11ページ、対話行政推進事業、需用費で12万9,000円というのがありますが、これは、町長が今行っているまちづくり座談会に関するものかと思えます。ただ、年初にこれを企画されていて金額的に不足が生じたのか、それとも年初当初の予算をつくる段階でここまでの細かな予算化をする予定でなくて増額をするものなのか、教えていただきたいと思えます。

それから、4点目としまして、先ほど議会開会前、町長は、空港関係で海外視察の件を説明されましたが、この補正予算書では10万円の補正を組むようになっていますが、先ほど40万円の経費がかかるということで説明がありました。となると、この補正予算書を再補正することになるのかお伺いしたいと思います。

4つです。お願いします。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、9ページの中段の東京都市圏パーソントリップ調査委託金7万7,000円、この件につきまして私のほうからお答えします。

まず、このパーソントリップ調査とは、交通や防災、環境のこれからを考えるのに役立つための調査でございます。また、この調査ではどういうことがわかるかといいますと、例えば、どのような人たちがどのくらい、こういった交通手段で乗るのだろうかとか、あるいは渋滞にはいつもイライラしておりまして、新しい交通の開通で自動車が減るのかなと、こういった問題とか、あるいは私たちの移動の中で何トンの二酸化炭素が発生するんだろうという、こういったものを調査するために県から委託が来るものでございます。

また、歳出に予算が見当たらないということでございますけれども、これは既定の予算の

中で賄えるということで行うものでございます。

以上です。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まず、早い時期での繰越金の基金への繰り入れということでございますが、歳入につきましては、このほかの交付税等のある程度の見通しもついてきて、そういうものと総合的に考えまして、ことしは基金への繰り入れを早目に行ったということでございます。

それから、負担金の問題につきましては、30万円ほど不足するわけですが、これにつきましては、予備費のほうで充当させていただくということで現在考えております。ですから、改めてその補正をするということは現在考えておりません。

以上です。

議長（八角健一君） 総務課長、小堀正博君。

総務課長（小堀正博君） 対話行政の12万9,000円の補正でございますが、需用費ということで、これは食料費でございます。先ほど議員のほうから、現在の地区座談会を当初から予定していたのかという、そういったお話がございましたけれども、当初は、昨年と同様、横芝地区1カ所、光地区1カ所ということで昨年と同様な地区座談会を計画しておったわけですが、その後、協働のまちづくりを推進するということから、それぞれの地区に今回のような形で実施させていただくということに変更になったわけございまして、それにかかわる各会場への飲物代ということで補正のほうを出させていただきました。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） わかりました。そうしますと、もう一度お伺いしたいのは、そのパーソントリップ調査委託金の東京都市圏という広い範囲になるかと思うんですけれども、これは関東甲信越ぐらまで含まれてしまうものなのか、それとも、排気ガスの問題でよく8都県市という枠組みで、いろんな二酸化炭素の排出抑制ですとかディーゼル車の進入禁止のような措置がとられておりますけれども、どういうエリアを指してこの東京都市圏と言うのか、もう一度お伺いしたいと思います。

それと繰越金の早目の繰り入れについては、他の交付金などの措置のめどがついたということではありますが、これは実質的に町の財政が厳しいからというわけではなく、そういう全体の流れの中から早目に繰り入れできたということで理解してよろしいのか、この2点をお

願います。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 東京都市圏のパーソントリップのエリアでございますけれども、これは関東圏でございます。

以上です。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 歳入全体につきまして、例年ですと、ある程度補正財源といいますが、できるだけ保留しておきたいと。20年度につきましては、ただいま申し上げましたように、ある程度見通しがついてきたというようなことから、早目に基金への繰り入れをするということです。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 補正予算の20ページ、21ページでございますけれども、土木費、21ページの町道 - 10号線道路改良事業でございますけれども、公有財産購入費、また補償補填及び賠償金でありますけれども、今現在、地権者何件がご同意いただき、また大体何%なのかということを知りたいと思います。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） ちょっと確認しますが、 - 10号線道路改良事業の平成19年度末の用地取得の件のお尋ねですか。この予算書の中のお尋ね.....

〔2番議員「はい。できれば現在」と発言〕

〔「今どれだけ進捗しているかということでしょうか」と言う
人あり〕

都市建設課長（瀬理和夫君） これは、用地取得については19年度末で4%でございます。

〔2番議員「件数は」と発言〕

都市建設課長（瀬理和夫君） 件数は今すぐ調べて報告します。

それと、予算上のこの件数をとりあえず申しておきます。予算上のこの公有財産購入費2,369万3,000円は、田んぼで17筆、畑で11筆、なお、田んぼは2,477平米、それから畑は793平米でございます。

それから、22節の補償補填及び賠償金は、5人の5件で、これは立木関係でございます。

なお、現在の件数は今調べてすぐ報告します。少々お待ちください。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 10ページの町債について、今回1,880万の補正が提案されておりまして、町債の額が14億9,950万、これ、推計表ですか、これを既に7,650万超過しておると、そのような今状況でありまして、今後さらにこれよりもふえていくことも予想されるわけでございます。この推計が、こういうような事業計画を進めていく中で全く無視されているものなのか、あるいは参考にしながら私はやっていると思いますけれども、その辺の町の対応、考え方をひとつお尋ねいたしたいと思います。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 町債からのご質問でございますけれども、例えば道路事業ですと、今年度これだけ町債を起債してありますが、これが多年度にわたるということで前倒しで事業を進めるケースもございますので、町債のその起こした残高としては、後年度分を場合によっては先に借りて事業を進めるケースもあります。それから、この基金の繰り入れした分も見てくださいなんですが、財政の推計では多分基金の積み増しというのは余り見えていないと思うんですけれども、逆にその基金の積み増しもできている部分もあるというふうなことで、推計と実際の数字、多少のやっぱり乖離が出てしまうということをご理解いただきたいと思います。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 先ほどの森川議員の - 10号線の平成19年度の買収の状況でございますけれども、これは3名の4筆でございます。面積にしますと、田んぼが367.88平米、畑が131.76平米、合計499.64平米でございます。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 一たんは説明を受けたんですけれども、聞き逃した点もあろうかと思えます。理解に届かない点を何点か質問させていただきます。

9ページです。この事業の内容をちょっとお願いしたい。「園芸王国ちば」強化支援事業、「エコ農産物」生産販売推進事業補助金、このご説明。

それから、10ページですけれども、臨時財政対策債、この段になると交付税も臨時財政対策債も可能額が決定しているというふうに思いますが、今回はこの可能額まで目いっぱいには財政対策債は利用しているのか。それから、交付税と合わせて前年度と比べてどのようになっているのかということになります。

15ページです。障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金という、ここをひとつ説明願

たい。

それから、グループホームの運営補助金が にしてありますけれども、これもあわせて。

17ページで保育所費の中のアスベスト分析調査委託料と、保育所の中にはまだアスベストがあるのかと。調査対象のアスベストの種類がふえたためだという説明をされましたけれども、これは後で小学校にもあるということなんですよね。小学校にも保育所にも危険な建築材がまだ使われておるといふ状況、これは何としても調査をしなければ、あるいは撤去をしなければならぬというふうに思うんです。調査をするということは、撤去に向けてということですからね。

そこで、アスベストの被害対策ということで国が補償の対象にしているというものですが、その辺の被害対策の住民への呼びかけというのはどういうふうになっているのか。

小学校のアスベストは24ページですね。

それから、最後に26ページで、図書館の一般設備維持管理事業、この事業の説明もいただきたいと。

以上であります。

議長（八角健一君） 産業振興課長、林新一君。

産業振興課長（林 新一君） それでは、私のほうから、「園芸王国」並びに「ちばエコ農産物」事業についてご説明申し上げます。

歳出のページで申し上げますと、19ページでございます。この後段のほうに、地域園芸活性化事業の19節負担金補助及び交付金で項目がございますが、まず、最初の「園芸王国ちば」強化支援事業補助金でございますが、これは抑制トマトのパイプハウス7棟を建設するということに対する補助金でございます。次に、「ちばエコ農産物」生産販売推進事業補助金でございますが、これは房総食料センターにおきまして、ハンマーナイフモアを購入する補助金でございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 臨時財政対策債等町債関係でございますけれども、一応、現在でき得る範囲の起債をしてあると。ただし、これにつきましては、対象の事業費がある程度確定してきますと、場合によっては減額されるケースもあり得るということで、ご理解願いたいと思います。

〔18番議員「補正と合わせて前年度と比較してどうだった

と」と発言]

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 一応、町債、それから臨時財政対策債も含めまして、現時点ではいっぱい数字で起こしてあるということで、臨時財政対策債につきましては、第2表を見ていただければわかりと思いますが、限度額も補正後で3億1,960万円ということで第2表のほうで入っております。一応、それと同じ額だけ目いっぱい額を起債で起こしてあるという状況です。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） お尋ねのございました15ページの下のほうでございますね、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金でございますが、これにつきましては、その下の障害程度区分認定云々と書いてございますものと同じで、19年度事業の精算に伴う返還でございます。19年度の交付金といいますのはあくまでも見込みに基づいて交付されますが、それが実際よりも交付金が超過交付となっておりますので、今年度、精算のために国に返すというものでございます。

それから、その下のグループホーム・ケアホーム運営費助成金 189万6,000円でございますが、これは県の補助金の交付要綱の改正によりまして、今まで扶助費で予算計上しておりましたものを負担金補助、その上の行にございますが、同額を計上してございます。したがって、科目の修正だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

次に、17ページの中ほど、町立保育所のアスベスト分析調査委託料46万8,000円についてご質問をいただきました。議員おっしゃられますとおり、今までのアスベストの検査項目がふえたということで、今回追加の分析調査をするというものでございます。今までは6品目のうち3品目行えばいいということで、アモサイト、クリソタイル、クロシドライトという3品目を調査して、問題ないということになっておったわけですが、そこに3品目が追加されたということで、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト、この3品目を追加して調査をさせていただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 社会文化課長、高埜広和君。

社会文化課長（高埜広和君） 図書館の関係でございますけれども、この修繕料につきましては、図書館ハイビジョンホールの音響設備、いわゆる音響システムでありますけれども、老朽化に伴いまして利用できないところがありますので、その部分の修繕ということであります。よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今回の臨時財政対策債の件で質問をいただいて、企画財政課長のほうから答弁をさせていただいたわけでございますけれども、この部分につきましては、100%交付金算入をされますので、ある部分、限界といいますか、限度額まで借りてしまったほうが結果的に町財政に対していい波及効果を見出すので、このようにしております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） その点はそうだと思います。ただ、私が聞いたのは、そういうことで、地方交付税の補てん債としての臨時財政対策債と、不足分をここに財源を求めようという制度の指導で数年前からやられておられて、毎年のように交付税を減らされてきている市町村にとっては、これはやっぱり貴重な財源で、目いっぱい借りるということになっているわけですが、前年度決算と比較して、今度こういう措置をして、ことしは去年より交付税が低いよね。この臨時財政対策債をあわせて、その部分の歳入は去年と比べてどうなんだと、こういうふうに聞いたんです。

それから、課長さんへのあれは、あれがなかったな、アスベストに対する補償という点での住民への呼びかけというふうな点については、行政はどう取り組んでいるのかというのがなかったというのと、この保育園、小学校でのアスベストの対象面積、あるいはどういう部分に使われているのか、ここをひとつ参考のために聞かせてもらいたい。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） どこに使われている可能性があるかということでございますが、やはり保育所については、アスベストそのものが防音、それから断熱などが必要な部分に使われているわけでございますので、私ども、学校のほうも担当したことがございますけれども、天井にそういうものがある可能性が高いんだというふうに認識をしております。

また、被害対策への呼びかけという部分につきましては、当初、アスベストの3品目について調査済みでございまして、その際には、その3品目についてはないということでございましたので、その時期において、それについては保護者のほうに周知をしておりますが、改めて調査をすることになりますので、その辺については保護者のほうにきちっと混乱のないようにお伝えして、結果もきちっとお伝えしたいというふうに思っております。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 越川議員のほうから対象施設ということでご質問がございました

ので、ご答弁させていただきます。

教育関係のほうでは、6小学校でございます。場所につきましては、上堺小については、普通教室の天井裏、そして用務員室の壁、また大総小学校につきましては、屋内運動場の天井、そして家庭科室の天井、そして普通教室の天井裏でございます。また、横芝小学校につきましては、管理教室棟の天井裏、また屋内運動場の天井、あと日吉小、東陽小、白浜小のいずれも玄関の一部に今回のアスベスト関係が使われているということでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） かなり広範囲にあるんだね。これは調査をするんだから、やっぱり撤去というのを前提に調査するんだよね。その辺の計画と、それから福祉課長は調査をするということを行っているわけだから、どこに、今、学校の分野で言われたように、どのくらいの面積があるかというのは当然答えられると思うんです。

それから、一般へのアスベストの被害に対する救済の呼びかけというふうな点については、環境課長だね、答えてください。

企財課長も答えがないよ。

議長（八角健一君） 環境防災課長、伊藤賢二君。

環境防災課長（伊藤賢二君） ただいま住民へのアピールはということでございますけれども、今現在は、そういうアスベストの件につきましては相談は一件もございません。それだからやらないのかということになりますけれども、今現在は、そういうことで、特に町ではアスベストの関係について、住民からの相談はございませんので、アピールというのはしてありません。

〔18番議員「張り紙してある」と発言〕

環境防災課長（伊藤賢二君） いわゆる張り紙、その程度はやっておりますけれども、文書をもったアピールというのは今現在はしてありません。ただ、ポスター等での張り紙はしております。もちろんそれはしてございますけれども。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） お尋ねのございましたアスベスト、どういう部分の調査だということでございますが、まず対象施設といたしましては、大総保育所、横芝保育所、上堺保育所の3施設でございます。その3施設にはいずれも遊技室がございますが、遊技室につきましては比較的新しい年度に建てておりますので、調査の対象といたしましては保育所の本体

部分ということでございまして、本体部分の天井の全面ということでございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 1点だけお伺いさせていただきます。

17ページの健康づくりセンターの維持管理事業、工事請負費、これオストメイトということでお伺いいたしまして、非常によかったなと一安心しているところでありますけれども、町内の公共施設で既についているところがありましたら教えていただきたいと思ひますし、むしろ今後もっと拡充すべきであるというふうに考えておりますが、そのご予定があれば教えていただきたいと思ひます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 17ページの健康づくりセンター維持管理事業、工事費107万8,000円、そして、お尋ねのございましたこのオストメイト対応のトイレの件でございますが、12ページの財産管理費の一番上、本庁舎維持管理事業、工事請負費99万8,000円、これが、2カ所がオストメイト対応のトイレの工事費でございます。ざっくり申し上げますと、膀胱障害、あるいは直腸機能障害で、ストマと申しまして、蓄便袋を体につけて、それで生活をされている方が使えるトイレというものでございます。蓄便袋をつけておられますと、やはり外出等をなるべく控えがちになって、閉じこもりがちになります。そういう方々を対象としてこういうトイレがふえつつございます。当町では、47名の方がそういう蓄便袋を装着して生活していると。山武地域全体で申しますと350人程度おまして、徐々にそういう対応のトイレがふえつつございますが、今回の補正では町長に特にお願いしまして、山武地域でも先駆けまして、一部、東金の一部にそういう設備がございますが、山武もございませぬ、山武地域の中では先駆けしてぜひこういったものをつくろうということで計上をさせていただいたものでございます。

機能といたしましては、蓄便袋を外しまして中の排泄物を流して、その装着部分をお湯できれいに洗浄してまたもとに戻せるというような、そういうものでございまして、役場の庁舎の1階の多目的トイレ、そして「プラム」の多目的トイレにそれらを設置したいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時からです。

（午前 11時52分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 議案審議を続けます。

日程第13、議案第10号 平成20年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第14、議案第11号 平成20年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第15、議案第12号 平成20年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第16、議案第13号 平成19年度横芝光町一般会計決算の認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 何点かについて質疑をさせていただきます。

20、21ページの町民税にかかわりまして、戦後最長の景気と言われておりながら、大企業にとっては大変な好況の実感もあるんでしょうが、庶民には全く景気のいいという実感はない中であつたわけです。そんな中で、恒久減税と言われた定率減税が全廃をされました。これによる影響額、これを尋ねたいということです。

それから、住民税の税率改定後の影響額、これも尋ねます。

町税、固定資産税通して、大変、この収入未済というものが多くなっております。現年課税分でも町税は、町民税個人分、前年比7,000万増、固定資産税は700万の増、こういう中で、収入未済の増加というのは、やっぱり納税の厳しさを反映しているものというふうに思います。分析的にこれだけふえた内容についての説明をお願いしたいと思います。

地方譲与税、22ページですか、年度中の税制改正によりまして所得譲与税が廃止になった。前年は1,918万8,100円、これは、これまでずっと交付されていた譲与税が、どういう算出根拠だったのか。

それから、減税補てん債、26ページ、特例交付金が廃止になったんだよな。地方交付税ですが、合併して特別交付税が減っていますよね。それから、構造改革としての三位一体改革ということで、補助負担金の廃止縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲、こういったことが三位一体の改革の名でやられたわけですが、その正体というものがいよいよこの年度でも明らかになってきておりますよね。そういう中で、地方へ交付する財源を減らすと、合併の押しつけということもわかってきたわけですが、前年比どのくらいこれが減っているのかどうか。

31ページですが、合併前から両町とも土木使用料、道路占用料、ガス管、電柱等の使用料を徴収しておったんですけれども、単価の改定というのは、いつごろこれやったんですか

けね。現在、この辺の見直しなんていうのは考えられてはいないでしょうか。

33ページで、今度は教育使用料で社会体育使用料の中で、横芝のB & Gのプールの使用料というのが10万8,950円、大変に少なくなっているというのは、施設の老朽化との関係というの大きいというふうに思うんですけども、今後のこの施設の維持、そういったものについては若干なりとも検討はされているのかどうか尋ねたいなど。

それから、59ページの先ほどの議案審議の中でも触れた問題ですが、臨時財政対策債、この年も発行可能額まで借りてきたんでしょかね。普通交付税の決定額がマイナス0.9って、何だっけ。交付税と合わせて臨時財政対策債、毎年のように額が減っているということの中で、だんだん単独事業、住民要求を切り詰めざるを得ないような状況に追い詰められておりますけれども、この点についての基本的な見解を尋ねておきたいと思います。

歳出に至っては、60ページになりますが、事業執行の決算の成果ということで資料も出されております。入札の執行についてですが、工事においては32件、落札率は85.9%、それから測量の面については24件、69.9%、こういったことの結果を見ているんですが、この点についても佐藤町長は、しっかりとメスを入れて改革をしていきたいというふうな基本的な方針を持って臨んできたと思うんですが、この面における行政改革が進んでいるというふうに見えるのかどうか、その辺についてのご見解を尋ねたい。

それから、123ページにいきます。

民生費で、障害者自立支援法で、これが応益1割負担になったわけですね。そういったことで、収入に応じた負担と比べて、ホームヘルプ施設、駐車施設の利用状況、これを、前には無料だったというふうに思うんですけども、これがどういうふうになってきているのか尋ねたいと思います。

129ページは、町内児童等医療費等助成事業、145は乳幼児医療対策事業ね、町長の進めてきた、いわゆる小学校6年生までの医療費の無料化事業であります。4,100万と合わせて6,000万ちょっとになるね、6,170万か。これに対する評価、歓迎の声というふうなものをつかんでいるのか。また、この段階での何か問題ということで課題になっていることはないのか。

私はずっと、小学生段階における償還払いではなくて現物給付というのをお願いしてきたんですが、なかなか進まない。県内でも成田、木更津、こういうところで6年生まで、浦安に至っては中学生までかな、そういうふうな自治体も出てきております。

その中で、どこでも現物給付は課題になっておりますが、場合によったら町長とともに県

あるいは国保連合会、ここに行って正面からお願いすると、これも一つの打開策かなと思っていますけれども、突然の質問ですが、その辺はいかがですか。

それから、159ページの下水道処理場用地管理事業3億8,134万8,598円は、北清水の用地の買収にかかわった話ですね。これの跡地利用という問題で、しかるべき期間を、これ、跡地利用という点で何か検討しているのか、それから、今後の有効的な意見が出ているのかというのを聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、168ページ、農林水産業、農業費の問題です。ここでは、今、毎日のように大きな問題として報道されている農薬の汚染米、カビ毒米、この問題ですね、これは農水大臣の辞任にまで発展したわけですが、そういった義務でもない必要のない米を輸入して、おかしから学校給食からおむすびからあらゆるものにそのミニマムアクセス米を利用していると。そして一方では、米の消費が減っているからという理由で減反を押しつけていると。しかし実態は、こんな食品衛生法違反の米を輸入し続けて、これが大変消費者に負担と犠牲を押しつける。それだけではなくて、国内の農家には4割もの減反を押しつけて、さらにその上、流通に責任を持たないという体制の中で安い米価がまかり通っていると、大変な事態になっているわけですね。

こういう事態を見たときに、やはり農業の町、米づくりを中心にしているこの町の農業振興政策、これが今重要になってきておりますけれども、6月議会での私の一般質問で町長は、そういう国の政策への転換の声を求めるべきではないのかなと、私、求めたんですが、国に言うことはない、というふうにあの当時は答弁しました。しかし、この実態を見て、やはりそれではならんだろうと、町の産業を守るという上でも、やはりこういう明確になった輸入優先の政策のこの転換というのなくして、ひとり町独自の努力の範囲ではどうしようもないだろうというふうに思うんです。そういう意味での決意をひとつ聞きたい。

186ページで、これは商工費になるのかな、現代工業が篠本の工業団地に進出しました。そして、この事業の拡張というのが取りざたされていると聞いておりますけれども、やはり進出する経緯からして、関係する住民への理解、協力は何としても、経過から見ても大事な点だというふうに思いますけれども、その辺を尋ねたいというふうに思います。

201ページで、長塚北清水の架橋の問題ですね、これは関係者住民の反対もあってなかなか大変だったわけですがけれども、その後の経過をひとつ聞かせていただきたいというふうに思います。

218ページの教育関係の問題ですが、毎月行われているだろうと思われるこの教育委員会

議の議事というのの中心点はどういうことになっているのか。

それから、昨年、教職員の職務の多忙さということで、その実態をつかんで改善する必要があるだろうというふうに私、言ったんですけども、この辺のところはその後どういうふうになっているのか尋ねたいというふうに思います。

子供たちが今、全国的にもさまざまな問題を抱えているという状況の中で、教育委員会としてはどんな指導助言をこの間されてきたのか尋ねたいというふうに思います。

269ページでは、図書館の図書資料費の購入事業、毎年2,000万ずつの購入がされておりまして、新刊の図書が備わっているということも大きな要因として、大変、近隣と比べても図書館の利用率が大きいというのは喜ばしいことであるわけですが、購入に際して何を基準に新刊の図書を購入しているのか、利用者の声が新刊本の入れかえに反映されるという仕組みはつくられているのか尋ねます。

283ページで、地産地消食育推進計画ができました。そういう中で、この地産地消宣言をしている町としての給食ですよね、私はできるだけ民間に任せないように直接町の責任で運営していくべきが基本だというふうに、今、くぎを刺したいというふうに思うんですが、この点の見解を尋ねます。

以上です。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 第1点目の定率減税の廃止に伴う影響額でございますが、まことに申しわけありませんが、把握してございませんので、申しわけありません。

〔18番議員「後で勉強してください」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） はい。

それから、税源移譲によります住民税の増額でございますが、約2億3,000万円となっております。

それと、収入未済額につきましては、前年度と比べまして約1,200万円ほどふえております。町民の意識と申しますか、所得税が低くなり町民税の税率が上がったわけですが、所得税については、払わないとしようがないというような意識はあると思うんですけども、町民税につきましてはそれがやや薄いのかなというふうに思っております。昨年より1,200万ほどふえておるわけですが、この9月から県の滞納整理機構の職員2名、週4日、3カ月間来ていただいております。この回収に向けても努力していきたいと思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まず、歳入の分でいま一度、19年度の決算の町税を含めましてちょっとご説明したいんですが、町税が26億81万9,000円と、前年度に比較して約2億6,000万円ほど伸びております。これは、先ほど議員もおっしゃられました三位一体改革によって所得税から地方税に回ってきたと、それから定率減税等が廃止されたこと等によりまして町税が伸びてきているということが考えられます。逆に、その中で地方譲与税ですね、これは恒久減税等に伴う分を補てんする意味合いの地方譲与税ということで、こういうものが逆に地方特例交付金として4,000万円くらいに減ってしまっていると、それから所得譲与税ですね、やはり先ほど触れられましたが、1億9,000万円余り。この所得譲与税につきましては、所得税の収入のうち一定額を地方に譲与されるという性質のものでございますけれども、これにつきましても地方に税源移譲されたことに伴いまして減ってしまっているというふうなことから、地方交付税もまた9,900万円くらいですか、前年に比較して減ってしまっている。町税の伸び、それから、今言いました所得譲与税とか地方交付税、それから地方特例交付金等、この減額分を見ると、逆に歳入では4,000万円くらい減ってきてしまっているというようなことが言えると思います。

それから、臨時財政対策債についてですが、臨時財政対策債も地方の財源不足に対処するためのものございまして、従来ですと交付税のほうで見てくれていたものを地方で起債を起こして、ただし、その元利返還分については交付税算入100%しますという制度ですので、一応、毎年限度額いっぱい借りられる分は借りたほうが得だということで、借りている状況にあると思います。

それから、もう一点、終末処理場の関係でご質問があったわけですが……

〔18番議員「悪いけどページ言ってくれる、おれも追いつかない」と発言〕

企画財政課長（高蝶文徳君） じゃ、歳出のほうは159ページで、終末処理場のその跡地利用の検討ということでしたが、これは一応まだ公共下水道の終末処理場用地として購入しておりますので、今のところまだ、それをどうするか、ただ、それを利用するまでの間、何か有効的な利用はできないかという検討については、庁内につくってあります検討委員会のほうで少しずつ検討はしておりますけれども、ただ、今申し上げましたように、この用地につきましては終末処理場用地ということですので、現在は深くまでは、どうしようかというこ

とは考えておりません。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、歳入にかかわります税金の問題、また税源の問題につきましては、税務課長並びに企画財政課長のほうから答弁したとおりでございますが、現実の問題、その三位一体改革による税源移譲の問題で、ある部分、町の財源が自由に使えるのかなというところもございますけれども、現実の問題として、より町が住民の皆さんから直接いただくかなければならない税額がふえているわけございまして、その税額の今まで100%交付されていた部分がこの町の徴税努力を伴ったものになってきているのが現状で、その部分のそれが100%徴収ができていない現状の中で、ある部分、不利益な部分もあるのかなとは思っております。

そうした中で、今後も徴税努力につきましては、税務課徴収班を中心に、今後、やはり税の公平を期するために強い姿勢でこれからも徴収作業には力を入れていかなければならないと思っておりますし、その分の職員のスキルアップも今後していかなければならないのかなと思っている状況であります。

また、その歳入部分のお話の中で、横芝B & G施設の改良の検討の件でございますけれども、これは早速もうそろそろ工事に入るのかなと。近いうちに入札が出る予定でございますので、予算は確保させていただいております。

〔「改修」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 改修。じゃ、そこは後でまた企画課のほうから答えさせていただきます。

それと歳出のほうで、まず、入札の見解についてというご質問でございますけれども、私どももこの入札には、やはり公平公正というものが一番の基軸になってしかるべきではないかなと考えております。そうした中で年々、特に委託業務なんかですと、基本に合った予算が、例えば一番最初に70%ですとか60%になった時点で、それを予算化しての今度は入札になりますので、今後は、ただ単に落札率を求めるのではなくて、真に大切な事業かそうでないかという部分と、公平公正になされる入札になるかという部分にポイントを置いていくのが本来の入札制度なのかなというふうに考えております。

続きまして、医療費の無料化に伴う成果と今後の問題でございますけれども、129ページと145ページ、おのおの小学生へ上がる前と後とということで両方で6,000万円をちょっと超

すわけでございますけれども、そうした中で今、中学校までの今度なったところが浦安ですが、そうした部分もかんがみではおるところでございます。いろいろと今後、財政が許せるものであればそれなりに今後も進めていきたいと思ひますし、現実問題で当町が千葉県下において一番最初にこの小学生までの完全無料化をすることによって、千葉県も、徐々にではございますけれども、その枠を拡大している状況でございます。この辺は、やはり千葉県下全体でそうなる日が来ていただければ本当に私どももありがたいわけでございます。そうした中を含めまして、今後、そういった部分を、ある広いエリア、または山武郡市の市長会議をやるとか、または町村会の中でそういう討議をするとか、そういう部分も、今後それをさせていたきたいなと思ひておるところでございます。

次に、168ページの件のミニマムアクセス米の見解でございますけれども、これは議員おっしゃられるとおり、私もある部分いたし方がないのかなと思ひていたものの、昨今のこの事故米の農林水産省の取り扱いから始まった一連の大きな事件になっておるわけでございますけれども、まさしくとんでもない事件でございますして、やはり水稻によるまちづくりが本当に大きなウエートを占めている当町におきましては、ここの部分には憤慨をする次第でございます。そうした部分において、やはりその辺をもうちょっと、今のところ具体的なものは考えておりませんけれども、今後、何か方策があれば、中央のほうにどういった部分で、議会とも今後相談しながら、こういう部分に対して、当然、けしからんのは重々皆さんもご承知でしょうから、そうした中で進めていきたいなと思ひております。

それと、次の168ページのことでございますでしょうか、現代工業進出の件でございますけれども、この件につきましては、やはりその地域の住民さんともこの間お話をさせてもらいました。そうした中で、やはり住民への情報の公開は必要不可欠であるということをもちまして、現代工業を中心として情報開示をするということで決まりまして、これがいつだっけ。

〔「今月中に行います」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 今月中に地元説明会を開くということになっております。

それと、長塚北清水橋、またその道路取りつけ事業の状況でございますけれども、これにつきましては、なかなかそのいろいろな部分の地権者の中で複雑な気持ちが絡み合っている部分がございますして、私もみずから一軒一軒を歩いて回っております。そうした中で、おおむねご理解をいただいているところまで来ているのかなと思ひているところでございます。それにつきましては、たくさんの議員の皆様方のご協力をいただいたことを感謝申し上げる次第でございますし、今後も皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいところでございます。

先般、その一軒一軒の皆さんのご意向を総合的に判断させていただき、今現在、基本的には、前にお示しをさせてもらったルートではございますけれども、若干の変更が余儀なくされているところもございます。そうした部分での詳細設計を今、詳細設計とは言わないのかな……

〔「概略設計だね」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） その概略設計を今、発注済みでございます。そうした中で、それができ次第、新たにまた住民の皆さんに集まっていただき周知をし、ご理解をいただけるように努力をしてみたいと思います。そういう状況でございます。

あと、地産地消食育宣言をした当町の給食センターを民間委託をしていいのかというお話でございますけれども、ご承知のように、今、給食センターは、検討委員会でいろいろと審議をさせていただいているわけございまして、この民間委託にするか、また直営にするかについては、おおむね民間委託をするような方向が今は一般的になっているのが現状であります。

ただ、それと地産地消食育宣言の計画との整合性を図る方法も見出せるのではないかと私は認識しておりますし、それが今後、何といたってもその地産地消食育推進ということは、まず、子供たちに与える給食の安全・安心というものが、一番のクローズアップをされなければならない問題であると私は認識しております。そうした中に、それを民間でできるのかできないのか、そういう部分も大いに検討の材料の中に今後入れて検討をしてみたい所存でございますので、今の段階で、じゃ、それはしませんとかしますとかというような部分につきましては、またいろいろと検討委員会も含め協議を重ねていきたいと思っております。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 123ページ以降の障害者自立支援法につきまして、利用状況についてのお尋ねがございました。その件についてお答えを申し上げます。

議員ご承知のとおり、障害者福祉制度につきましては、措置制度から支援費制度、そして自立支援法というふうに変更になってきているわけでございますけれども、措置制度のときには公費、それから支援費制度のときには医療券だとかそういったものを発行してサービスを提供しておりました。自立支援法になりまして、ご指摘のように1割負担というものが出てまいりました。この障害福祉施策につきましては、ここ数年の中で非常に目まぐるしく変わっておりまして、ご指摘のように、障害者の1割負担が非常に重い負担になっているので

はないかというようなこともございまして、20年7月、この7月からはさらに利用者の負担が軽減されたところでございます。

ご質問の19年度についてでございますけれども、延べ953人の方が、自立支援法に基づくサービス給付を受けております。幾つか例を申し上げますと、居宅介護につきましては延べ3,600時間、利用者数が延べ250人、生活介護が39人、796日、児童のデイサービスについては114人、614日、短期入所については54人で延べ678日、共同生活介護では延べ30人、911、施設入所支援では12人で366日、それから旧法施設支援では340人、延べ9,702日など、大勢の方が利用されているわけでございますが、ご心配のように、やはり障害者の1割負担というのが大きく重みになっている部分がございます、この7月からは利用者のさらなる負担軽減ということで、訪問系、通所系サービスの低所得者に対する利用負担のさらなる軽減、また、利用者負担増減月額を認定する際の世帯範囲の見直しであるとか、負担軽減措置の対象となる世帯の拡大など、7月からはその制度にのっとりましてサービスを提供しております。

なお、これらにつきましては、可能な限り私どもで情報を持っておりますので、該当になる方については事前にご案内をして、受給者証を交付する際に、負担上限額の軽減になるであるとかそういう公的な証明をして、現在、障害サービスの提供を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） 社会文化課長、高埜広和君。

社会文化課長（高埜広和君） 私のほうから、横芝B & Gの維持管理問題でありますけれども、この施設は、議員ご承知のとおり、B & G財団からいただいた貴重な町の財産でありますので、ことし10月から老朽化に伴って改修工事を行う予定になっておりますけれども、そういうことを行いながら施設の延命を今後も図っていきたいというふうに思っております。

それから、利用率の関係でありますけれども、今、使用料が一般が200円、それから学生が100円、19年度が66日間開設をいたしまして3,588人の利用がありました。あそこは温水プールではございませんので、7、8月の期間、いわゆる子供たちの夏休みに合わせて開設をしているというところであります。したがって、この使用料からいって、10万そこそこの金額ということになります。

改修工事を行うということに当たって、今後の料金の改定については、県内の8市町村にB & Gのプールがあります。そういうところと整合性を図りながら検討をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、図書館の資料の購入でありますけれども、昨年、2,000万の内訳でありますけれども、一般図書で1万2,021冊、それから児童図書で3,760冊、参考図書で677冊、そのほか、2,200冊程度をその他ということで購入しました。点数は1万4,107点ということになります。

どういう購入の仕方をしているんだということでありまして、議員から質問がありましたとおり、まず一番は、利用者のリクエストであります。昨年1年間の利用者からのリクエスト数が28万5,000件ありました。その中で当図書館に保有していない資料474冊を購入いたしました。そのほか、他の図書館から借りられるものもあります、そのリクエストにこたえるためにですね。言ってみれば予約待ちという形もありますので、そのリクエストの中には予約待ちもあります。リクエスト、予約待ちが28万5,000件あったということでありまして。基本は、それに対応するという形であります。あとは、読売新聞、朝日新聞、いろいろな新聞に、文学的なものからいろいろな本の紹介、評価というものが、毎週日曜日ですか、出ていますけれども、そういうものを参考にしながら選定をします。

そのほかは、図書館の資料の中には分野があります。言ってみれば、総則から始まりまして歴史、社会、科学、福祉、健康関係、それから、もちろん農業から芸術、スポーツ、文学まで、その辺で、言ってみれば、うちの図書館で充足していない本、これらを選定すると。今、年間、日本で約10万冊の新しい本が毎年出ています。その中から絞って1万4,000点を購入したということでありまして。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 越川議員さんの質問、3点かと。1つは、教育委員会議の状況についてということ、それから教職員の多忙についてと、それから3点目に、今現在の児童・生徒のさまざまな問題についてどのように対応するかということだと理解しておりまして、お答えをいたします。

まず、教育委員会議ですけれども、これは昨年度、教育基本法の改正、それから地方教育委員会の組織と運営に関する法律の改正に基づきまして、教育委員の中に保護者を入れるということを皆さん方にご承認いただきまして、保護者が入り、また一般の代表もおりまして、この地域におきましては教育委員は、ほぼ一般的な教育委員の構成であるというふうに、こう考えております。そして、その審議内容等も、法の改正によりまして、改めて教育委員会議のその権限というものが強められております。というのは、今までは執行部、教育長権限でさまざまなものが通過してございましたけれども、現在、火急を要するもの、転出の児童・

生徒に関するものにつきましては教育長専決でもって処理をしながら、しかし、必ず教育委員会議の承認を求めていくと。それから、学校行事、あるいは社会教育行事、そしてさまざまな事業、予算執行等に伴うものについても、これも教育委員会議の承認を求めるというふうな形でやっております。

また、その他には、教育内容にかかわること、あるいは社会教育にかかわること等、学校教育を含めたさまざまな教育にかかわることの報告または協議等を実施するという形で、議事録等もきちっと記録をしておりますので、もし要望があれば議事録等の開示もできるという状況になっております。まだ足りない部分がありますけれども、ひとつよろしく願います。

それから、教職員の多忙についてということでありましてけれども、これは現在、教育内容が大きく変わろうとしている段階で、教職員の研修等を含めた時間が非常に多くなってきて非常に多忙であるということと、もう一つは、社会状況の変化による、新聞等でも、あるいはテレビでも話題になっておる、やはり保護者の対応等を含めてさまざまな状況の中、非常に多忙だということは事実であります。非常に苦労しております。私自身も教員の出身でありますので、今の先生方のご苦労について、非常に大変だと思っております。

そのために極力、教育委員会としては、職員に休暇等のとれるような対応をできるように、それから、体調等不良の職員については、療養休暇を含めて、現在、入院とかというのは2名ほどおります。それにつきましては、すぐに欠員の補充等を県からもらって対応しておりますし、また、状況等、さまざまな先生方の心身ともにご苦労されている部分についてはカウンセラー等を対応しながら、なるべく先生方の多忙な部分を削除していこうと。

同時に、本町におきましては、現在、支援学級というのが各学校であります。その中でも特に学級担任1では対応の苦労する子供たちを抱えている学校に対しましては、5名の介助員という形での町雇用による職員の配置をしております。ですから、先生方が3名から4名の介護の必要な子供らに対して1の介助員がついているというような形で、先生方の多忙さを少しでも和らげる努力をしております。

それから、児童・生徒のさまざまな問題に対して、これはやっぱり非常に、けさほどテレビを見ておりましたけれども、どこですか、関西のほうで小学校1年生の子供が、何か公園の便所のわきで首を絞められて亡くなったというようなニュースが出ておりましたけれども、これは携帯を含めてあらゆるさまざまな問題があります。その社会の多様化に対して、事故や事件に対する対応、もしくは事前の予知という形で緊急、火急な場合においては、直

ちに学校等にファクス等をもっての連絡、同時に、あるいは保護者等への連絡をとるという形をとっております。それから、予測されるような場合においては、関係の職員、生徒指導担当、もしくは校長、教頭等を召喚しまして指導、実習等を行うと同時に、千葉県もそのようなさまざまな問題の多様化に伴って、大体、学期に2回ないし3回程度、教職員の研修を実施して対応しているというところで、本町におきましても、多忙な教職員の皆さん方も非常に頑張ってやられているという現状であります。

以上です。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 31ページになりますけれども、道路占用料の件で先ほど議員からご質問がございました。この占用料を決めた市は幾つか、また、今後こういう改定のごとは考えていないかという、そういうご質問がございました。

まず、いつこれは改定したかと申し上げますと、合併時、横芝光町として合併時にこれは改定して統一した単価にしたわけでございます。

また、今後の改定の件でございますけれども、若干、近隣都市と比較いたしまして電柱の占用等が当町は安いわけございまして、これを段階的に引き上げまして、やはりそれらを調整していく考えであります。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 前向き、積極的な答弁をされました。その点についてはそのように進めていただきたいということをお願いしまして、この129ページの町内児童医療、あるいは145ページにかかわる乳幼児医療、年間6,100万でこの事業執行がされておまして、評価の声なんていうのは担当課にも届いているというふうに思うんですが、その点、答弁を求めたい。

それから、町長は、先駆けてやったこの事業を中学生まで拡大したいというふうな思いも先ほどの答弁で持っておられるようで、これは関係者の期待するところにもつながるのではないかなというふうに思います。中学生の段階は、さして医療費はかからないというふうに思うんです。ですから、財源的にはそう無理な話ではないんじゃないかなというふうに思うんです。

それはそれとして、この県や国保連合会の現物給付の風穴をあけるといふか実現する問題で、ぜひやってほしいなというふうに思うんですよ。そこのところ、いかがでしょう。

下水道処理用地の問題では、やはり下水道処理という名称で、行きがかり上、そういう名目での土地購入だったと思うんですけれども、実体がないということで、これはあその場所ということも考えて、やはり広く意見を求めて検討の余地があるんだろうと、そういうふうな感じがいたしております。

そして、この決算1年間を通じて、合併して2年が過ぎたわけでありましてけれども、各種の事業が盛られてきたわけですが、この段階での進捗状況を、そこを尋ねまして最後の質問としたい。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では、今、越川議員さんのおっしゃられた子供たちの医療費助成の件でございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、できるものであれば本当にもう、当町も財政が許すべきであれば、中学生ぐらいまではやってあげたいなという気持ちはございます。その段階がいつになるのかというのは、まだちょっと財政推計の中で考えていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと存じます。

それとあと現物給付の件でございますけれども、せめて東陽病院ですとか町内の病院でということであればということで検討はしているところでございますけれども、なかなかまだまだ、検討したんだよね、何でできなかったんだっけ。情報が無いということですか。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 要は、この中で一番前に越川議員からもご指摘いただいて、国保税を完納されていない人の分がどうのこうのとかがという細かいことだったので、もう一度ちょっと、要は、税金を払っていないでこの恩恵を得ていいのかとかという部分とかあったじゃないですか。前、越川さんが聞かれた質問の中であったわけなんですけれども、そうした部分も含めてきっちりと行政の上でやっていかなければならない点はあるんですけれども、ある部分、この対象者の保護者がこの部分の義務を果たしていない部分ですとか、そういう部分によって、その義務を果たしていない人に権利を与えていいのかというような話の中での検討がもうちょっと必要なのかなという話で、この現物給付がちょっと足踏みをしていたのかなというふうに思っています。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） じゃ、その辺も今後とも検討してまいりますということで。

〔何事か言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） はい、わかりました。

それとあと、下水道処理の跡地利用の検討でございますけれども、ここについては、先ほど議員がおっしゃられましたように、これは地目変更といいたいまいしょうか、農地を集積したものでありまして、その部分の中で、一応、下水道処理用地にするということで地目変更をかけたというものが、どこまで影響があるのかという部分についても、今、ちょうど検討をさせているところです。ほかの使い道があるのかないのか、そういった部分も、その辺と検討がなされて、それがほかの利用目的でも使えるものであれば、また改めていろいろな部分のアイデアも出てきてくれるのかなというように思っております。

何はともあれ、今、平成20年度の財政をやっているわけでございますけれども、今後いろいろな部分で福祉の部分にも十分配慮をしながら、そして、町民からお預かりした大事な税金でございますので、1円たりとも無駄にすることなく有効に使っていきいたいと考えておりますので、今後もひとつご理解を賜りたいというところで、答弁にかえさせていただきます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 3点お伺いします。

初めに、93ページですが、ここにネットワーク管理料ということで出ておりますが、これは庁舎内のLANシステム全般に関するものとして計上される経費なんでしょうか。役場、各種施設でさまざまな情報機器、パソコンですとかそういうOA関係のものがリースで使われていると思うんですけれども、この辺の借り方がどのようになっているのかと、その全体をどのように管理しているかというのをお伺いしたいと思います。

たまたま学校関係につきましては、実績報告書のほうの22ページに、各学校ごとのパソコンの借り上げ台数と賃借料が出ているんですけれども、同じ情報教育用パソコン借上料で、横芝小学校37台が301万円、上堺小、35台が28万9,000円と、ほぼ同じ台数なんですけれども、1けた違う金額でリースをされているというふうに判断してしまったんですけれども、こういうことが各課ごとにばらばらに行われているのであれば非常に経費の無駄にもなるのではないかと思うものですから、これが一体的にされているのかどうか、まずお伺いします。

それから、2点目としまして、先ほど越川議員からもありましたが、129ページの町内児童等医療費等助成、それから145ページの右の事業なんですけれども、これですべての子供たちが賄われているのか、保険によって例えば国保の分はまた別で払っているとか、そういうことがあるのかないのかお伺いします。

3点目としまして、221ページの奨学資金事業、これについてお伺いします。

私も以前、一般質問で、低利もしくは無利子の貸し付けを子供たちにできないであろうかという、奨学金制度というのはいかなるだろうかということで質問したことがありましたが、先日のまちづくり座談会の中でも、こういう制度があるといいという意見が出ておりましたので、その点、これがその奨学資金に当たるものなのかお伺いいたします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 1点目のネットワーク管理料ですけれども、ここにネットワーク管理事業といたしまして2,100万円ほど決算として計上してありますが、このうち細節12節の役務費、通信運搬費1,200万円がこれは主なものでありまして、これはNTTとか、要するに払う電話代、要するにウェブ機器をつないでネットワークへつないだり、もしくは住民課等でサビア等とのつながりがあるわけですが、専用回線の通信運搬費が主なものであります。そのほかとして、パソコンの機器の保守管理料とかいうものでありまして、ただいま申し上げましたように、その通信運搬費、電話代がこれは主なものであるということでございます。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 129ページの町内児童等医療費等助成についてご質問をいただきました。すべての児童が漏れなく受けられるのかという趣旨でございましたが、あくまでも登録が必要でございますので、自動的に全員ということではございませんが、必要になったときに登録をしていただくようなことで対応をしております。

〔5番議員「違う違う、国保も社保も全部一緒かと」と発言〕

福祉課長（山本照男君） 医療保険に差はなく、すべて対象でございます。なお、対象者は現在1,432人いらっしゃるわけですが、登録しているのが1,262人、88%でございます。昨年の実績は2,608人、8,528件の処理でございます。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） 乳幼児医療に際しましても、生活保護を除きましてすべての保険全部対象です。ただ、とりあえず一応申請をしていただいて、それで受給者証を発行することになっております。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 221ページの奨学資金の関係でございますけれども、これはあくまでも低利融資ではございませんで、現在、あくまでもこの奨学金制度は、生活が苦しくて

修学が困難な高校生、あるいは大学生に奨学資金を給付して、将来社会に貢献する有用な人材を育てる、こういう目的で実施しているものでございまして、高校生は現在26名、また大学生は2名に融資をしているというものでございます。金額につきましては月1万円ということで、ただ、制度対象者については、最初に入学支度金という形で3万円を給付しているというものでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） すみません、わかりました。

もう一つ、リースの件で再度お願いしたいんですけれども、庁内全体の各課各部署で使っているリース物件に関しましてちょっと答弁いただけなかったもので、それをお願いしたいのと、たまたまこの実績報告書のほうの22ページのほうで見ますと、学校ごとの台数と金額が出てはいるんですが、余りにも台数とこの金額に違いがあるもので、これはどういうわけなのか教えていただきたいと思います。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 失礼しました。

機器のリース、それから買い入れ等に関しましては、集中管理でやっております。ただ、学校の分は学校のほうでまた別に、それと、このリース料に差があるというのは、庁内のものについては、例えば旧横芝から持ってきたものですと、ほとんど買い取りになっているものでございます。ですから、学校の分はほとんどリース料で計上されていると思いますので、ほとんど買い取りはないということで、それで差が出てくるということだと思っております。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） こちらのほうの資料の22ページの間以降の横芝小学校の情報教育用のパソコンの借上料301万1,000円、これに対して、2段下の情報教育用パソコン借上料、上堺小、35台、28万9,000円、その金額の格差は何でかということでございますけれども、実は横芝地区と光地区でそれぞれ、横芝地区はある別会社のほうに、この19年11月まではそれぞれの会社と契約をいたしておりました。光地区は4小学校が一括して、ある会社とリース契約を結んでおりました。ということで、19年11月にそれぞれの借り入れを統一しようではないかということから、数字につきましては、情報教育用のパソコンの横芝小37台分が、従前のリース料、上堺小の関係以降については、その以降ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 3点ほどお伺いいたします。

まず、決算書の157ページと実績報告書の16ページ、ここの不法投棄監視員報償と環境美化協力員・推進員賃金等でございますけれども、この132万と93万6,000円、不法投棄防止対策事業にのってありまして、環境美化推進事業の賃金、報償費、またこの違いと、この不法投棄監視員制度が町にとって本当に有効に生かされているのかどうか、この賃金、報償を払って、今、地域はボランティア意識が非常に高くなって、私もボランティアで無償でやらせていただいておりますけれども、掛けていただいているのは保険代だけであります。そういった意識の方がすごくふえる中で、どの程度町に生かされているのかお伺いしたいということと、185ページの栗山川漁港整備事業でありますけれども、旧横芝町時代には、しゅんせつ工事代が大体500万前後だったかと思っておりますけれども、毎年のっていたかと思っております。そのしゅんせつ工事がこの中でどういうふうな形になっているのか、また、侵食によるドリム工法の予定がございましたけれども、その対応の予定が今どのようになったのかお伺いしたいということと、221ページの下のほうにあります長欠児童・生徒対策事業であります、町にこの長欠児童がどのくらいいらっしゃるって、ハートフルさんぶという、県の事業でなかるうかと思っておりますが、この事業を知らないで、長欠の親御さんからどういうふうに申し込んだらいいのかという問い合わせが私のところがありました。こういったわらをもつかむ思いの親御さんに対して、たまたま周知が漏れていたのかもしれませんが、どのように周知をされているのか、また、これからされていくのかお伺いしたいと思います。

議長（八角健一君） 環境防災課長、伊藤賢二君。

環境防災課長（伊藤賢二君） 今のご質問でございますけれども、16ページの環境美化協力員・推進員賃金93万6,000円というのは、この不法投棄防止対策事業の中の93万6,000円でございます、それと不法投棄監視員の報償費132万、この不法投棄監視員は22名おりまして、横芝光町に不法投棄されている箇所がたくさんあります。その監視、それと、その地区地区ごとに不法投棄がされているかないか等、毎月報告をいただいております。それで、もって年間このような報償費をお支払いしているんですけども、この監視員さんは、毎月、自分の地域を見回りしていただきまして、それで不法投棄がされているかどうか、また、されていないか、それを随時確認していただきます。と同時に、年に6回か7回、合同でもって横芝光町の町内を監視しております。そういうことでもって、機能は十分していると私は考えておりますけれども、答えになりましたでしょうか。

議長（八角健一君） 産業振興課長、林新一君。

産業振興課長（林 新一君） それでは、栗山川漁港のことについてのご質問にお答えいたします。

まず、この185ページの工事の事業費につきましては、防潮堤の補強工事費でございます。しゅんせつ費ではございません、19年度決算はですね。したがって、19年はしゅんせつをしていないという状況でございます。

と申し上げますのは、毎年しゅんせつをしていたわけですが、なかなかその効果があらわれないと。そのために、先ほど議員のほうのご質問にありましたとおり、ドリム工法でどうかというふうな実験もしようということになったわけですが、毎年そういうしゅんせつをしてもなかなか効果があらわれないという中で、旧八日市場市、野栄町ですね、今の匝瑳市の漁業者の方で栗山川漁港を利用していた方は、現在、飯岡漁港のほうにお世話になっているんです。それで余り不自由を感じていないと、漁業者の方が。という中で、八日市場市は、栗山川漁港のしゅんせつ費を応分の負担をするということについて非常に難渋を示しまして、その継続の効果が得られるならば協力しようという答えでございましたので、そういうふうな事情から、去年はしゅんせつはしておりません。また、ことしも匝瑳市はそういうふうなスタイルでございますので、当町だけでこれをなかなかもって事業効果を上げるとするのは難しいということで、こともしゅんせつの予定は現在のところございません。

そのドリム工法なんですけど、昨年、それを沈めまして、どういうふうな工法でできるかと実験をしたんですけど、実は塩の流れが非常に早過ぎまして、工事自体が無理だというふうな結論を県のほうが出しまして、現在は県のほうへ、じゃ、それにかわる工法は何かないのか、全国的にいろんなところでやられているんだろうから、ひとつそれを研究してまた私どものほうにお知らせ願いたいということで要望しておりますが、現在のところ、それにかわるような工法のご提案はいただけないという状況でございます。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 決算書の221ページの長欠児童・生徒対策事業ということで、ハートフル事業について、こういう周知が図られていないのではないかとございまして、長欠児童につきましては、20年3月末実績では、児童全体では18名おります。ただ、この18名も、長欠といいますが、病気の児童、あるいは不登校児童等おります。ということで、特にこの不登校の児童につきましては、教職員を通じまして家庭訪問をし、パンフレット等を配布いたしまして周知を図る等の対策をいたしております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほどの1点目の不法投棄監視員の報償と美化協力員の報償についてでございますけれども、まず、美化協力員というのは、現実に、あそこにごみがあるから取ってきてとか、実際に労働を伴ってお願いをしているのに対する報償です、これは。それとあともう一つは、不法投棄監視員さんの報償については、やはりまだまだ、せんだっても、栗山川漁港に産業廃棄物を大型自動車ですら直接捨てられてしまったとか、あと、今のそれが不法投棄になるかならないか、まだまだ県が検討しているところでございますけれども、栗山地先でも、4トン車で何十台だとかというような、余り好ましくないものを捨てられてしまった現状とか、まだまだボランティアの皆さんのご協力だけでは済まない部分がたくさん事例が出てきちゃっているというのはもう本当に悲しいことでもありますけれども、この辺についてもきっちり見ていただかないと、無法地帯になっても本当に大変なのかなというところがございまして、ひとつご理解をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） 町長のご答弁ですと、不法投棄監視員も、回って歩くパトロールだけではなくて、実際、自分の体力を使って作業もしているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

7番（川島富士子君） わかりました。

それでは、産業振興課長のしゅんせつ工事は、今やっていないということで、ということは、県のほうが以前4,000万くらいの予算がついていたのではなからうかと思いましたが、それも県のほうもストップされているということで理解してよろしいんでしょうか。

それと、ハートフルさんぶのお声かけというのは積極的にしていただくということで理解してよろしいんですね。

わかりました。ございました。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 私のほうから3点についてお尋ねいたします。

決算資料の成果及び実績報告書の生活路線バスの運行事業でお尋ねをいたします。

この事業は、代替バス運行事業、路線バスですよね、それと福祉バスと言われる循環バスの運行事業をやっておられるわけですが、この実績がこれに今示されております。この両事業の実績を見た中での評価といいますか、費用対効果といいますか、そのようなものを町はどのようにとらえておられるのか。単純にこれを1台あたりに割ってみますと、本当にごくわずかな人数しか乗っていないと、そういう中で運行がなされておると。今年度は役所間のルート変更をしながら利用の実績を確保しようということで取り組んでおられるわけですが、その実績はいずれ出てくるんでしょうけれども、この時点でどのような評価をされているのか、それをひとつお聞かせいただきたいと、このように思います。

それから、同じ資料の公共施設の利用の状況、町民会館、文化会館は、これは町の事業の一つということで、ほとんど実績が同じような形で推移をしております。そういう中で、上堺会館は、ほぼ前年度実績の半分、あるいは大総会館に至っては利用度がゼロだと、そのような数値がここに出ておりますけれども、これもやはり合併して大きな町になった中で、むしろ地域の中で本来であれば利用度が上がってもいいというふうに考えられる面もあるかと思うんですが、実際はこのような状況なんですが、このようなことをどのようにとらえ、また、この施設の利用度をどのように上げていこうとするのか、その辺のお考えがありましたらお聞かせいただきたいと、このように思います。

それから、決算書の中で、各款でそれぞれ委託料、これがいろいろ数多くのっております、いろんな形で業者に委託をされておられるわけですが、非常にこの不用額というものも多く出ております。その委託料の予算の見積もりといいますか、そういうものをまずお聞きしたいと。

それから、この委託料の中で、162ページで、農業委員会の農家台帳整備委託料、予算額が41万2,000円のところ支出が9万6,437円と、不用額が31万5,563円と、このような大きな不用額が出ております。また、193ページの道路橋梁総務費委託料、これも非常に大きな不用額が出ております。こういうようなのを見たときに、じゃ、積算はどういうような形になっているのか、そのようなちょっと疑問を持ちますので、その辺の説明をひとつお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まず、バス関係でございますが、廃止代替バスというのは、千葉交通に対する補助金。この補助を出すことによってバスを走らせてもらうと。補助がなかったら会社のほうで運営できないので、バスを廃止してしまうということから、一応、高

高齢者の足、循環バスも含めて、やはりバスがないと困る方もおりますので、採算から言うのとれていない面もあるかと思いますが、一応そういうことで補助を出して、バスの運行をしていただいていると。循環バスにつきましては、もともと高齢者の足を確保するというような意味から始めておりますので、費用対効果はどうかと、こう言われちゃいますと、とれていないと言える面もあるかと思いますが、ただ、先ほど申し上げましたように、高齢者の足の確保という点から考えますと、多少のところは仕方がないのかなというように感じております。

以上です。

議長（八角健一君） 社会文化課長、高埜広和君。

社会文化課長（高埜広和君） それでは、私のほうからは、教育施設の利用状況ということでお答えをいたします。

若梅議員からご指摘のありましたように、町民会館、あるいは文化会館、これらの施設につきましては、そこで行う事業の規模等によりまして、若干ずつ人数が多かったり少なかったりということになっておりますけれども、ほぼ例年同じ程度の人数で来ています。その中で、大総会館がゼロだということでありまして、昨年まではここに大総の診療所を開設しておりました。その関係で、そこに診察に来る方が利用していたということになりますが、前年度いっぱい診療所が閉鎖されてしまいましたので、現在については全く利用していないという状況であります。この施設の今後の利用についても、大きな課題として私どものほうではとらえておりますので、よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 産業振興課長、林新一君。

産業振興課長（林 新一君） それでは、162ページの農家台帳整備ですが、委託料でかなりの不用額が出ているというお話でございますが、これにつきましては、税の土地台帳と農家台帳のその土地の状況を照合するという作業でございますが、安く委託できたというものもあるんですが、筆数的にも少なかったというのが、不用額が生じた理由でございます。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） 決算書の193ページの真ん中辺ですが、1,542万6,915円という多額の不用額、この件のご質問でございますけれども、これは道路台帳の入札の減によるものでございます。この事業につきましては、旧横芝・光の道路台帳の整備の仕方に差がございまして、この際、全部きれいに路線名、あるいはデジタル化によって瞬時に占用だとか、あるいは24条申請といひまして、道路管理者以外の者が行う工事だとか、そういったものを

瞬時に機械上、画面でこれらを統合するために予算を組んであるものでございます。

平成19年度に2カ年事業というふうに組みまして、受注型地方入札を実施した結果、半値以下で落札ということでございます。

なお、この件に関しましては、議会の議決案件で、議会のほうへこの案件を出しまして、議決していただいたという経緯もでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） これは、県の積算基準、あるいは見積もり、こういったもので積算をしまして、きちっと積算をしたものでございます。

なお、今、ほかの自治体を見ましても、委託関係につきましては、かなりの低入札でそれこそ契約が行われているのが実態でございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） まず、3点ほどお伺いいたしたいと思います。

79ページ、行政センター維持管理事業の駐車場撤去工事についてお伺いいたします。どの場所でどのような工事なのか。

そしてもう一点、89ページ、シャトルバス運行事業、運行費負担金として750万を拠出しておられるようですが、たしか旧蓮沼、松尾、横芝、芝山の4町村でやった事業の継続かと思いますが、現在は1市2町かと思いますが、その負担割合と今後の予定、運行の内容等がわかればお願いしたいと思います。

最後に1点、119ページ、シルバー人材センター運営費補助金、たしか昨年度は750万を補助されておったかと思いますが、今年度はその3分の2の500万ということで、シルバー人材センターは、もちろん相手様から料金をいただいてやっており、また事務費等もいただいておりますが、その内容はどのようなものなのか、これはたしか国・県も補助をされているかと思いますが、その辺のところを詳しくお尋ねします。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まず、行政センターの工事ですが、これは行政センター廃止に伴いまして、行政センターの東側ですね、職員用の駐車場みたいな形であったわけですが、あそこを畑に返しまして地主の方に戻したという工事でございます。

それから、シャトルバスですが、議員おっしゃるとおり、旧3町1村で負担していたわけですが、山武市の合併によりまして、旧松尾、旧蓮沼分を山武市、ですから旧横芝の倍の金額を山武市で持って、芝山と横芝光につきましては4分の1ずつという負担割合で現在負担しております。運行等に関しましては、今までどおりほとんど変わらない形で運行されているという予定になっております。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） シルバー人材センターについてのお尋ねでございます。119ページでございます。

議員ご指摘のとおり、18年度まで700万円強の運営費補助を行ってまいりました。19年度、今年度、20年度も500万円という金額を補助させていただいておるところでございます。町が補助をした金額の同額が、国からも補助金が流れるというものでございます。

運営の実態でございますけれども、現在、会員数は253名でございます。平成19年度の契約金額は1億5,880万円、受注件数は2,124件でございます。したがって、1件当たりの受注金額は7万4,800円という平均になるわけでございます。延べ就業人数ですが、3万1,897人ございまして、1件当たり15人ぐらいの会員が仕事についているというものでございます。

そういう状況ございまして、シルバー人材センターは、ご高齢の方が元気で仕事をして健康寿命を延ばすという意味では、医療保険あるいは介護保険財政に非常にいい影響が出ているのかなというふうに考えております。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 健康な方がおって大変結構だと思いますけれども、750万から500万ですか、その算定の根拠を教えてくださいたいと思いますが。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今の福祉課長の説明にもあったとおり、業績が伸びることによる報酬がふえた、その部分、当然のことながら、町の負担金を減らすという、ただそれだけでございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） そこには特に算定の根拠はあるわけではなくて、要は、もうかっているから減らすんだよということですね、利益が出ているからということですよ。

〔「そうです。あくまで運営費の補助だから」と言う人あ

り]

2番(森川 忠君) 利益というのは、多分あれば、お1人時給幾らとかという形でお支払いしますよね。利益って出るんでしょうか。

要は、事務費をいただいて、その中から利益が出ているという評価ですか、それは。

議長(八角健一君) 福祉課長、山本照男君。

福祉課長(山本照男君) シルバー人材センターは、仕事を受注してそのお金をいただいて、その一部を、事務局の運営費として1割を使い、そのほかは仕事をされたご本人に報酬としてお返しするというものでございまして、もうかったからといって金額を減らしたのかということですが、運営が十分維持できるという状況の中で、ここまででしたら運営ができるというものを確認しながら補助の金額を定めておりますので、今後も状況によりましてはそういうことに変更が出てくる可能性はございますけれども、仕事をいただきました、すぐに給料として払うだけのお金が入ってこないという場合には、一時的に積立金なども必要になります。そういう積立金なども考慮をしながら、その運営に支障のないというような確認といたしますか、そういう見積もりをした上で額の決定をしているというところでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長(八角健一君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(八角健一君) 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(八角健一君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は2時50分といたします。

(午後 2時40分)

議長(八角健一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

議案第14号の質疑、討論、採決

議長(八角健一君) 議案審議を続けます。

質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

日程第17、議案第14号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番(越川洋一君) 町の会計は、低所得者、とりわけ最近、3人に1人が200万以下の所得者だというふうに言われますけれども、年金生活者、退職者が多いですね。そして、事業費の負担がないというふうな性格を持っていると思いますが、そういった中で、国庫負担がきちっとされていないと、高い保険税が押しつけられるというふうにならざるを得ない。そういうふうな性格を持っている会計だというふうに思います。

一方では、国民皆保険というふうなことで、その趣旨に沿った運用がされなければならないと思いますけれども、19年度の決算は、調定額が14億500万、何とその中で収入未済が3億3,000万。取り立て等の努力もされているようでありますけれども、つまり、これを見ても、それから正規の保険証でない交付、これを見ても、税額が払い切れる水準のものでないことのあらわれではないのかなと、収入未済が多くていいとは思いませんけれども、そういうふうに思います。

さて、2008年5月の時点で、資格証の交付が216、短期証が524、滞納世帯が881、世帯数の16.7%まで膨らんでいるというふうに受けとめております。これは合併時との比較としても相当ふえているのではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

08年度は、この上に後期高齢者負担分が上乘せになってきているから、もっと大変な会計の結果になるというふうに思います。

そういう中で、町の裁量権を発揮して、町長の特別の事情の適用なんかも柔軟に適用することを検討しながら、そういう意味でのこの会計の改善を図って、被保険者の受診おくれなどのそういう事態で悲惨な状況が起きないように、そういう配慮が必要だというふうに私は思います。いかがですか。

議長（八角健一君） 住民課長、海保清一郎君。

住民課長（海保清一郎君） ご質問の中で、資格証と短期保険証のことがございましたけれども、6月1日現在で資格証の交付件数が277件、短期保険証の交付件数が433件でございます。これ以降、納付相談とかできまして、かなり現在のところは減ってはいると思えますけれども、資料にあります数字は、今のとおりでございます。

あと、以前にも越川議員からご質問がありましたけれども、乳幼児医療、あるいは児童・生徒の医療費の無料化、子供たちに対しましては、その世帯が資格証であっても保険証を発行できないかというお話があったそうでございましたけれども、それは国保担当課と税務担当課で協議いたしまして、なるべく特別の事情の中に、この小学生以下には資格証でなく短期保険証ということで今進めておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 国民健康保険制度と申し上げますのも、やはり国民健康保険法にのっとり自治体が管理運営をしているわけでございますけれども、そうした中に、それだけの部分の、ある所得水準による税として徴収をさせてもらっている中で、やはりこの公平公正というものを考えていかなければならないものでありますし、また、その不足分については、町が単独で繰り入れをしていかなければならない性質のものでございます。そうした中で、どこの部分が分岐点になるのかというようなお話になるわけでございまして、町長の裁量権の中には当然含まれているものとは認識はしているものの、やはりどれだけの繰り入れが適正なものなのか、これは町財政全般にかかわる問題に大きく左右してくるものでございますので、今後もその辺のところを傾注しながら進めてく所存でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 独自の医療費の無料化の制度をただ単に機械的に運用するのではなくて、血も涙もある、そういう、滞納者の子供へもこの制度を波及するという、そういう努力は貴重で大いに評価をするものです。そして、この資格証、短期証の数の変更も、税を徴収する努力とのかかわりで若干変動がありますけれども、確実にふえていくということですよ。この会計も、やはり一般会計からの合併を前にしての5,000万ずつの2年続けたの繰り入れとかじゃなくて、これは緊急避難だということだったんですが、そういう努力もされていますけれども、やはり多くは、国の負担が、過去を見ても減っちゃっているということ

で、本来、この皆保険制度を守るという点での国の負担が、前進こそ必要だと言われている会計です。ですから、ただ単に町政の運営自体が悪いんじゃないくて、そういう背景も含めて、やはりもっと国が出すべきだという要求だとか配慮だか、こういうものを含めてどうするかということが重要だというふうに思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第18、議案第15号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第19、議案第16号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） この介護保険会計も、3年ごとの見直しで保険料が上がってきております。反面、施設、在宅の介護基準、これは後退しているというふうに思います。そういった中で当町は、障害者特別控除、これをいち早く導入しまして取り組んできているわけです。この対象者交付状況というのは、356、山武市が35、匝瑳市が41ですから、これと比較しても先進的で非常にすばらしい結果を生んでいるのではないかなというふうには思います。

しかし、06年の介護保険料の値上げ、介護報酬のマイナス改定という中で、人材不足だとか劣悪な労働条件、深刻な経営難ということが引き起こされているわけですね。こういう中で、報酬の引き上げ待ったなしという状況にあるというふうに思います。介護ベッド、車いす、要支援1、2が要介護1、原則利用できないような実態も起きているわけですね。介護予防という名前によって、介護の取り上げ、居住費、食費、これが保険の適用外になる、施設を退所するという、こういう実態が広がっております。

とりわけ介護職員、ケアマネジャー、ヘルパーの報酬、これが、働き手が不足するような状態になっているというふうに思うんですけども、この点での地位の向上を求められていると思います。介護を支える人の労働条件、この改善、つまり、ケアマネジャー、ヘルパーさん、これらの今の報酬の状況というのはどういうふうになっているのか。この辺も改善していかないと介護の充実にはならないというふうに思うんですが、そういう点を尋ねたいと思います。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） 議員おっしゃられますとおり、介護保険を取り巻く状況、その中で一番の大きなものとしたしましては、介護職員がその職に長くい続け、生活を続けることができない。とりわけ都市部におきましては物価高騰、物価が高い中で、同じ介護報酬で生活が立ち行かない、仕事が続けられないという状況がマスコミ等で報道されているわけでござ

ざいます。昨日も舛添大臣が出席いたしました会議で、介護報酬の見直しが本格的にスタートしたと、来年の1月ごろをめどに答えを出したいという状況が報道されました。

私どもも保険者の一人といたしまして、都市部だけではなく、この郡部である当町におきましても、介護の職員が長く続けられない、一生懸命その道で自分の技術と経験を生かしたいと思ってもそういうわけにいかないという実態が見えてとれるわけでございますので、その辺については十分注視をしていきたいというふうに思っております。

この介護報酬につきましては、オールジャパンの中で設定されるものでございますので、それを注視していきたいと思いますが、昨日の報道の中では、ただただ介護報酬を上げるだけではなくて、その介護報酬の何割かを必ず職員の給与に回すように、それを公表するんだというような、そういうことも提案の一つとして上がっているようでございますので、そういったことも十分注視していきたいと思っております。とりわけ、3期の介護保険事業がことし終わりました、21年度から第4期が始まるわけでございますので、その辺も踏まえて十分に意を用いてまいりたいというふうに思っております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第20、議案第17号 平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第21、議案第18号 平成19年度横芝光町菅東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第22、議案第19号 平成19年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 地区別座談会を行っても、この救急医療、命と健康にかかわる住民の関心というのは非常に大きくて、町に対する期待も非常に大きいわけですね。そういった中で、町立病院の存在、これに対しても非常に大きな関心を持っています。これを拡充してほしいと、信頼できる病院にしてほしいというのが住民の願いであります。その上において、私は、もっと情報を公開して、理解と協力を外に、住民に求める手法をするべきだというふうに言ってきたわけですが、検討委員会を通じての内部努力はされているわけですが、やはりそういった形がちょっと違うと。ですから、そういうことも含めて検討していただきたいということを申し述べておきたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第23、議案第20号 横芝光町立横芝中学校家具備品物品売買契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第24、議案第21号 和解についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで議案審議を終了します。

請願・陳情の件

議長（八角健一君） 日程第25、請願・陳情の件を議題とします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長、伊藤囃樹君。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤囃樹君登壇〕

産業建設常任委員会委員長（伊藤囃樹君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託された、請願第1号 燃料、肥料、飼料、

農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願及び請願第 2 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月11日、午後3時30分、委員全員出席のもと、紹介議員である越川洋一議員から趣旨説明を求め、請願2件の審査を行いました。慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、請願第1号については採択、請願第2号については不採択と決定いたしました。

本会議におかれまして、ご了承承りますようお願い申し上げます、審査結果の報告といたします。

〔産業建設常任委員会委員長 伊藤囃樹君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、総務常任委員会委員長、野村和好君。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君登壇〕

総務常任委員会委員長（野村和好君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において総務常任委員会に付託された、陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月11日、午後3時30分、委員5名出席のもと、陳情第1号の審査を行いました。慎重審議の結果、陳情第1号につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、不採択と決定をいたしました。

本会議におかれましてご了承賜りますようお願い申し上げます、審査結果の報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま各委員長から報告のありました請願2件、陳情1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔18番議員「ご順番に、請願第2号」と発言〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） きょう、農林水産大臣が辞職をいたしました。主たる原因は、カビ毒・農薬汚染米はミニマムアクセス米だということであります。これを管理、チェックできない農水省の体たらくが多くの国民に明らかになっているわけですが、驚くことに、これら

の食品衛生法に違反する米が、お弁当やおかきやしょうちゅうや給食までに広く使われていたと。そういうことを一方でしながら、お米の消費が減退したと。これが理由で、今、農家は4割もの減反を押しつけられております。また、あの流通過程が非常に複雑でインチキだったということにも見られますように、政府がこの米の流通に責任を持たなくなると、このことが低米価を生んでいると。いわゆる減反の拡大と低米価の原因が、このミニマムアクセス米、要らない米の輸入にあるということは明らかであります。こらが、消費者、農家を苦しめている原因であります。

ですから、11日の常任委員会の段階によりも、きょうまでの間にこのことがいよいよはっきりしてきたわけですから、常任委員会の段階の不採択は再検討して、これは採択すべきだということを主張したい。

請願第2号です。以上です。

議長（八角健一君） これより請願第1号、請願第2号、陳情第1号について採決します。採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択とするものです。この請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、請願第2号は不採択と決定しました。

次に、陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情書について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。この陳情を採択することに賛成

の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、陳情第1号は不採択と決定しました。

ここで休憩をいたします。

（午後 3時18分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時19分）

日程の追加

議長（八角健一君） 休憩中に産業建設常任委員会委員長、伊藤囃樹君から、発議第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、そのように決定しました。

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより発議第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で今期定例会に付議された案件のすべてを議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成20年9月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 森川 忠

議員 越川 洋一